



第1節 保存・活用の現状

1 調査・研究の現状

第4章で整理したとおり、これまで本市では、飯能地域遺産に関する調査を数多く実施してきました。本市では、飯能地域遺産の把握を目的に、昭和30年代から「主要文化財台帳」の制度ができ、文化財に造詣がある調査員が社寺や個人などの所有する文化財を調査し、価値の高いものについて台帳に登録し、保存を図っていました。現在、この制度は残っていませんが、この時に作成された主要文化財台帳には、現在、県指定や市指定になっているものも数多く認められます。

網羅的な詳細調査は、『飯能市史』編さん事業に伴うものが挙げられます。『飯能市史』編さん事業は、昭和49年（1974）に開始され、昭和63年（1988）まで14年かけて実施し、通史編のほか、資料編12冊と年表が刊行されました。市史編さんの際に収集された資料の保存と活用を模索する中で、株式会社丸広百貨店からの寄付金を原資として、平成2年（1990）に飯能市郷土館（現在は飯能市立博物館）が設置され、飯能地域遺産を研究し、活用する拠点施設として活動しています。市史編さん時に調査・収集された古文書や写真、資料などは現在でも博物館の基礎資料となっています。



写5-1 飯能市史

個別の飯能地域遺産については、昭和50年代から文化財保護審議委員の全面的な協力により把握調査が行われています。地域計画作成に伴い取りまとめた飯能地域遺産は、主にこの時実施された調査の成果に基づいています。

また、埼玉県が県下全域を対象として実施した文化財調査の中で本市所在の飯能地域遺産が対象とされたものもあります。



写5-2 文化財関係刊行物

市や県が実施した調査以外では、郷土史家が取り組んできた調査、地元の自治会が実施した調査などがあります。

2 保存の現状

（1）生涯学習課所管事業

① 文化財の新規指定

昭和25年（1950）に文化財保護法が制定され、それを受けて埼玉県や本市でも文化財保護条例が制定されました。これにより、昭和30年代から昭和40年代にかけて多くの文化財が指定を受け、本市では令和5年（2023）3月現在で国、県及び市の指定が109件となりました。文化財の指定は、文化財の種別ごとに把握調査を実施した後、その中から優品を選んで行っています。近年では、平成9年（1997）に宝篋印塔や一字一石経が、平成11年（1999）に建造物が、平成18年（2006）に五輪塔、宝篋印塔が、平成20年代に獅子舞や祭り囃子などの無形の民俗

文化財が新たに指定文化財に加わりました。また平成28年度（2016）以降は年に1件ほどの文化財指定を行い、文化財の保存の措置については着実に進めているところです。

しかし、指定を受けた文化財のすべてが日常的に市民に公開されているわけではありません。それを補うために、文化財を解説する刊行物や解説板の設置などを行い、指定された文化財をより多くの人に知ってもらう努力が求められています。

② 指定文化財の保存整備

指定を受けた文化財は将来にわたってその価値を保ち続ける必要があるため、適切な時期に保存整備する必要があります。本市では、所有者からの要望を受け、国や県、市などからの補助金により文化財の修理・修復や整備に取り組んでいます。修理や整備に際しては専門的な視点から助言を受けられるように、専門家からなる修理検討委員会を組織し、後世に確実に文化財を伝えていけるよう努力をしているところです。



写5-3 長光寺三門修理風景

指定文化財の修理は、時に大規模な修復、整備が求められる場合があります。平成に入ってから実施した大掛かりな保存整備事業には次表のようなものが挙げられます。

表5-1 主な保存整備事業（平成以降）

文化財指定区分（種類）	対象	事業の種別	実施時期
県指定有形文化財（建造物）	長光寺本堂	半解体修理工事	平成8年度～平成10年度
市指定有形文化財（建造物）	店蔵絹甚	復原修理工事	平成19年度～平成20年度
市指定有形文化財（建造物）	長光寺三門	修理工事	平成29年度
市指定有形民俗文化財	二丁目山車	復原修理工事	平成22年度～平成24年度
市指定有形民俗文化財	河原町山車	修理事業	平成25年度
県指定有形文化財（彫刻）	常楽院薬師如来坐像	修理事業	平成13年度
県指定史跡	中山信吉墓	整備工事	平成29年度
市指定有形文化財（考古資料）	西光寺板石塔婆	修理事業	平成23年度
県指定有形文化財（書跡）	中山信吉木碑	修理事業	令和元年度～令和2年度
市指定有形民俗文化財	落合家人形芝居及び 説経節関連資料	修理事業	令和4年度～継続中

文化財の修理は、その価値を損なうことのないよう、伝統的な技法によって行われることが多いため、その費用は高額となり、所有者の負担も大きくならざるを得ません。市が負担する補助金額については、条例でその割合が定められているため、所有者の負担を軽くするために、民間の財団などによる助成や他の補助金を活用することも求められます。またこれからは、特定寄付制度やクラウドファンディングなど、修復にかかる費用を多くの人から少しずつ集める仕組みについて、検討を進めていかなければなりません。

③ 指定文化財の防災

近年、温暖化の影響などにより自然災害は大規模となり、かつその発生頻度も増えています。こういった自然災害から指定文化財を守るため、所有者には、文化財防災マニュアルを配布しています。ここには、地震や風水害、火災などの場合に対応する手順や緊急時の連絡先などが記載されています。また市内に所在する国・県指定の建造物については、毎年10月の最終日曜日に防火訓練を行っています。内容は火災の認知・通報に始まり、初期消火と貴重品の搬出、地元の消防団や消防組合による消火訓練などで、4か所で1年に1件ずつ交代で実施しています。

そのほか、現在埼玉県で文化財レスキューの制度の運用が検討されています。広域災害の発生時に文化財を誰がどう守っていくか、難しい課題の解決の一助になるものと考えています。

市内の文化財に対する防火設備の整備状況は次のとおりです。



写5-4 文化財防火訓練
(白鬚神社)



写5-5 防災設備設置工事
(福德寺)

表5-2 防火設備の整備状況

文化財指定区分（種類）	対象	事業の種別	実施時期
重要文化財（建造物）	福德寺阿弥陀堂	火災通報装置	昭和44年度
県指定有形文化財（建造物）	長光寺本堂	火災通報装置・消火設備設置	平成12年度
県指定有形文化財（建造物）	常楽院不動堂	火災通報装置	平成16年度
市指定有形文化財（建造物）	店蔵絹甚	火災通報装置	平成19年度
重要文化財（建造物）	福德寺阿弥陀堂	消火設備設置	平成22年度
重要文化財（建造物）	福德寺阿弥陀堂	火災通報装置更新工事	令和4年度

これらの設備は毎年消防法に定められた点検を受け、適切な管理を行っています。

しかし、文化財を多く所有している多くの神社や寺院において、それを支える集落の人口減少などにより、適切に維持管理することが難しく、破損や損傷があっても修理できない事例が見られるようになっていきます。また、社寺を管理する宮司や住職が兼務であることも多いため、かわりが薄くなっている場合もあります。本堂や社殿には仏像や工芸品など多くの文化財やその他の地域遺産が所在し、これらの飯能地域遺産に汚損や盗難、火災の危険が及ぶことが危惧される状況です。人口が減少していく中で社寺を中心とする飯能地域遺産をどう守っていくのかが大きな課題となっています。

(2) 博物館所管事業

① 資料の収集

博物館では年間50件ほどの資料寄贈があるほか、地域に関する資料を購入しています。そのほか60件ほどの資料を受託しています。

② 収蔵資料目録の刊行

博物館で収蔵している民俗資料（民具が中心）や古文書、写真資料などの整理を毎年着実にを行い、隔年で収蔵資料目録を発行しています。令和3年度（2021）までで8冊発行しています。



写5-6 博物館収蔵資料目録

③ 収蔵資料の保存

博物館では新たに収蔵した資料の燻蒸を毎年1回行っているほか、収蔵庫や展示室、名栗村史史料保管室などの環境調査を年2回実施しています。また名栗民俗資料保管庫の燻蒸も年1回実施しています。

④ 収蔵資料の修復

当館収蔵資料のうち劣化の著しいものや利用頻度の高い古文書、絵図などの修復のほか、VHSやベータなど磁気テープに記録された映像データのメディア変換を行っています。

3 活用（公開及び普及啓発）の現状

本市では、昭和32年（1957）7月に文化財保護審議委員会が発足し、市内の本格的な文化財調査が開始されました。また、昭和49年（1974）から昭和63年（1988）にかけて市史編さん事業が行われ、その事業をとおして古文書や写真資料などが収集されました。そして昭和56年（1981）には郷土資料館の建設を視野に入れた民具収集も始まっています。その後、本市では昭和46年（1971）と昭和61年（1986）に受けた寄付金を基に文化庁の補助金などを加え飯能市郷土館を建設し、平成2年（1990）4月に開館しました。開館した飯能市郷土館には、昭和50年代に収集した民具はもとより、飯能市史編さん事業で収集した資料が引き継がれました。その後、開館から28年が経過した平成30年（2018）4月に、常設展示改装とあわせ、郷土館が所在する飯能河原・^{てんらんざん}天覧山周辺の自然のビジターセンター的機能を付加し、名称を飯能市立博物館（愛称「きつとす」）と変更して、リニューアルオープンしました。また、平成26年（2014）には名栗地区行政センター内に、名栗くらしの展示室を開設し、炭焼き、^{よう}養蚕、機織り、麦づくりといった名栗地区での生業を、民具資料を中心に紹介する展示を行っています。現在、飯能市立博物館では、埋蔵文化財以外の地域の歴史文化の収集・整理・保存を行い、



写5-7 博物館の自然ビジターセンター的機能

展示や各種講座・学習会などの教育活動を行っています。

一方、生涯学習課では、各種文化財の所在調査や詳細調査を行い、指定して保存すべき文化財の価値づけを行っています。また、指定した文化財の保存や管理、修理などの事業を行い、文化財を用いた普及活用事業を行っています。あわせて埋蔵文化財の保存・調査、普及活用事業を行っています。

（１）生涯学習課所管事業

① 文化財説明板の設置

文化財を多くの人に理解してもらうため、新たに指定した文化財を中心に、案内板を現地に設置しています。これまで国指定1基、国登録1基、県指定17基、市指定25基、未指定ほか6基の計50基を設置しました。そのほか、埼玉県が設置し、その後管理を引き継いだ、市内の社寺や景観、伝承などを紹介した「ふるさと歩道」解説板が市内に19基あります。また、都市公園の説明板には遺跡の解説パネルが設置され、周辺の遺跡を紹介しています。

説明板の中には、設置後年数が経過し解説が読みにくくなっているものや破損しているものなどが見受けられ、改修などが必要な状況になっています。



写5-8 ふるさと歩道看板
(八耳堂と軍荼利神社)



写5-9 文化財解説看板
(見光寺宝篋印塔)

② 文化財関連刊行物の発行

定期刊行物として「文化財時報」と「はんのうお宝スポット」があります。文化財時報は、平成17年度（2005）（平成18年（2006）3月発行分）から年1回発行し、本市の文化財保護行政の活動記録ともいえるべきもので、昭和33年（1958）から継続して発行し、令和6年度（2024）末で153号を数えます。「はんのうお宝スポット」は年1回発行し、様々な文化財について、わかりやすく解説することを目的に平成17年度（2005）から発行しています。将来的にはお宝スポットを見れば本市の文化財を調べられるようにしたいと考えています。



写5-10 文化財関連刊行物

それ以外に、地区ごとの文化財などの情報を紹介する「文化財マップ」や刊行時点ですべての指定文化財の解説を収録した『飯能の指定文化財』を刊行しています。また近年では、植物の把握調査成果をまとめた『飯能の植物』を刊行しました。ただし、内容が専門的で一般の方には難しかったため、普及版として『天覧山・多峯主山の植物』を春編・夏編・秋冬編の3冊に分けて刊行しました。カラー写真をふんだんに掲載したわかりやすい内容としたことから、多くの人から好評を得ています。

③ 埋蔵文化財の活用

市内には177か所の遺跡が存在し、毎年多くの発掘調査を実施しています。発掘調査の対象となった遺跡については、遺跡見学会や発掘調査状況を解説する調査案内板の設置など、発掘調査現場での普及活用事業を行っています。

しかし、生涯学習課では埋蔵文化財の展示施設を有していないため、出土品を広く市民に公開する機会を提供できていません。ただし、現在出土品を保管している市内の二



写5-11 埋蔵文化財出土品展

つの学校には、小規模ながら展示ケースを設置して出土品の展示を行っています。また、市所有施設（^{なみやなぎ}双柳地区行政センター）1か所でも、出土品を展示しています。

さらに、博物館の特別展示室を会場に、小中学校の夏休み期間中「埋蔵文化財最新出土品展」を隔年で開催しています。過去2年間に実施した発掘調査の成果とともに出土した土器や石器などの遺物を、より早く市民の皆様にご覧いただく機会として実施しています。あわせて、各回テーマを決めてそれに沿った出土品と遺跡や遺構の解説を展示しています。

また近年は、最新出土品以外に、報告書を刊行した調査について、発掘調査後室内での調査を経て明らかになったことを展示することにも力を入れています。

また、平成22年（2010）には『掘り起こせ！地中からのメッセージー発掘調査でわかった飯能の歴史ー』を刊行しました。発掘調査で見えてきた本市の歴史を、解説図や写真を多く用い、広く市民に読んでいただけるようにわかりやすく編集したものです。以下の表に、埋蔵文化財最新出土品展の概ね10年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-3 埋蔵文化財最新出土品展の実績（概ね10年間）

開催年度	開催テーマ
平成24年度（2012）	埋蔵文化財最新出土品展 平成23-24年度の調査から
平成25年度（2013）	はじめまして土師器です。～市内の古墳時代土師器一堂に会す～
平成27年度（2015）	掘り起こせ！古代からのメッセージ
平成30年度（2018）	埋蔵文化財最新出土品展 平成28-30年度の調査から
令和2年度（2020）	特集 横道下遺跡 山間部に残された縄文時代中期の集落
令和4年度（2022）	古代の飯能

④ 図書館との連携

図書館は文化財をはじめとする地域の歴史や文化に関する図書を収集し、主に郷土資料コーナーなどに配架して利用に供しています。近年は、埋蔵文化財の報告書を一般の人にも手に取ってもらえるように、図書館の一角で「発掘調査報告書を読み解く」といった展示を実施し、また「発掘調査報告書からわかること」をテーマに講座を開催するなど、図書を通じた文化財の普及に連携して取り組んでいます。



写5-12 「発掘調査報告書を読み解く」
(図書館)

(2) 博物館所管事業

① 特別展

特別展は、平成10年度（1998）までは春秋の2回、平成11年度（1999）以降は秋に1回開催しています。また、平成6年度（1994）より展示図録も発行しています。開館以来これまで42回実施し、本市の新たな歴史や文化の掘り起こしを行ってきました。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-4 特別展の実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成24年度(2012)	『山上の霊地ー子ノ権現・竹寺・高山不動・岩殿観音ー』
平成25年度(2013)	『飯能方面湖水の如し』
平成26年度(2014)	『機屋の挑戦ー明治から昭和へ、小槻工場物語ー』
平成27年度(2015)	『武蔵野鉄道開通』
平成28年度(2016)	『高麗人集結ー霊亀二年にやってきた開拓者たちー』
平成29年度(2017)	常設展示改装
平成30年度(2018)	『吾野ー未来へつなぐ地域の記録ー』
令和元年度(2019)	『飯能の名宝』
令和2年度(2020)	『山里に咲いた芸ー説経師・薩摩千代太夫と幻の「片瀬人形」ー』
令和3年度(2021)	『飯能縄市ー近世の市と市街地の発展ー』
令和4年度(2022)	『天覧山』
令和5年度(2023)	『原市場村秘史ー受け継がれる記録と記憶ー』



写5-13 特別展『山里に咲いた芸』



写5-14 特別展『飯能縄市』



写5-15 収蔵品展『てぬぐいの中の飯能』

② 収蔵品展

当館の収蔵資料を市民に広く紹介するため、平成11年度（1999）より春に開催しています。同時開催で、当年度に収集した資料のお披露目の場となる「新収蔵品展」も実施しています。収蔵品展は令和5年（2023）春までに24回実施しています。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-5 収蔵品展の実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成26年度（2014）	小学校教師が撮影した飯能-「大正デモクラシーの時代」-
平成27年度（2015）	秋を彩るものがたり
平成28年度（2016）	おふだ大集合
平成29年度（2017）	絹の里のうちおり
平成30年度（2018）	—（リニューアルのため開催無し）
令和元年度（2019）	きつとすクロニクル
令和2年度（2020）	手紙が語る戦争—兵士の思い—
令和3年度（2021）	てぬぐいの中の飯能
令和4年度（2022）	地図にみる飯能の移り変わり
令和5年度（2023）	祝う・寿ぐ—きつとすの吉祥文様—

③ 博学連携に関する展示

当館では、市内の小・中学校の児童・生徒による社会科の自由研究の成果を展示する「小・中学校社会科研究展」を9月に開催しています。同展は中学校の社会科教員との協議によって平成10年度（1998）からはじまり、令和5年度（2023）で26回目を迎えます。このような展示は県内でも珍しく、児童・生徒の社会科への関心を深め、地域研究の担い手づくりという面でも非常に重要な事業です。

また、3学期には小学3年生が社会科で暮らしの移り変わりについて学びますが、その内容に対応した展示「むかしのくらし —民家の台所再現—」を実施し、後述する市民学芸員とともに体験学習やむかしの生活道具に関するクイズなどの学習支援を行っています。



写5-16 博学連携「むかしのくらし体験指導」



写5-17 博学連携「むかしのくらし体験指導」

④ その他

その他に、平和教育にかかわる展示などを行っています。また、地元の^{するがだい}駿河台大学メディア情報学部の博物館学ゼミナールの学生による実習展示も開催していました。

4 活用（教育活動）の現状

（1）生涯学習課主催事業

① 文化財講座

昭和60年代から開催しており、例年一つのテーマを決め、3回から4回で実施しています。近年、講師は外部に依頼することが多く、主に成人が対象となります。

講座開始当初は、講師が地元の方であることが多かったため、講座終了後講師がそのまま指導者となり、受講者を中心とする有志で文化財を学ぶサークルをつくり継続して学びを深めている例もあります（仏像、石仏など）。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。



写5-18 文化財講座
『考古学から判明した地域の歴史』

表5-6 文化財講座の実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成26年度(2014)	高麗郡建郡と飯能
平成27年度(2015)	飯能の民俗芸能 ～双盤念仏を中心に～
平成28年度(2016)	有形文化財（建造物）の保存 ー長光寺三門を例にー
平成29年度(2017)	飯能の成り立ち ～地形・地質について学ぼう～
平成30年度(2018)	平成から令和へ ー譲位・即位に伴う儀礼とはー
令和元年度(2019)	武蔵武士と飯能（中止）
令和2年度(2020)	考古学から判明した地域の歴史（中止）
令和3年度(2021)	文化財担当者が語る飯能の文化遺産
令和4年度(2022)	考古学から判明した地域の歴史
令和5年度(2023)	武蔵武士と飯能

② 文化財めぐり

市外の文化財を学ぶ機会として計画された事業で、開始当初は観光バスを借り上げて県外に行くこともありました。しかし、一般の人でも文化財を見学に行ったりその情報を入手したりすることが容易になったため、市が所有するバスで、市内を中心に見学するようになりました。

現在は、公共交通機関を使い、ハイキングとあわせた文化財めぐりを行っています。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-7 文化財めぐりの実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成26年度(2014)	飯能市内の文化財を巡る
平成27年度(2015)	高麗郡の足跡を巡る
平成28年度(2016)	飯能の産業～和紙～
平成29年度(2017)	飯能の産業Ⅱ～織物～
平成30年度(2018)	渋沢平九郎ー維新への想いー
令和3年度(2021)	村を歩く 矢風村編
令和5年度(2023)	村を歩く 岩沢村編



写5-19 文化財めぐり『村を歩く 矢風村編』

③ 子ども文化財教室

小学校中学年から中学生といった、なかなか文化財に触れる機会が無い年代の子どもに、体験をとおして文化財を学んでもらうことを目指しています。事業の内容によっては、親子で募集することもあります。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-8 子ども文化財教室の実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成26年度(2014)	市内文化財めぐりとかるたづくり
平成27年度(2015)	夏休み子ども文化財教室「ワクワク！発掘チャレンジ！」
平成28年度(2016)	夏休み子ども文化財教室「ワクワク！発掘チャレンジ！」
平成29年度(2017)	明治の建物からの挑戦状 ―店蔵「絹甚」
平成30年度(2018)	土器のかけら型クッキー「ドッキー」をつくろう！
令和元年度(2019)	新春 武蔵野七福神めぐり
令和5年度(2023)	「掘ったあとはどうなるの 見てみよう・やってみよう土器の復元」



写5-20 子ども文化財教室
『発掘チャレンジ』



写5-21 子ども文化財教室
『ドッキーをつくろう』

（2）博物館主催事業

① 夏休み子ども歴史教室

平成2年度（1990）の開館以来、毎年夏休み期間中に主に小学生を対象とした体験学習会を実施しています。これまで担当学芸員が工夫し様々なプログラムを行ってきました。直近10年間の実績を以下の表に掲げました。



写5-22 夏休み子ども歴史教室
『きっとすふしぎ発見！』

表5-9 夏休み子ども歴史教室の実績（直近10年間）

開催年度	開催テーマ
平成26(2014)	文化財めぐりとかるた作り
平成27(2015)	武蔵野鉄道開通100周年記念「西武池袋線」人間すごろく大会
平成28(2016)	「飯能市郷土かるたのたび」（かるた遊び、智観寺・絹甚見学、智観寺絵札作成） 「飯能市郷土かるたのたび」（あけぼの子ども森公園・武蔵野炭鉱・茜台・吾妻峡見学、かるた遊び）

開催年度	開催テーマ
平成29(2017)	くずし字に親しむ～遊んで・読んで・書いてみよう～
平成30(2018)	はじめまして、日本刀！
令和元(2019)	古文書に挑戦！～くずし字を読んで・遊んで・書いてみよう～
令和2(2020)	きっとすふしぎ発見！
令和3(2021)	飯能パズルを作って、知るー私の住む“町の名は”
令和4(2022)	「山のくらしとしごと～西川材で箱メガネづくり～」 「川のくらしとしごと～箱メガネで入間川のいきもの観察～」
令和5(2023)	「めざせ！縄文土器はかせ」

② 自然観察会・自然講座

平成30年度（2018）に飯能河原・天覧山周辺のビジターセンター的機能が付加されたことにより、その中心的事業として行っている活動です。自然観察会は年3回、自然講座は年1回ほど実施しています。直近5年間の実績を以下の表に掲げました。

表5-10 自然観察会の実績（直近5年間）

開催年度	開催テーマ
平成30年度(2018)	里山の草花を訪ねて
平成30年度(2018)	飯能河原の石の標本づくり
平成30年度(2018)	秋を彩るものがたり
平成30年度(2018)	里山の動物たち～生きものとの共生～
令和元年度(2019)	いつもよりもっと知る！天覧山の夏の植物
令和元年度(2019)	飯能河原のいきもの調査隊
令和元年度(2019)	秋の訪れとタカの渡りを見に行こう
令和2年度(2020)	さとやまの小さな生きもの観察会
令和2年度(2020)	冬の森へ出かけよう
令和2年度(2020)	初めての”おさんぽバードウォッチング”
令和3年度(2021)	身近な自然を知る！春のミニ自然観察会
令和3年度(2021)	わくわく昆虫探し
令和3年度(2021)	天覧山きのこ散歩
令和4年度(2022)	野鳥の鳴き声講座
令和4年度(2022)	早春の植物さんぽ
令和5年度(2023)	春先のチョウを観察しよう
令和5年度(2023)	川の生き物を観察しよう
令和5年度(2023)	ひろって集めて、飯能河原の石しらべ



写5-23 春の自然観察会
『里山の草花を訪ねて』



写5-24 自然講座
『天覧山のひみつをさぐれ!』



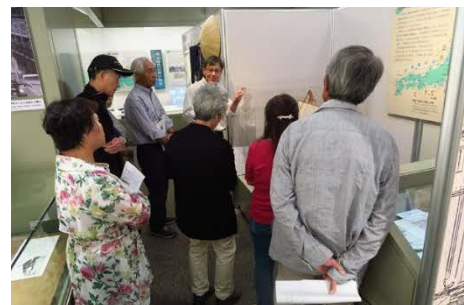
写5-25 自然講座
『カヤネズミの巣を見に行こう』

表5-11 自然講座の実績（直近5年間）

開催年度	開催テーマ
平成29年度(2017)	どんぐり探検隊
令和元年度(2019)	天覧山のひみつをさがれ！
令和元年度(2019)	飯能河原のいきものたち
令和2年度(2020)	カヤネズミの巣を見に行こう
令和3年度(2021)	いきものの宝庫”谷津”を知る
令和4年度(2022)	これが牧野富太郎の名づけたハンノウザサ！
令和5年度(2023)	植物標本づくりを体験しよう

③ 交流活動

博物館では、市民に向けた学習機会を提供するシステムであるとともに、本務学芸員を補完する立場で、博物館側の情報発信機能と受け手の市民の間をつなぐ伝達媒体としてのサポーターと位置づけ、平成11年度（1999）より「市民学芸員」の養成を開始しました。現在も博学連携、古文書整理、麦作文化探求の3分野に分かれ、45人ほどが活動を行っています。博学連携は、小学3年生の社会科学習のための当館見学のプログラム作りやその対応、古文書整理は、博物館収蔵文書の翻刻やその成果を生かした現地案内、麦作文化探求は当該地域に伝統的な麦作の生産技術の伝承やそれにかかわる文化の探求などを行っています。

写5-26 市民学芸員活動
（古文書整理型）写5-27 市民学芸員活動
（館外研修）

④ アウトリーチ活動

市民からの出前講座などの出張授業の要請を受け、博物館学芸員が館外で本市の歴史や文化、当館周辺の自然について話をしています。出前講座は年間20回前後、受講者数は600人から700人になります。



写5-28 出前講座

⑤ 資料の利用

博物館で収蔵している資料のうち古文書や写真などを利用していただいています。年間120件ほどで点数は年によって差がありますが、主に古文書サークルなど当館を拠点に活動している団体の学習教材のほか、市民や地域の団体による記念誌、PR動画やテレビ番組の制作などに使われています。また、他館や学校へ貸し出すこともあります。

⑥ レファレンスの対応

博物館には地域の歴史や文化の問い合わせなど様々な問い合わせが寄せられます。その数は年

間200件から300件ほどで、真摯な対応を心がけ、その回答に要した調査成果は記録としてまとめて次回以降に生かすなど、当館に対する満足度を向上させる活動として重視しています。

5 運営及び体制整備（市民・団体との協働）の現状

（1）保存に関する協働

① 文化財保存関係団体との連携

市内には文化財の保存にかかわっている団体が各種存在します。囃子や獅子舞、双盤念仏といった郷土芸能を保存継承するために、各地区に設立されている保存会がそれにあたります。また、それらの保存会を束ねる組織として「飯能市郷土芸能保存会」があります。同会は、令和6年度（2024）に創立50周年を迎え、本市の郷土芸能の継承と発展に寄与しています。



写5-29 郷土芸能保存会周年記念誌

② 市内関連団体との連携

市が所有し、市指定文化財にもなっている歴史的建造物「店蔵絹甚」^{みせくらきぬじん}の管理・活用は、地域の商店街が主となって担っています。



写5-30 店蔵絹甚の解説ガイド

（2）活用に関する協働

① 学校教育との連携

近年、学校教育との連携は活用における重要な施策に位置づけていますが、新型コロナウイルス感染症対策などの影響もあり、事業展開が滞っている現状があります。このような状況下でも、時にはオンラインを活用するなど様々な工夫しながら出張授業を実施しています。埋蔵文化財に関する出張授業では、各学校区から出土した遺物を可能な限り教室へ持ち込み授業を行っています。土器や石器の実物に直接触れてもらうほか、模造した石皿・磨石、黒曜石のナイフの使用体験や縄文土器の拓本作成など、体験メニューも取入れています。



写5-31 出張授業「縄文時代」

また、古文書や古写真、民俗資料など博物館の収蔵資料を生かした授業も行っています。ほかにも、郷土芸能や自然分野など、学校からの多様なニーズに応えています。

総合学習や歴史の授業への出張授業が多いですが、近年は小学校の歴史クラブや高校の進路指導など、幅広い連携を進めています。

② 市内関連団体との連携

奥むさし飯能観光協会や商工会議所とは、イベント時や観光案内に文化財を紹介・解説する内

容を実施・掲載してもらうなど、文化財を観光資源としても有効に活用してもらうための事業連携を行っています。

また、商工会議所女性会が市指定有形文化財店蔵絹甚の活用のために始めた飯能雛飾り展は、現在飯能を代表するイベントの一つとなっています。ほかにも同会では市内の小学生向けに「飯能郷土かるた」を作成し、博物館が連携して普及事業を開催しました。

③ エコツーリズムとの連携

本市では、「飯能市エコツーリズム推進協議会」が中心となり、「飯能エコツアー」の名称でエコツーリズムを積極的に展開しています。市民や団体が企画しガイドを務めることによって、体験をとおして飯能の魅力を多くの人に理解してもらおうという活動です。このエコツーリズムにも飯能地域遺産が活用され、エコツアーガイドを対象にした講義を実施し、文化財に関する様々な情報を提供しています。エコツアーをとおして本市の歴史文化の魅力を伝えてもらうよう、連携を進めています。



写5-32 飯能エコツアー
「歴史建造物を巡る」



第2節 保存・活用の将来像

本市には、「山」・「町」・「里」それぞれに固有の歴史文化があり、それらが互いに関係しあい、影響しあいながら現在の飯能市を作り上げています。どの地域が無くても現在の飯能市の成立は無かったものといえます。全ての地域の多様な歴史文化があったからこそ、現在の本市があるのです。

本市にはすでに人口減少社会、高齢化社会が到来しています。そのような状況の中でも、地域の文化財をはじめとした飯能地域遺産を適切に後世に引き継ぎ、地域の歴史文化を地域の人々が中心になって守り育てることで、地域への愛着と誇りが醸成され、活発な地域コミュニティが形成される、そんな飯能市を目指すことが重要です。

地域計画は、地域全体が一丸となって飯能地域遺産を発見し、その価値を見出すことで地域にとっての宝とするとともに、それを守り、地域の大切な資源として育てることを通じて、地域そのものに愛着と誇りを感じてもらい、魅力にあふれ、活力あるまちとなることを目指します。このような考えに基づき、地域計画では次のとおり飯能地域遺産の保存と活用の将来像を定めます。

【飯能地域遺産の保存と活用の将来像】

『飯能地域遺産を発見し、守り、活用する』

地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまち』

上記の将来像を実現させるため、多様な主体が協力し合い、地域が一体となって飯能地域遺産の保存と活用に取り組む必要があります。そのため、将来像の実現に向けたスローガンを次のとおり掲げ、市民総がかりで取り組んでいきます。

＜将来像を実現するためのスローガン＞

『飯能地域遺産をみつけよう まもろう そだてよう』

将来像の「発見し」は、「みつけよう」というスローガンにつながり、「発見と周知」の視点に連携しています。同様に、将来像の「守り」は、スローガンの「まもろう」、視点の「保存」に連携します。さらに、将来像の「活用する」は、スローガンの「そだてよう」、視点の「活用」「体制づくり」に連携します。

将来像2行目の「地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまち」については、飯能地域遺産を活用することで、醸成される感情や成果を示したものです。この将来像の実現のための視点として、「活用」「体制づくり」が位置づけられ、「ひとづくり」や「まちづくり」「にぎわいづくり」につなげていく活用、「たもつしくみ」や「いかすしくみ」をつくり上げ動かしていく「体制づくり」に連携しています。

また、地域計画では将来像の実現に向けた取組を検討するにあたり、飯能地域遺産の「発見と周知」「保存」「活用」「体制づくり」の四つの視点から課題と方針を整理しました。それぞれの視点の基本的な考え方は次のとおりです。

表5-12 将来像の実現のための視点と視点に基づく区分

視 点	視点に紐づく区分
I 飯能地域遺産の発見と周知 飯能地域遺産の保存・活用を進めるためには、その対象を正確に知ることが第1のステップとなります。そのため、市域に存在する飯能地域遺産をみつけ、「しらべる」ことでその価値を知ることが不可欠です。 そこで、みつけた飯能地域遺産を、地域住民をはじめ多くの人が知ることができるよう環境を整えます。 さらに、飯能地域遺産について、多様な媒体や学習機会を通じて幅広く「みせ」「つたえる」ことで、その認知度の向上を図ります。	1. しらべる 2. みせる 3. つたえる
II 飯能地域遺産の保存 これまで地域の宝として大切に継承されてきた飯能地域遺産は、一度失われれば二度とみることでできないかけがえのない市民の財産です。したがってこれらの活用を進めるためには対象となる飯能地域遺産を確実に後世へ「つなげる」ことが重要です。 また、飯能地域遺産を、手をつけずに放置することなく、時には人の手を掛けることで対象を日常的に守る体制をつくり、さらには、災害や犯罪などのリスクからも確実に「まもる」ための取組を推進していきます。	4. つなげる 5. まもる
III 飯能地域遺産の活用 飯能地域遺産はそれがただ存在しているだけでなく、多方面への活用により様々な波及効果を生み出すことで一層価値が高まり、人々にとってかけがえのないものになるよう、活用をとおして育てることが大切です。 そこで、学習や人材育成といった「ひとづくり」、都市計画やコミュニティの形成といった「まちづくり」、さらには観光産業を中心とした産業活動への活用といった「にぎわいづくり」への活用を進め、多様な取組により活力あるまちの実現を目指します。	6. ひとづくり 7. まちづくり 8. にぎわいづくり
IV 飯能地域遺産をたもち、いかす体制づくり 飯能地域遺産の保存・活用を確実に実施していくためにはそれを担う人材を確保し、育て、推進していくための体制づくりが不可欠です。 これまで地域遺産の保存の中心となってきた所有者、管理者や行政機関だけでなく、伝統芸能などの担い手である市民も含め幅広い主体の参加のもと、支える人々を育て、地域遺産を「たもつしくみ」を整えます。 また、これまで個別に実施されてきた教育や観光産業などとの連携を強化・体系化して、幅広く持続可能な「いかすしくみ」の構築を目指します。	9. たもつしくみ 10. いかすしくみ



第3節 保存・活用の課題

1 「しらべる」に関する課題

(1) 未調査の飯能地域遺産の調査が必要

山間部の集落における人口減少により、各地域の民俗文化財や受け継がれてきた伝統行事などが失われつつあります。また、自然分野のうち特に動物、地質鉱物などの飯能地域遺産についても、その把握が十分ではありません。

あわせて、開発などにより失われる危険性のある埋蔵文化財については、記録保存のための発掘調査を継続して実施する必要があります。

(2) 過去に調査した飯能地域遺産の追加調査が必要

地域の歴史資料や歴史的建造物などの文化財は、存在は知られていたとしても価値づけが行われないまま放置されたりする現状にあり、これを防ぐための、継続的な資料情報の収集や詳細調査、指定などに向けた取組が求められています。

(3) 調査成果の整理が不十分

各種文化財の把握調査や埋蔵文化財の発掘調査、飯能地域遺産の資料収集といった一次的な調査業務は行われたものの、そこから先の詳細調査や調査により入手した資料の整理作業がなされていない飯能地域遺産が多く存在しています。

調査した資料の価値を高めるためにも、調査データの整理作業を適切に進め、あわせて活用を念頭にしたデジタル化を進めていく必要があります。

2 「みせる」に関する課題

(1) 調査記録と成果の公開が不十分

博物館に収蔵された資料の整理が進まず、十分に公開することができていません。

また、飯能地域遺産やそれらに関する情報をせっかく収集し、整理ができて、その成果を発信できていない状況です。地域遺産の情報が死蔵されないように積極的な公開に努める必要があります。

(2) 飯能地域遺産の展示が不十分

飯能地域遺産に関する調査や研究の成果は、博物館などにおける展示や公開、文化財所在地における解説板設置などで発信していく必要があるものの、現在は十分に整備されているとはいえない状況です。

博物館などの公開施設において特別展の開催や埋蔵文化財最新出土品展などの公開事業を開催していくとともに、一般公開されている飯能地域遺産を案内する解説板や案内サインなどを整備して、適切に展示・公開していく必要があります。

3 「つたえる」に関する課題

(1) 飯能地域遺産の情報の管理が不十分

本市には、市内各所に魅力ある飯能地域遺産が所在していますが、その情報の把握と発信が十分にできていません。特に各地域で開催されている伝統行事については、その現状の把握調査が不十分なために、市民に開催情報を周知できていません。

また、飯能地域遺産に関して把握した情報や調査成果について、デジタル化や一元的な情報化が進んでいないため、庁内における情報共有や、市民への情報提供、市民による情報検索といったことができていません。そのため、調査成果のデジタル化及び共有、発信、支援を進める必要があります。

せっかく収集した飯能地域遺産の情報が発信されていないため、市民や市外からの来訪者に情報が届いていません。

(2) 記録した飯能地域遺産の情報発信が不十分

本市では、飯能地域遺産の調査成果を広く伝えることを目的として、刊行物などの作成を行っています。しかし、刊行されてから年月が経ち、内容が古くなってしまったものや、頒布の在庫が無くなり、手に入らなくなってしまったものが多くあります。

また、自然分野のうち地質鉱物などは調査に着手していますが、刊行物の発刊に至っていない現状があります。

刊行物の新規作成や復刊、内容の更新をしたり、刊行物以外にホームページなど多様な媒体による情報発信を行ったりするなど、調査成果を広く伝える取組をする必要があります。



写5-33 発掘調査に関する刊行物

(3) 飯能地域遺産を知る機会が不十分

飯能地域遺産を広く市民に伝えるためには、講座や現地見学会など様々な事業をとおして発信する必要がありますが、現在は十分に事業が展開されているとはいえません。

普及啓発の事業やエコツーリズムなどにおいて飯能地域遺産を活用することで、地域遺産情報を発信し、周知につなげていく必要があります。



4 「つなげる」に関する課題

(1) 飯能地域遺産の価値づけが不十分

飯能地域遺産を未来へつなげるためには、その歴史的・文化的意義を適切に価値づける必要がありますが、できていないのが現状です。そのため、必要な調査を実施した上で、文化財保護行政における諮問機関である飯能市文化財保護審議委員会の指導・助言を受けながら、適切に価値づけする必要があります。

(2) 文化財保護制度の適切な運用が必要

本市にとって貴重な文化財を保護するため、各種の指定制度に基づいた文化財保護を行う必要がありますが、文化財の指定や登録が進んでいない状況にあります。

また、現在、指定を受けた文化財を保存や管理をしている所有者や管理者に対して、文化財の保存について必要な助言や支援が行えていない状況です。文化財の専門家の助言を所有者に伝え、適切に保存していけるようにする必要があります。

5 「まもる」に関する課題

(1) 指定文化財の計画的・総合的な修繕が必要

指定や登録を受けた文化財に対して、国・県・市だけでなく、民間の団体などからの各種助成事業が制度としてありますが、これらの制度を文化財の所有者や管理者に十分に理解してもらえる方法で伝えられていません。

文化財の修理は、長期的な計画のもとで適切な時期・内容で行う必要があるにもかかわらず、それに必要な長期計画が作成されていません。

また、博物館に収蔵されている資料は膨大な量になり、中には修理を必要とするものも含まれています。しかし、修理が必要な資料について、その作業が進んでいません。市が所有する建造物については、壊れた箇所の修繕は実施していますが、長期的かつ安全に保存するための視点を持った計画的な修繕は実施できていません。そのため、多様な飯能地域遺産に対して、それに適した長期的な修繕計画を作成する必要があります。

(2) 飯能地域遺産の防災・防犯意識が不十分

文化財の所有者や管理者が文化財を守っていくため、どのような危険が想定されているのかを知るために必要な文化財ハザードマップが作成されていません。飯能地域遺産についても、同様のことがいえます。そのため、市が作成している土砂災害などのハザードマップをもとに、飯能地域遺産を守るためのハザードマップを早期に作成する必要があります。

また、指定を受けた文化財の建造物を対象に定期的に防火訓練を実施していますが、地域全体の防災意識向上の取組につながっていません。建造物の保存には日常の管理や日頃の見守り活動が欠かせません。防火訓練をとおして、防災意識の醸成をいかに行っていくのが課題です。

（３）災害や犯罪に対する備えが不十分

災害発生時に適切な対応がとれるよう、文化財所有者や管理者に対して、作成した文化財緊急対応マニュアルを周知し、有事に備える必要があります。

また、文化財が盗難にあったしまった際、その文化財の情報を全国に周知し、発見につなげる必要がありますが、全ての文化財の最新の情報を整理して記載した文化財情報カード（緊急時に使用する文化財情報を記載したカード）が整備されていません。そのため、盗難時に、迅速に情報を提供することができず、発見の遅れにつながってしまう危険性があります。

指定された建造物において、自動火災通報装置や消火設備などの防災設備が設置されていないものがあり、保存の観点から設置が求められます。また、地域の人口減少などにより指定の建造物を見守る人が減っており、火災の感知を自動で消防署に通報するシステムの拡大が望まれます。

（４）飯能地域遺産を守るための施設が不足

現在、本市には文化財を収蔵するための施設として、博物館の収蔵庫と生涯学習課の文化財収蔵施設があります。しかし、いずれの施設も保管されている文化財が大量にあり、現時点でその収蔵可能性が不足している状況です。したがって、新たな文化財の収蔵が必要となった場合でも受け入れを制限しなくてはならない状況であり、このままでは文化財の保存に対して非常に大きな影響を及ぼしてしまいます。さらに、今後新たに保存を検討すべき文化財以外の飯能地域遺産についても、収蔵施設が不足している状況です。

そのため、新規の飯能地域遺産の収蔵施設の確保や、既に保管している収蔵資料の効率的な収納方法を検討する必要があります。

6 「ひとづくり」に関する課題

（１）飯能地域遺産の学習機会が不足

学校教育の場では、郷土学習が飯能地域遺産を学ぶ機会となりますが、文化財部局が所有している飯能地域遺産に関する情報が十分に提供できていないのが現状です。

また、市内の児童生徒にはタブレット端末が貸与され学習に用いられているものの、文化財部局が所有する飯能地域遺産の情報はタブレット端末に配信できるようにデジタル化されたものになっていません。デジタル化を進め、情報の活用を図る必要があります。

さらに、近年では、災害への備えとして「災害史（その地域に起こった災害の歴史）」を学び、防災に生かす取組が重要であるとされています。把握された地域の災害史の情報は、市民に伝え理解してもらうことで防災意識の向上につながることが期待されるため、その発信が必要です。

（２）市民活動への支援や補助制度が不足

飯能地域遺産の活用にあたって、市民は非常に重要な役割を担いますが、飯能地域遺産にかかわる市民活動に対して十分な支援が行われていません。現在、市内にはいくつかの郷土史を研究する団体がありますが、飯能地域遺産に関する情報の提供や講師の派遣など、団体の活動に対する支援が十分ではありません。



また、現在博物館で活動している市民学芸員は、博物館を学びの場として自らで学び、博物館活動のボランティアグループとして市民活動の支援を行っていますが、メンバーの拡充なども含め、その活動の活性化を図っていく必要があります。

さらに、現在本市には制度などに基づく文化財ボランティアの組織がありませんが、今後、文化財の保存・活用を考える上で、市民の協力は欠かせません。そのため、市民による文化財を対象としたボランティア活動を行う団体の創出や文化財ガイドの育成を検討する必要があります。

7 「まちづくり」に関する課題

(1) 飯能地域遺産のまちづくりへの活用が不十分

市内には数多くの民俗芸能が伝わり、主に地域の人々により継承活動が行われ、その活動をおして、地域のつながりやコミュニケーションが図られています。近年の少子高齢化や価値観の多様化、社会構造の変化により、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。そのため、多くの人に民俗芸能に携わってもらい、そこから地域のつながりを作っていく取組が求められます。

また、市内には歴史的な建造物が数多く残されています。これらの中には、現在空き家となっているものもありますが、空き家の中に歴史的な建造物が含まれるという認識が不足しているため、有効な再生や活用が図られていません。一方、住居として住まわれている歴史的な建造物については、その価値を正確に理解し、地域のシンボルや歴史の象徴として評価することができていません。そのため、歴史的な建造物を正しく価値づけし、その有効活用による、空き家対策や中心市街地の活性化、地域のシンボル化につなげる取組が必要です。

さらに、本市は市域が広く、文化財を見学するためには適切なルート設定が求められますが、テーマや地域、時代などに視点を置いた設定が行われていません。多くの人が市内を周遊し、文化財を見てもらうためのルートを設定し、マップを整備する必要があります。

8 「にぎわいづくり」に関する課題

(1) 飯能地域遺産の地域活性化への活用が不十分

本市には、西川材や飯能焼といった伝統的に生産されている産物があります。しかし、これらの伝統的な産物を生かし、現代の特産品として開発するような取組が十分に進んでいません。

本市の特徴の一つとして、エコツーリズムの取組を挙げることができますが、飯能地域遺産を取り扱うエコツアーは少ないという現状があります。そのため、飯能市エコツーリズム推進協議会と協力し、飯能地域遺産にかかわるエコツアーが実施できるように、情報の提供やガイドの育成活動に取組むとともに、飯能地域遺産を生かしたエコツアーのメニュー開発を市民と一緒に取組んでいく必要があります。

また、市内の各所には歴史的建造物が残され、その一部は店舗や宿泊施設、見学施設などに活用されています。その他数多く残された歴史的建造物を市外からも人を呼べる施設に整備し、活用を図る必要があります。

さらに、天覧山・飯能河原周辺は、民間の観光施設なども所在しており、市外からも多くの人を訪れる場所です。この地域には、数多くの飯能地域遺産があり博物館もありますが、観光と連携した取組に生かされていないため、飯能地域遺産を活用した取組が必要です。

加えて、飯能地域遺産を活用した官民協働のユニークベニュー※の取組がまだ不十分です。集客や産業への波及を図るため、取組をさらに推進する必要があります。

※「ユニークベニュー」…特別な（ユニーク）会場（ベニュー）という意味で、ヨーロッパで生まれた考え方です。歴史的な建物、寺社仏閣、博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、体験会や展示会、コンサートなどを実施することで、特別感や地域の特性を演出することを目的としています。

9 「たもつしくみ」に関する課題

（1）飯能地域遺産を守る担い手が不足

市内では、民俗芸能の保存継承を目的とした文化財の保存団体が活動しています。市ではこれらの保存団体に向けた支援を行っていますが十分ではありません。また、若年層やこれから民俗芸能を担っていく世代の育成に積極的に取組み、飯能地域遺産を守り・活用していく次世代の人材を育て、保存団体のすそ野を広げるような活動を中心に支援をしていく必要があります。

飯能地域遺産を生かそうとする活動に取組み始めている市民の団体もあります。このような団体を把握し、団体が実施する取組に協力するとともに、支援を行っていく必要があります。

本市では、文化財にかかわる専門職員が博物館と生涯学習課に配置されています。これら専門職は、必要に応じて採用が行われていますが、計画的な採用はできていません。飯能地域遺産にかかわる専門職として、計画的な採用を実施する必要があります。

（2）飯能地域遺産の所有者・管理者の支援や連携が不足

文化財を所有、管理する人は、文化財の保存に関して責任を負っています。しかし、その方々が、情報や意見を交換したりする場がありません。互いに困っていることなどを相談できるようにするため、相互に交流する場を創出する必要があります。

同様に、文化財の保存団体についても、相互の活動情報や各団体の保存継承に関する取組についての情報交換や交流の場がないため、情報の提供や取組への支援、市民団体相互の交流の場を創出し、活動の充実や活発化を促進します。

（3）飯能地域遺産の保存のための制度充実が必要

現在、本市には、文化財保護条例に定める市指定文化財以外の、市独自の文化財に関する登録制度はありません。そのため、市民が大切だと感じ、後世に残すべきだと考える飯能地域遺産について、それを保存するための制度導入について検討する必要があります。

また、文化財の保存・活用には多くの資金が必要です。現在は市の財源だけでなく、国や県の補助金や民間の団体の補助金を活用していますが、十分とはいえません。そのため、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな財源確保のための調査検討を進める必要があります。



10 「いかすしくみ」に関する課題

（１）既存施設や各地区との連携が不足

現在は店蔵絹甚や名栗くらしの展示室、一部の地区行政センター、小中学校など、市の施設の一部で文化財の展示を行っています。地区行政センターや小中学校は市域に広く所在しているため、これらの施設の一角に飯能地域遺産を展示する場所を確保し、モノの展示だけでなく、様々な地域遺産に関する情報を発信することが、多くの市民に飯能地域遺産を知ってもらうのに効果的です。市の多くの施設と協力しながら取組を進めていくことが求められます。

また、各地区にはまちづくり推進委員会が組織され、地区ごとの特色を生かした活動が行われています。しかし、これらの活動に飯能地域遺産が十分に活用されている状況ではありません。飯能地域遺産は、各地区の特徴を際立たせるために有効な素材となります。まちづくり推進委員会などの団体へ飯能地域遺産に関する情報を提供し、協働してまちづくりに生かす取組を行っていく必要があります。

（２）市民や市民団体などへの支援強化が必要

市民の中には、飯能地域遺産に関する知識や技術を持っていながら、それを生かすことができていない人がいます。それら貴重な人材を生かす仕組みづくりが必要です。

法第192条の2では、文化財保存活用支援団体を市が指定することができることと明記されています。指定された団体は、文化財の保存・活用の主体者として補助金の申請者や取組を主体的に行うことができるようになります。本市には、文化財保存活用支援団体を指定する制度がありません。今後、文化財を保存活用していく上で、市民や市民の団体との協働は欠かせません。その為にも、この指定を行う制度について検討する必要があります。

（３）県や近隣の自治体との連携が不足している

文化財は行政単位の中だけに分布しているわけではありません。近隣自治体にも分布が広がる文化財もあります。文化財の価値を明らかにして、価値づけするためには、市外に所在する文化財についても調査・研究することが必要です。広がりを持つ文化財についての調査や研究に関しては、近隣自治体との協力関係を構築して実施していく必要があります。

また、埼玉県文化財保護協会では、文化財非常災害対策委員会が組織されています。協会の中に災害時の文化財への迅速な対応が位置づけられています。本市では現在、この組織と協働した取組はできていませんが、防犯や防災、災害時の対応など、関係の構築を進めていく必要があります。

（４）飯能地域遺産に関する拠点の整備が必要

現在、市内には、飯能地域遺産を生かし、活動するための拠点となる施設がありません。活動の活性化や支援につなげていくためにも、既存施設を活用した活動の拠点整備を行う必要があります。

第4節 保存・活用の方針

1 方針の概要

前節までに整理した現状と課題を踏まえ、地域計画の将来像である「飯能地域遺産を発見し、守り、活用する 地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまち」を実現するため、地域計画では、次のとおり方針を定め、飯能地域遺産の保存・活用に取り組んでいきます。

表5-13 視点-区分-課題-方針の関係性

視点	区分	課題	方針
Ⅰ 飯能地域遺産の発見と周知	1. しらべる	(1) 未調査の飯能地域遺産の調査が必要 (2) 過去に調査した飯能地域遺産の追加調査が必要 (3) 調査成果の整理が不十分	①新たな飯能地域遺産の発見 ②飯能地域遺産の再確認 ③調査成果の整理と公開
	2. みせる	(1) 調査記録と成果の公開が不十分 (2) 飯能地域遺産の展示が不十分	④飯能地域遺産の公開 ⑤飯能地域遺産の展示
	3. つたえる	(1) 飯能地域遺産の情報の管理が不十分 (2) 記録した飯能地域遺産の情報発信が不十分 (3) 飯能地域遺産を知る機会が不十分	⑥飯能地域遺産の情報の一元化 ⑦多様な媒体による情報発信 ⑧飯能地域遺産に関するイベントなどの開催
Ⅱ 飯能地域遺産の保存	4. つなげる	(1) 飯能地域遺産の価値づけが不十分 (2) 文化財保護制度の適切な運用が必要	⑨飯能地域遺産の適切な価値づけ ⑩制度に基づく飯能地域遺産の継承
	5. まもる	(1) 指定文化財の計画的・総合的な修繕が必要 (2) 飯能地域遺産の防災・防犯意識が不十分 (3) 災害や犯罪に対する備えが不十分 (4) 飯能地域遺産を守るための施設が不足	⑪飯能地域遺産の修繕 ⑫防災・防火・防犯に向けた啓発活動 ⑬災害時などにおける備えの強化 ⑭飯能地域遺産を守るための拠点整備
Ⅲ 飯能地域遺産の活用	6. ひとつづくり	(1) 飯能地域遺産の学習機会が不足 (2) 市民活動への支援や補助制度が不足	⑮飯能地域遺産を活用した教育活動 ⑯飯能地域遺産に係わる市民などへの支援
	7. まちづくり	(1) 飯能地域遺産のまちづくりへの活用が不十分	⑰飯能地域遺産とまちづくりの連携強化
	8. にぎわいづくり	(1) 飯能地域遺産の地域活性化への活用が不十分	⑱飯能地域遺産を生かした産業の活性化
Ⅳ 飯能地域遺産をたち、いかす体制づくり	9. たもつしぐみ	(1) 飯能地域遺産を守る担い手が不足 (2) 飯能地域遺産の所有者・管理者の支援や連携が不足 (3) 飯能地域遺産の保存のための制度充実が必要	⑲飯能地域遺産を守る担い手の確保 ⑳保存・活用を担う主体のネットワーク化 ㉑飯能地域遺産の保存・活用の制度充実
	10. いかすしぐみ	(1) 既存施設や各地区との連携が不足 (2) 市民や市民団体などへの支援強化が必要 (3) 県や近隣の自治体との連携が不足している (4) 飯能地域遺産に関する拠点の整備が必要	㉒庁内関係部局との協力体制の整備 ㉓多様な主体の参加の仕組みづくり ㉔市外を含む広域連携の促進 ㉕飯能地域遺産を活用する際の拠点づくり



2 視点別の方針

次に、前節で挙げた四つの視点に紐づく、10の区分に従って、方針を整理します。

（Ⅰ）飯能地域遺産の発見と周知

1. 「しらべる」に関する方針

本市に所在する民俗文化財や地域の伝統的な行事、動物、地質鉱物など自然分野の飯能地域遺産を、適切に保存・活用するため、まず把握のための調査を推進します。また、開発などが原因で失われる危険性のある埋蔵文化財については、今後も継続して記録保存のための発掘調査を実施します。

博物館などの行政機関において、地域の歴史文化資料の収集や整理、調査研究を行います。調査により把握された飯能地域遺産については、国の登録や市の指定に向けた詳細な調査を実施します。

発掘調査が終了した調査については、速やかに報告書が刊行できるように室内調査を進めます。また、博物館に収蔵された資料についても整理を進め、調査データの公開に向けた取組としてデジタル化に取り組めます。

2. 「みせる」に関する方針

博物館の収蔵資料を生かすため、資料目録の作成や公開を推進します。また、市が収集した飯能地域遺産に関する情報は、様々な媒体を通じて積極的な公開を進めます。

博物館では、飯能地域遺産に関する内容の調査研究の成果を、特別展の開催により公開し、あわせて、埋蔵文化財については、最新出土品展という形で公開を実施します。また、飯能地域遺産を公開する取組として設置している解説板や案内サインは、改修や新規設置を進め、あわせて表記の多言語化を進めます。

3. 「つたえる」に関する方針

地域で行われる伝統行事の開催情報を発信し、多くの人に関心をもってもらえるように周知します。また、飯能地域遺産に関する調査により入手した情報は、デジタル化を進め一元的な管理を行えるように整備し、市民への情報提供や庁内の情報管理を促進します。

これまで刊行してきた指定文化財冊子や埋蔵文化財普及図書の再刊行を進め、あわせて地質鉱物などの自然系の飯能地域遺産についても、普及図書の刊行を実施します。また、入手した飯能地域遺産に関する情報は、様々な媒体を活用して、積極的に情報を発信し、市民が情報を共有できるようにします。

飯能地域遺産に関しての講座や見学会の開催、地域遺産を活用したエコツアーの実施など様々な機会を通じ、その魅力を伝える取組を推進します。

表5-14 視点-区分-課題-方針の関係性（Ⅰ 飯能地域遺産の発見と周知）

視点	区分	課題	方針
Ⅰ 飯能地域遺産の発見と周知	1. しらべる	(1) 未調査の飯能地域遺産の調査が必要 (2) 過去に調査した飯能地域遺産の追加調査が必要 (3) 調査成果の整理が不十分	①新たな飯能地域遺産の発見 ②飯能地域遺産の再確認 ③調査成果の整理と公開
	2. みせる	(1) 調査記録と成果の公開が不十分 (2) 飯能地域遺産の展示が不十分	④飯能地域遺産の公開 ⑤飯能地域遺産の展示
	3. つたえる	(1) 飯能地域遺産の情報の管理が不十分 (2) 記録した飯能地域遺産の情報発信が不十分 (3) 飯能地域遺産を知る機会が不十分	⑥飯能地域遺産の情報の一元化 ⑦多様な媒体による情報発信 ⑧飯能地域遺産に関するイベントなどの開催

（Ⅱ）飯能地域遺産の保存

4. 「つなげる」に関する方針

文化財に関する専門的な機関として、文化財保護審議委員会を開催し、保存・活用に関し様々な助言を得て、文化財行政を進めます。保存・活用に対して出された助言は、文化財の所有者や管理者にも伝え、支援につなげます。

把握され、調査された飯能地域遺産の中から、特に大切なものを選び市の指定など価値づけを行います。その際には、文化財保護審議委員会の専門家から意見を聞き、新たな地域遺産の指定を目指します。

5. 「まもる」に関する方針

文化財の継承には、これまでの破損した部分の修繕ではなく、長期の視点を持った修繕計画を、本市が所有する店蔵絹甚などの文化財だけでなく、飯能地域遺産を所有・管理する方も含め共に作り上げます。また、博物館が所有する資料についても、修復を進めます。修理する上で必要な資金は、補助金や助成金など様々な助成の制度があるため、その制度を所有者や管理者が理解し、活用してもらえる取組を進めます。

さらに、文化財の防火対策に関しては、毎年1月26日の「文化財防火デー」における文化財防火運動や、令和元年（2019）9月に文化庁・消防庁・国土交通省により作成された「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、同年12月に文化庁により策定された「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」などにに基づき、ハザードマップの整備、災害時の対応マニュアルの作成や定期的な防火訓練の実施など、ハード・ソフトの両面から対策を推進します。

一方、文化財の防犯対策に関しては、文化庁より示されている「文化財の防犯対策について（通知）」（平成27年4月30日付け27財伝文第8号）に基づく対策の強化や、有事において迅速な対応を可能とするための文化財情報カードの整備を進めます。建造物の対策については、防災・防犯設備の設置を促進し、設備の保守・管理の支援も実施します。

また、飯能地域遺産を守り保存していくためには、収蔵施設が必要です。既に収蔵されている文化財の効率的な収蔵方法の取組を進め、市の既存施設の利活用や再整備などにより必要な収蔵施設の整備を促進します。



表5-15 視点-区分-課題-方針の関係性（Ⅱ 飯能地域遺産の保存）

視点	区分	課題	方針
Ⅱ 飯能地域遺産の保存	4. つなげる	(1) 飯能地域遺産の価値づけが不十分 (2) 文化財保護制度の適切な運用が必要	⑨飯能地域遺産の適切な価値づけ ⑩制度に基づく飯能地域遺産の継承
	5. まもる	(1) 指定文化財の計画的・総合的な修繕が必要 (2) 飯能地域遺産の防災・防犯意識が不十分 (3) 災害や犯罪に対する備えが不十分 (4) 飯能地域遺産を守るための施設が不足	⑪飯能地域遺産の修繕 ⑫防災・防火・防犯に向けた啓発活動 ⑬災害時などにおける備えの強化 ⑭飯能地域遺産を守るための拠点整備

（Ⅲ）飯能地域遺産の活用

6. 「ひとづくり」に関する方針

飯能地域遺産について学ぶ機会として、学校教育の場を活用するため、郷土学習で利用可能な資料の作成を進め、児童生徒に貸与されているタブレットに向けた情報のデジタル化を促進します。また、地域の防災意識向上に資するため、地域の災害史を活用します。

市民など自らが飯能地域遺産に係わる活動を行う際に、それらの活動に対し情報提供や講師の派遣といった支援を行います。博物館の市民学芸員の活動についても、その活動の充実を図ります。文化財に関するボランティア制度の創出に向け、制度の検討を進め、文化財ガイドの創出と共に制度、人材両面において、地域遺産を生かす活動を実践する制度と人を育てる取組を行います。

7. 「まちづくり」に関する方針

飯能地域遺産をまちづくりに生かすため、各地域に伝わる民俗芸能を地域のつながりの強化に生かす取組を促進します。特に多く残されている歴史的な建造物は、その価値を知ることによって多面的な利用に供することができ、空き家対策や建築当時の雰囲気を感じられる場の創出など、建物の積極的な活用を促進します。また、町中に人々が巡ることで人とのかかわりや商業的な側面での影響が考えられるため、人々を周回させるようなルートの設定とルートマップの作成を進めます。

8. 「にぎわいづくり」に関する方針

本市には全国的に知られるような有名な飯能地域遺産は数えるほどしかありません。しかし、飯能地域遺産を素材に、副次的な要素を加えることで産業や観光資源としての魅力や価値を高めることが可能です。特に市街地に近く観光地化が進んでいる天覧山・飯能河原周辺は積極的な利活用を進めます。また、飯能地域遺産を特別な場として生かす、ユニークベニユーの取組を促進します。飯能地域遺産を地域に魅力を加える要素として活用し、にぎわいの創出を図ります。

表5-16 視点-区分-課題-方針の関係性（Ⅲ 飯能地域遺産の活用）

視点	区分	課題	方針
Ⅲ 飯能地域遺産の活用	6. ひとつづくり	(1) 飯能地域遺産の学習機会が不足 (2) 市民活動への支援や補助制度が不足	⑮飯能地域遺産を活用した教育活動 ⑯飯能地域遺産に係わる市民などへの支援
	7. まちづくり	(1) 飯能地域遺産のまちづくりへの活用が不十分	⑰飯能地域遺産とまちづくりの連携強化
	8. にぎわいづくり	(1) 飯能地域遺産の地域活性化への活用が不十分	⑱飯能地域遺産を生かした産業の活性化

（Ⅳ）飯能地域遺産をたもち、いかす体制づくり

9. 「たもつしくみ」に関する方針

地域遺産を守り・活用していく次世代の人材を育て、活動を支援すること、文化財の所有者や継承団体などが相互で連携する仕組みを整えること、さらに、文化財を守るための資金調達や、お金を稼ぐ活用方法といった新しい制度の構築を検討します。

飯能地域遺産にかかわる活動を行っている市民団体を把握し、団体が必要とする情報の提供や取組への支援、相互の交流の場を創出し、活動の充実や活発化を促進します。

飯能地域遺産を保存・活用するためには、専門知識を有する職員の配置が欠かせません。職員の定年退職などにより、蓄積された知識や情報が失われないような世代交代を行うため、計画的な専門職員の採用と育成を進めます。

10. 「いかすしくみ」に関する方針

市役所内の各所管の事業でも、生涯学習課や博物館と連携しながら飯能地域遺産を生かす体制を構築します。あわせて各地区のまちづくりにかかわる人たちとも同様な取組を進めます。

加えて文化財に造詣のある市民を生かせる仕組みの創出や、様々な立場の方が協力して、地域遺産を守り活用していく取組を検討します。

また、共通する文化財やテーマなどにより、関連性が考えられる自治体とは、市域を越えて、より多角的な側面から飯能地域遺産を守り、活用していくため、広域での連携関係を構築します。また、埼玉県とは災害時の対応も含め、文化財の保存・活用に一緒に取組む関係を強化します。

飯能地域遺産にかかわる活動を行う上で、様々な活動を行う場や活動の拠点となるような施設の整備などを進めるため、既存施設の有効活用を図ります。

表5-17 視点-区分-課題-方針の関係性（Ⅳ 飯能地域遺産をたもち、いかす体制づくり）

視点	区分	課題	方針
Ⅳ 飯能地域遺産をたもち、いかす体制づくり	9. たもつしくみ	(1) 飯能地域遺産を守る担い手が不足 (2) 飯能地域遺産の所有者・管理者の支援や連携が不足 (3) 飯能地域遺産の保存のための制度充実が必要	⑲飯能地域遺産を守る担い手の確保 ⑳保存・活用を担う主体のネットワーク化 ㉑飯能地域遺産の保存・活用の制度充実
	10. いかすしくみ	(1) 既存施設や各地区との連携が不足 (2) 市民や市民団体などへの支援強化が必要 (3) 県や近隣の自治体との連携が不足している (4) 飯能地域遺産に関する拠点の整備が必要	㉒庁内関係部局との協力体制の整備 ㉓多様な主体の参加の仕組みづくり ㉔市外を含む広域連携の促進 ㉕飯能地域遺産を活用する際の拠点づくり



第5節 保存・活用の措置

1 措置の考え方

本章4節に示したとおり、保存と活用の25の方針について、飯能地域遺産全般を対象とした措置を講じるとともに、関連文化財群（第6章で詳述）にかかわる個別の措置を講じます。

また、これらの計画期間内に取組む措置のうち、保存のため緊急性を要するもの、観光や地域振興など他分野と関連し取組の相乗効果が期待できるもの、保存・活用を今後推進していくための土台づくりに資するものを、地域計画における重点的措置と位置づけます。

取組主体のうち、「行政」は、本市生涯学習課・博物館及び関連部局、埼玉県、その他外郭団体を示します。「市民」は、飯能地域遺産が所在する地域に在住する市民を始め、広く市域に在住の方を示します。「各種団体」は、事業者や市内で活動している各種の民間団体、NPO法人、一般社団法人、郷土史研究会などの団体、及び各地区で組織されているまちづくり推進委員会などを示します。「所有者・管理者」は、文化財の所有者及び管理者を示します。「専門家」は、文化財保護審議委員会や大学教授などの専門家、県内の文化財などに関する広域の連携体制を示します。

財源の「市費」は、市の単独費、「県費」は、県の補助金や交付金など、「国費」は、国の文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金など、「その他」は、民間資金などを示し、これらを活用しながら進めていきます。

2 措置

地域計画において、基本方針に基づき実施する具体的な措置は次のとおりです。

表の解説

- ・ 薄緑色で着色されている措置は、実施期間内において重点的かつ優先的に実施する取組を示します。
- ・ 実施主体の詳細は第7章に示すとおりです。表の標記は「所有者・管理者」を略して、「所有者等」と記載します。なお、表中の記号の凡例は次のとおりです。
 - ◎：取組の核となる実施主体
 - ：取組に参加する実施主体
 - △：補助的な役割を果たす実施主体
- ・ 実施期間の詳細は次のとおりです。なお、表中の凡例は次のとおりです。
 - ：期間を設けるもの
 -：恒常的に行うもの
 - 前期：令和6年度（2024）～令和8年度（2026）
 - 中期：令和9年度（2027）～令和11年度（2029）
 - 後期：令和12年度（2030）～令和15年度（2033）

① 新たな飯能地域遺産の発見

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
1	各地域に所在する飯能地域遺産や民俗文化財などの把握調査	集落人口の減少が著しい地域の歴史や文化の現状を把握するため、未指定文化財を含む地域史料や民俗文化財などの把握調査を実施します。	◎ 博物館	○	○	○	◎			
2	自然分野の飯能地域遺産調査促進と情報収集	動物、地質鉱物などの自然系の飯能地域遺産について、所在調査を実施し新たな資源の発見につなげます。	◎ 博物館	○	○	○	◎			
3	地域の伝統行事の把握	各地域で行われている伝統行事について調査を実施し、現状の把握と顕在化を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎			
4	市内遺跡の発掘調査	市内177か所の埋蔵文化財包蔵地の管理を行い、適切な試掘調査及び発掘調査などの保存措置に伴う調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○			

② 飯能地域遺産の再確認

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
5	地域の歴史文化資料の収集	生涯学習課・博物館・図書館などの各行政機関において、地域の歴史文化資料の収集、整理、保存を進めます。	◎ 生涯学習課 博物館 図書館	○	○	△	△			
6	新たな文化財指定に向けた調査の実施	把握された飯能地域遺産の適切な価値づけに向け、価値が高いものについては、文化財指定に向けた詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎			
7	国登録文化財の新規登録に向けた調査の実施	歴史的建造物の国登録に向けて、詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎			

③ 飯能地域遺産の価値の向上

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
8	博物館収蔵資料の整理の進展	飯能地域遺産の活用に向け、博物館に収蔵されている資料の整理を進めるとともに、公開を見据えたデジタル化を図ります。	◎ 博物館	○	△	△	○			
9	埋蔵文化財室内調査の推進	発掘調査終了後、室内調査が終了していない事例について、調査を促進していきます。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○			



④ 飯能地域遺産の公開

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
10	収蔵資料目録の刊行・公開	博物館の収蔵資料を有効に活用するため、収蔵資料目録を刊行し、公開を進めます。	◎ 博物館	△	△	△	○	-----▶		
11	飯能地域遺産情報の積極的な公開	様々な機会に収集した飯能地域遺産に関する情報を地元新聞や広報はんのう、刊行物などを用いて公開します。	◎ 生涯学習課 博物館	○	○	△	○	————▶		

⑤ 飯能地域遺産の展示

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
12	博物館特別展の開催	地域博物館として、本市の歴史文化を調査研究し、その成果を特別展という形で公開します。	◎ 博物館	○	△	△	◎	-----▶		
13	埋蔵文化財最新出土品展の開催	発掘調査の成果をいち早く市民に伝えるため、埋蔵文化財最新出土品展を開催します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○	-----▶		
14	飯能地域遺産の解説板や案内サインの設置・改修と多言語化	各所に設置してある飯能地域遺産の解説板や案内サインの新規設置や改修を行い、あわせて多言語化を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	————▶		

⑥ 飯能地域遺産の発信

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
15	地域伝統行事の情報発信と支援	各地域で把握した伝統行事の開催情報を発信し、継続的な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	-----▶		
16	市内文化財データベースの作成と共有	各種の調査成果(報告書及び調査カード※)のデジタル化を行い、一元的なデータベースの作成と共有を進めます。	◎ 生涯学習課 博物館	△	△	△	○	————▶		
17	飯能地域遺産情報の発信	市民や市外からの来訪者に対し、ホームページなどを通じ、生涯学習課や博物館が所有する飯能地域遺産情報を発信します。	◎ 生涯学習課 博物館 広報情報課	△	○	△	○	-----▶		

※「調査カード」…把握や詳細調査の際に作成したカード

⑦ 多様な媒体による情報発信

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
18	「飯能の指定文化財」冊子の刊行	「飯能の指定文化財」の内容を刷新して刊行します。	◎ 生涯学習課	△	△	○	○			→
19	自然系の飯能地域遺産に関する市民向けガイド本を刊行	地質鉱物などの自然系の飯能地域遺産について、調査により把握した内容をまとめ、一般市民に向けたガイド本を刊行します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	◎	→		
20	地域の自然情報の発信	天覧山や飯能河原を中心としたエリアで収集した、植物などの自然情報をホームページなどで発信していきます。	◎ 博物館 広報情報課	○	○	△	◎			→
21	埋蔵文化財普及図書の刊行	埋蔵文化財調査の成果をまとめ、一般市民に向けた普及用の図書を刊行します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	◎			→

⑧ 飯能地域遺産に関する講座などの開催

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
22	飯能地域遺産に関する講座などの普及啓発事業の開催	本市が主催する講座や現地見学会などで、関連文化財群や飯能地域遺産を活用した事業を開催し、地域の魅力を伝え、「学び」の入口となる場を提供します。	◎ 生涯学習課 博物館 地区行政センター	△	△	△	◎	→		→
23	エコツーリズムにおける飯能地域遺産の周知	エコツアーにおいて飯能地域遺産に関するメニューを充実させることで、飯能地域遺産の周知につなげていきます。	○ 観光・エコ ツーリズム課	○	◎	△	○	→		→

⑨ 飯能地域遺産の適切な価値づけ

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
24	飯能市文化財保護審議委員会の開催	本市の文化財行政に関する専門家への諮問機関として、文化財の指定・保存活用に関する事項の審議を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	△	◎	→		→
25	調査した文化財などの適切な価値づけ	調査された文化財など、特に民俗や習俗の適切な価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	○	○	○	◎	→		→



⑩ 制度に基づく飯能地域遺産の継承

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
26	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、保存の措置を進めます。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	-----▶		
27	指定文化財の適切な保存・管理	所有者・管理者が実施する保存修理などに対し、必要な助言や補助金などの支援を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	-----▶		

⑪ 飯能地域遺産の修繕

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
28	指定文化財の各種補助制度を活用した文化財所有者への支援事業	指定文化財などの所有者・管理者に対し、国・県・市並びに民間の財団などの補助制度を周知し、申請作業の補助など適切な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	-----▶		
29	博物館収蔵資料の修復	博物館の収蔵資料の修復を着実にを行い、資料の価値を高めていきます。	◎ 博物館	△	△	◎	◎	-----▶		
30	指定文化財の計画的な修繕の実施	文化財所有者・管理者と協力して、長期的な視点で、計画的に指定文化財の修繕を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	————▶		
31	市所有歴史的建造物の計画的な修繕	本市が所有する指定文化財「店蔵絹甚(市指定)」「名栗川橋(県指定)」「旧南川・北川小学校」の計画的な修繕を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	————▶		

⑫ 防災・防火・防犯に向けた啓発活動

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
32	文化財に関する「ハザードマップ」の作成	飯能市ハザードマップを基にして、文化財所在地に関する災害の危険個所を示したハザードマップを作成します。	◎ 生涯学習課 防災危機管理室	○	○	○	◎	————▶		
33	地元と協力した文化財防火訓練の実施	文化財建造物を対象に、文化財所有者、地域住民、地元消防団、消防署などと連携し、定期的に防火訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。	○ 生涯学習課 防災危機管理室	◎	◎	◎	△	-----▶		

⑬ 災害時などにおける備えの強化

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
34	緊急時の対応マニュアルの整備	指定文化財などに対し、災害などの緊急時対応について「マニュアル」を作成し、文化財所有者へ配布します。	◎ 生涯学習課	○	△	○	○	→		
35	文化財所在確認調査の促進と文化財情報カードの整備	各種把握調査で入手した文化財の情報を再確認し、文化財の所在情報を記録した文化財情報カードを作成し、盗難や毀損に即応できるよう整備を行います。	◎ 防災危機管理室 生涯学習課	○	○	◎	○	→	→	
36	指定建造物の防災設備の設置と適切な保守管理	文化財所有者に対し、防災・防犯設備の設置・保守・改修などの事業へ補助金を交付し保守管理を支援します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	→	→	→

⑭ 飯能地域遺産を守るための拠点整備

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
37	文化財収蔵施設の整備促進	博物館や文化財整理室の設備更新及び博物館や文化財の収蔵施設の整備を促進します。	◎ 生涯学習課 博物館	△	△	△	△	→	→	→

⑮ 飯能地域遺産を活用した教育活動

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
38	学校教育における郷土学習の充実	学校教育の現場で求められる地域情報を整理し、郷土学習の場などで利用可能な資料を作成し、授業の充実を図ります。	◎ 学校教育課	○	○	△	△	→	→	→
39	飯能地域遺産を生かした教育の推進	各小中学校の学区内に所在する飯能地域遺産を学校教育で活用できるようにデジタル化を図り、活用を推進します。	◎ 学校教育課	○	○	○	○	→	→	→
40	地域の災害履歴を活用した教育活動の推進	地域の災害履歴を掘りおこし、現代の災害記録を保存することで、市民の防災意識の向上に寄与します。	◎ 博物館	○	○	△	○	→	→	→

⑯ 飯能地域遺産にかかわる市民などへの支援

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
41	地域の郷土史研究団体の活動支援	地域の郷土史研究団体の活動状況を把握し、学習活動への資料提供や講師派遣を通じて支援します。	○ 生涯学習課	◎	◎	△	△	→	→	→
42	博物館市民学芸員活動の充実	博物館で活動する市民学芸員の活動を広げ、内容を充実させていきます。	◎ 博物館	◎	△	△	△	→	→	→



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
43	文化財にかかわるボランティア制度の創設	文化財を対象としたボランティア制度について、検討を行い、制度の創出を図ります。	◎ 生涯学習課	◎	◎	△	△		→	
44	文化財ガイドの育成	飯能市エコツーリズム推進協議会と行政が協力し、文化財のガイドも行える人材を育成します。	◎ 博物館 生涯学習課	○	◎	△	○		→	

⑰ 飯能地域遺産とまちづくりの連携強化

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
45	民俗芸能を通じた地域活動の活性化推進	地域に伝わる民俗芸能を、地域のつながりやコミュニケーションのツールとして活用し、地域の活性化につなげる取組を推進します。	◎ 生涯学習課 自治振興課	◎	○	△	△	→		
46	空き家対策と歴史的価値を有する古民家などの活用	空き家対策の事業と歴史的価値を有する古民家などを連携させ、古民家の有効活用が図られるような取組を行います。	○ 建築課 生涯学習課	○	◎	◎	○	→		
47	中心市街地に残る歴史的建造物の活用と整備	飯能駅北西側に点在する歴史的建造物を活用して、往時を感じることができるとようなスポットの整備を検討します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	○	◎	◎	○	→		
48	関連文化財群を巡るルートの設定とマップの作成	各関連文化財群を周回できるよう、周回路を設定し、コースマップを作成します。コースマップはデジタルデータでの作成を検討します。	◎ 生涯学習課	△	○	○	△	→		

⑱ 飯能地域遺産を生かした産業の活性化

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
49	地域遺産を生かした特産品の開発	西川材や飯能焼など地域の伝統的な産物に焦点を当てた特産品を開発し、市内産業の活性化を図ります。	△ 産業振興課	○	◎	△	○	→		
50	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○	→		
51	歴史的建造物での集客施設整備の促進	市内に残されている歴史的建造物を改修し、集客施設などの整備を促進します。	◎ 生涯学習課 企画課	○	◎	◎	○	→		
52	天覧山・飯能河原周辺の観光地としての利活用の促進	市街地に近く、周辺に文教施設が充実している天覧山・飯能河原周辺を整備し、観光地としての利活用の促進を図ります。	◎ 企画課 観光・エコ ツーリズム 課	○	○	△	△	→		
53	飯能地域遺産を活用したユニークベニユーの取組促進	飯能地域遺産を活用したユニークベニユーの取組を官民協働で実施し、地域遺産の活用を集客や活性化につなげていけるように検証します。	○ 生涯学習課	○	◎	◎	△	→		

⑪ 飯能地域遺産を守る担い手の確保

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
54	文化財保存団体の活動支援と取組の充実	文化財に関係する保存団体の活動を支援し、団体の取組に多くの方が協力してもらえるよう市民が協働します。	◎ 生涯学習課	○	◎	△	△	-----▶		
55	民俗芸能を担う次世代の育成	民俗芸能に携わる関係者を増やすため、特に若年層に向けた新規の開拓や育成を促進します。	○ 生涯学習課	◎	◎	○	○	-----▶		
56	市民団体などが計画する飯能地域遺産活用事業の支援	市民団体が歴史的建造物などの飯能地域遺産を活用する取組に対し、専門家や先行事例の紹介、補助制度の周知などを通じて支援します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	◎	◎	◎	○	-----▶		
57	専門職員の計画的な採用と育成	文化財や地域資料の保存・活用を担う専門職員の計画的な採用と育成を進めます。	◎ 職員課 博物館 生涯学習課	△	△	△	○	-----▶		

⑫ 保存・活用を担う主体のネットワーク化

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
58	文化財所有者の相互交流の促進	文化財の所有・管理者として、適切に保存し、かつ積極的に活用を図るため、所有者相互の交流を促進し、取組を推進します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	-----▶		
59	文化財保存団体相互の交流の場の設置	文化財保存団体相互が継承や保存について意見交換や交流ができる場を設置します。また、飯能市郷土芸能保存会への参加を促し、体制の強化を図ります。	◎ 生涯学習課	○	△	◎	△	-----▶		

⑬ 飯能地域遺産の保存・活用の制度充実

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
60	市独自の文化財登録制度の検討	本市独自の文化財の登録制度創出のための検討を始めます。	◎ 生涯学習課	○	△	△	○		-----▶	
61	財源確保のための新たな取組の検討	文化財保存・活用の費用を捻出するため、各種補助制度の研究、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用など、新たな財源の確保について検討します。	◎ 産業振興課 生涯学習課	○	○	◎	○		-----▶	



② 庁内関係部局との協力体制の整備

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
62	既存施設を活用した展示公開や普及啓発の事業実施	店蔵絹甚や名栗くらしの展示室、各地区行政センター、図書館などの既存施設に展示スペースを確保し、飯能地域遺産にかかわる様々な情報を公開し、市民などへの情報発信を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	△	△	-----▶		
63	まちづくり活動と歴史文化遺産の融合	各地区まちづくり推進委員会に、飯能地域遺産に関する活動を実施できるように、情報の提供や取組の参考例の提示などを通じて支援を行います。	○ 自治振興課 生涯学習課	◎	◎	△	△	-----▶		

③ 多様な主体の参加の仕組みづくり

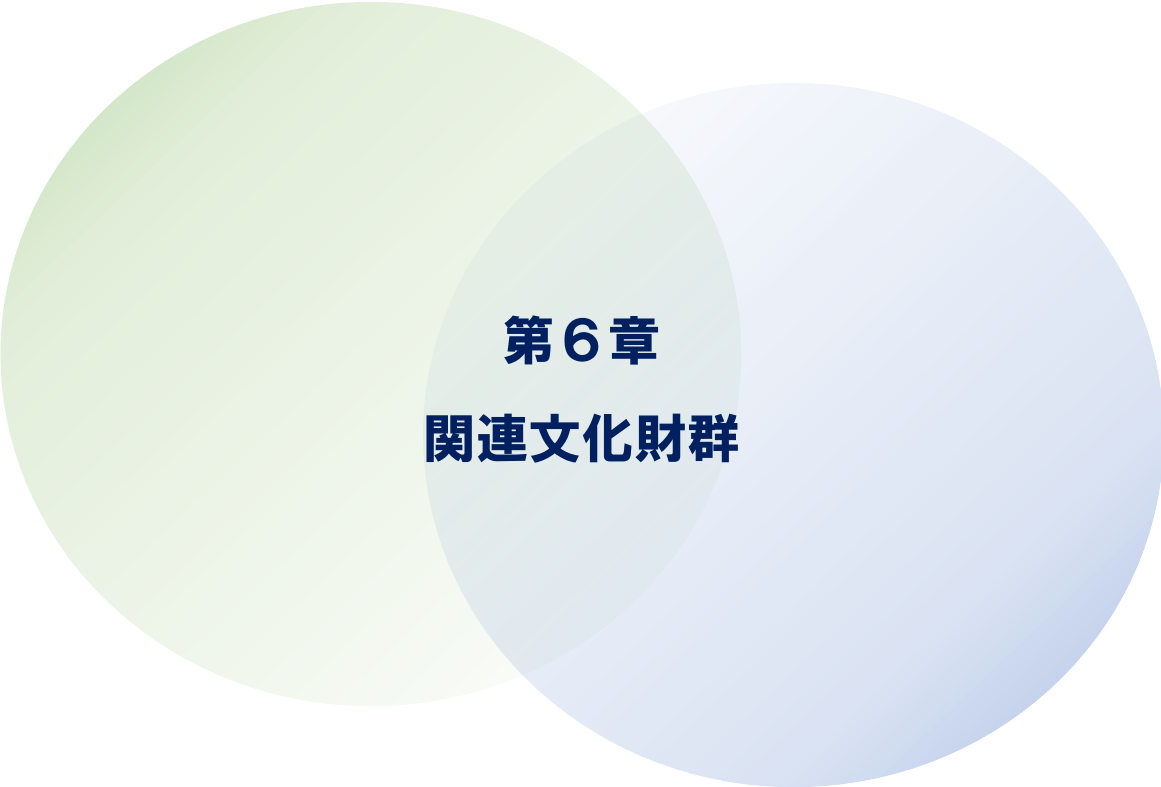
No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
64	文化財応援団に関する仕組みづくり	文化財や飯能地域遺産に関する知識や技術を持った市民を募り、「(仮)文化財伝道師」として登録し、所有する知識や技能を用いて活動してもらう仕組みづくりを行います。	◎ 生涯学習課	◎	◎	△	△	-----▶		
65	文化財保存活用支援団体指定の検討	文化財の保存・活用を様々な主体で取組んでいくため、文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」の市指定を検討します。	◎ 生涯学習課	○	◎	△	△	-----▶		

④ 市外を含む広域連携の促進

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
66	近隣市に分布する文化財を評価するための関係構築	本市を含む近隣市に分布する仏像などの文化財について、文化財の価値を明確にし、評価するため、近隣市との協力関係を構築します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎		-----▶	
67	県文化財パトロール制度との協力	県の文化財パトロール事業を本市において有効利用するため、県と協議を行い、新たな協力体制を構築します。	◎ 生涯学習課	○	△	△	○	-----▶		

⑤ 飯能地域遺産を活用する際の拠点づくり

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
68	地域遺産を生かす拠点の整備	既存の施設を生かし、文化財ボランティアや歴史文化を生かす活動に関係する団体などが、活動の拠点となるような場の整備を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	△	△	-----▶		



第6章 関連文化財群

第1節 関連文化財群の設定

飯能市では、多様な飯能地域遺産の関連性に基づき、一体的・総合的な保存と活用を図ること
で、歴史文化への理解を促進させるとともに、その魅力の向上を目指します。

具体的には、第3章で整理した歴史文化の特性をもとに、そのストーリーとしての関連性が高いものを「関連文化財群」として設定します。

1 関連文化財群の設定

(1) 関連文化財群設定の目的

個々の飯能地域遺産は、単体ではその価値を理解することや活用を図ることを十分に行えない
ため、歴史文化の特性をもとに、相互に密接に関連する飯能地域遺産を群としてストーリーにま
とめ、それらを関連文化財群として設定します。

関連文化財群の設定を通じて、歴史文化の特性を市民などにわかりやすく伝えるとともに、第
5章で示した方針と措置をより効率的に実施し、将来像の実現を目指します。

(2) 関連文化財群設定の考え方

- ① 本市の歴史文化の特性を象徴する、特定のテーマに基づくストーリーの構築が可能な飯能地
域遺産を分類し、設定します。
- ② 関連文化財群を構成する飯能地域遺産は、文化財類型や指定・登録等の有無にかかわらず、
本市の歴史文化の特性を良く表わしたものを対象とします。
- ③ 今後の保存・活用が期待されるものや、現時点ではその価値が評価されていなくとも、今後
の調査により潜在的な価値が評価される、あるいは将来的に価値の向上が見込まれる可能性の
あるものも対象とします。

(3) 関連文化財群の見直し

今後の調査により新たな飯能地域遺産が発見され、あるいは価値が再評価されることで、関連
文化財群への要素の追加や、新たなストーリーが生まれる可能性があります。そのような場合に
は、関連文化財群への要素の追加や、新たな関連文化財群の設定などを検討し、必要に応じて計
画の見直しを実施します。

2 歴史文化の特性との対応

地域計画では、第3章に掲げる歴史文化の特性を踏まえ、次のとおり関連文化財群を設定します。

歴史文化の特性		関連文化財群
育んだ歴史文化 「山」…祈りと信仰が	(1) 山上の霊地につながる奥武蔵の山々	山上の霊地と人々の祈り
	(2) 武蔵武士がもたらした信仰	
	(3) 人々の祈りと石造文化	
	(4) 山岳寺院の寺宝と参道	
歴史文化 「町」…交わる土地が生んだ	(1) 「山」と「里」の接点に置かれた集散地	山と里の交流、交通の発展に伴って花開いた産業と文化
	(2) 豊富な山の資源と江戸時代の発展	
	(3) 幕末・明治に起きた飯能の争乱	
	(4) 近代化の進展と交通の発展	
	(5) 文化人との交流により昇華する飯能文化	
歴史文化 「里」…大地が育んだ	(1) 花開く縄文文化 飯能の夜明け	里に営まれた縄文文化と古代高麗郡
	(2) 高麗郡の建郡と飯能第二の夜明け	
	(3) 領地を守り必死に生きた武蔵武士	武士たちの活躍と信仰
	(4) 出世を遂げた郷土の武士 水戸藩付家老中山氏と久留里藩主黒田氏	～武蔵武士 中山氏・黒田氏～
	(5) 人々が熱狂し、伝えてきた祭りと芸能	江戸近郊に花開いた祭りの文化

第2節 関連文化財群のストーリーと構成要素

1 山上の^{れいち}霊地と人々の祈り

(1) 関連文化財群のストーリー

日本人は古来より、自然を信仰の対象としてきました。山や巨樹、月や太陽など威容を誇るものに力を感じ、祈りを捧げてきました。日本に仏教などが伝わり、その教えを信仰するようになると、祈りの対象に仏像などが加わりました。

仏教伝来の後、厳しい自然の中に身を置き、世俗と隔絶した山中で修業する人々が現れます。関東平野を望む秩父^{うちぶ}山地にも山中で修業する者が平安時代以降現れました。市域には高山不動、子ノ権現^{ねのこんげん}、竹寺が所在し、秩父山地の狭い範囲に3か寺もの山岳寺院が集中しています。

中世に入り戦乱で世の中に不安が増すと、人々は仏教に救いを求めるようになります。その表れとして行われたのが、浄土信仰に基づく阿弥陀如来像と板石塔婆^{いたいしとうば}の造立です。虎^こ秀^{しゅう}の福徳寺には阿弥陀堂が鎌倉時代後期に建立され、鉄造阿弥陀三尊像が安置されています。また、市内各寺や路傍には、数多くの板石塔婆が造立され、主尊の多くは阿弥陀如来です。こういった行為は、仏教が人々の間へ広く浸透していったことを示すものです。

戦いの時代が終わり、江戸時代になると人々は寺社参詣を親しむようになります。山岳寺院も例外ではなく、多くの参拝者が訪れるようになります。寺の内外に参拝者が宿泊する宿坊や宿が営まれ、寺では護符を授け、薬の販売も行われました。参道には、町石が据えられ、参拝者たちを迎えました。

また、江戸時代になると人々は個人や集団で石仏を盛んに造立するようになります。その主を占めたのは地藏菩薩です。地藏菩薩は、あらゆる願いを叶えてくれる仏として信仰されました。この他にも、道教に由来する庚申信仰に基づく庚申塔や馬の供養塔としての馬頭観音などが、路傍に石仏として造立されました。人々は様々な祈りを石仏に込めて造立し、祀っていました。

平安時代に本市域の山上に、山岳信仰の修行者たちが開いた小さな庵が信仰を集めて発展し、人々から多くの祈りをささげられる身近な存在へと、変化していく様相をとらえることができます。



写6-1 竹寺 牛頭天王宮



写6-2 竹寺参道

(2) 関連文化財群の構成要素

表6-1 構成要素の一覧

種別	番号	名称	指定等
有形文化財 建造物	1	常楽院不動堂 附棟札2枚、控帳2冊	県指定

種別	番号	名称	指定等
有形文化財	建造物	2 高山不動 御師宅	未指定
		3 高山不動 庫裏	未指定
		4 子ノ権現 本坊	未指定
		5 子ノ権現 宿坊	未指定
		6 竹寺 牛頭天王宮	未指定
		7 竹寺 庫裏	未指定
		8 竹寺 本坊	未指定
		9 参道の宿（橋本屋）	未指定
	石造物	10 参道丁石	未指定
	美術工芸品	11 木造軍荼利明王立像（高山不動）	国指定
		12 木造薬師如来坐像（高山不動）	県指定
		13 木造不動明王立像（高山不動）	市指定
		14 木造不動明王立像（子ノ権現）	市指定
		15 絹本着色不動明王画像（高山不動）	県指定
		16 常楽院ムゲンの鐘（高山不動）	市指定
		17 木造阿弥陀如来立像（高山不動）	未指定
		18 木造愛染明王坐像（高山不動）	未指定
		19 木造不動明王立像（高山不動）	未指定
		20 木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍像（高山不動）	未指定
		21 木造五大明王像（高山不動）	未指定
		22 木造釈迦如来立像（子ノ権現）	未指定
		23 木造地藏菩薩半跏像（子ノ権現）	未指定
		24 木造大日如来坐像（子ノ権現）	未指定
		25 木造釈迦如来坐像（子ノ権現）	未指定
		26 木造多聞天立像（子ノ権現）	未指定
		27 木造十一面観音立像（子ノ権現）	未指定
		28 木造増長天立像（子ノ権現）	未指定
		29 木造薬師如来立像（竹寺）	未指定
		30 木造地藏菩薩坐像（竹寺）	未指定
		31 木造聖観音立像（竹寺）	未指定
		32 青銅造大日如来坐像（竹寺）	未指定
		33 木造弁財天坐像（竹寺）	未指定
		34 木造琴比羅大権現立像（竹寺）	未指定
		35 木造制吒迦童子立像（竹寺）	未指定
		36 青銅造御正体（竹寺）	未指定
		37 青銅造御正体（竹寺）	未指定
		38 青銅造御正体（竹寺）	未指定
		39 爪書の不動（岩殿観音）	未指定



種別	番号	名称	指定等
有形文化財	美術工芸品	40 各寺護符	未指定
		41 各寺版木	未指定
		42 火渡り行事の資料	未指定
民俗文化財	有形の民俗文化財	43 橋本屋道具類	未指定
記念物	遺跡	44 観音窟石龕（法光寺）	県指定
		45 常楽院	未指定
		46 子ノ権現	未指定
		47 竹寺	未指定
		48 岩殿観音	未指定
		49 白髭神社	未指定
		50 我野神社	未指定
		51 高山不動参道	未指定
		52 子ノ権現参道	未指定
		53 竹寺参道	未指定
	動物、植物、 地質鉱物	54 高山不動の大イチョウ	県指定
		55 子の権現の二本スギ	県指定
		56 竹寺のコウヤマキ	市指定
地域遺産	眺望地	57 関八州見晴台からの眺望	未指定
		58 子ノ権現からの眺望	未指定
		59 牛頭天王宮からの眺望	未指定



写6-3 竹寺の本坊



写6-4 子ノ権現宿坊



写6-5 爪書の不動
(岩殿観音)



写6-6 各寺護符

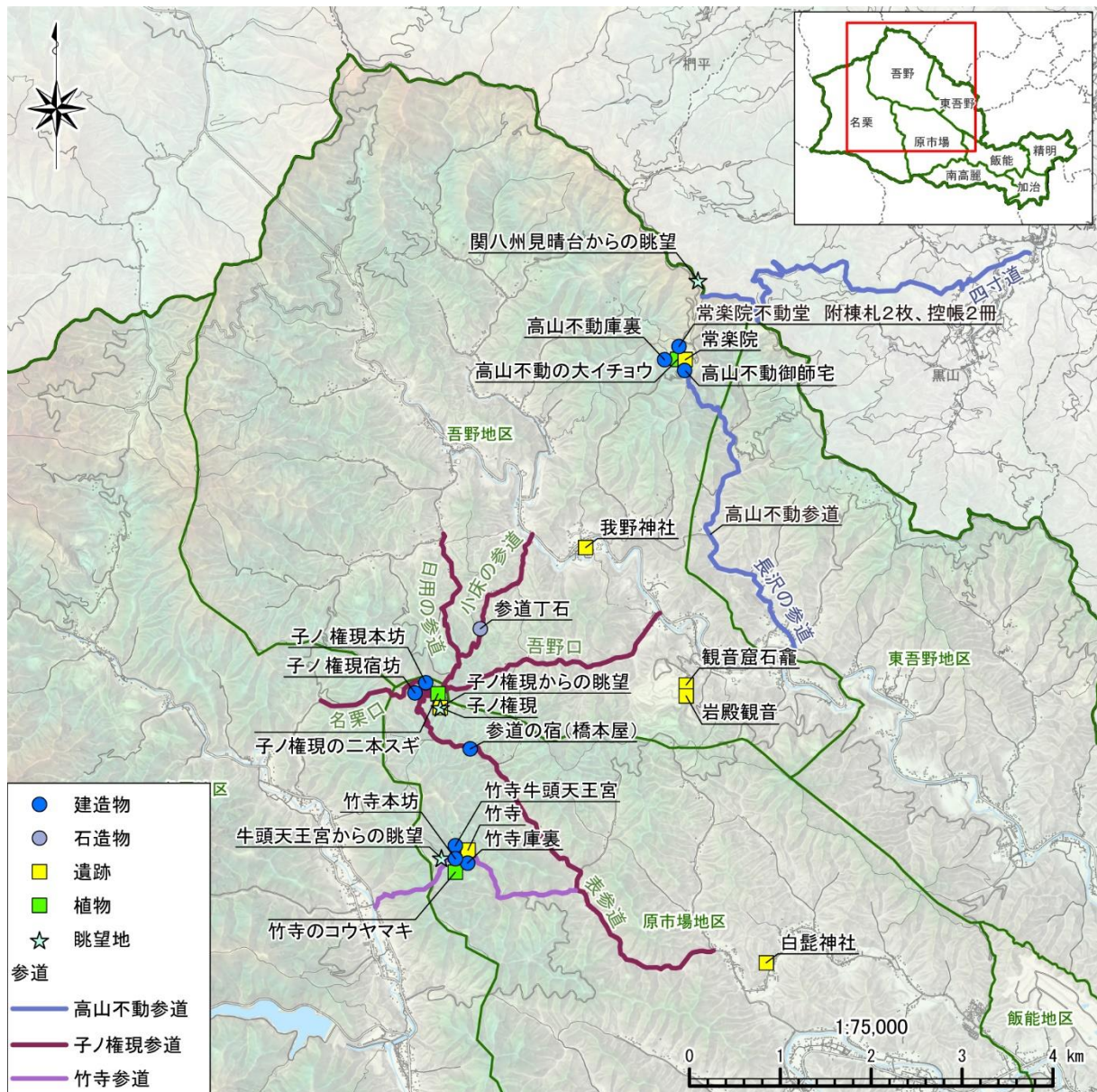


図6-1 構成要素の分布



写6-7 子ノ権現からの眺望



写6-8 高山不動の大イチョウ

2 山と里の交流、交通の発展に伴って花開いた産業と文化

(1) 関連文化財群のストーリー

本市の「町」としての発展は、江戸時代初め中山に市が置かれたことに始まります。米がとれない山間部の人々が年貢を納めるため、山からの産物をお金に換える場として市が開かれ、山の産物と里の産物の交換も行われました。その後、町の発展を考え、現在の広小路から中央地区行政センター付近（大通り）に市が移され、縄市と呼ばれ発展しました。この縄市が基となって現在の中心市街地が形成されました。

本市は大消費地である江戸（東京）に近い、江戸時代以降江戸で求められる特産物を生産し、供給してきた歴史があります。江戸時代を通じて最も多く生産されたものは木材です。そのほか、石灰の生産も盛んで、江戸城などの漆喰の原料となりました。木材は筏に組まれ、飯能を流れる入間川や高麗川で江戸まで運ばれました。筏の上荷には炭や薪、杉皮などの山の産物が載せられました。また、その他の産物は、街道を通じて馬などで江戸や川越まで運ばれました。入間川や高麗川は水量が少なく舟運が发展しなかったためです。

江戸時代の終わりから明治にかけて、現在のJR八高線沿線では輸出品である生糸や絹織物の生産がより盛んになります。畑作中心であったこの地は、換金商品である養蚕に適しており、生産量を増大させていきました。養蚕は建物の構造にも変化をもたらし、小屋裏の利用から2階建、3階建の建物へと変化していきました。当時、養蚕を行った多くの古民家がいまだ現存しています。大正4年（1915）には絹織物の取引などで財を成した商人たちが協力して、飯能へ鉄道を引くことに成功します。武蔵野鉄道、現在の西武池袋線です。鉄道により大量の木材を輸送することが可能となり、飯能駅の周辺には材木商が軒を並べるようになりました。

東京と鉄道でつながったことで、飯能は近郊の観光地として知られるようになり、天覧山や飯能河原へ大勢の人が訪れるようになりました。あわせて文人や研究者も飯能を訪れるようになります。植物学者の牧野富太郎もその一人で、探訪会で「ハンノウザサ」や「ハンノウツツジ」を見出しています。詩人の蔵原伸二郎は飯能への疎開をきっかけに移住し、そのまま飯能で文筆活動を行いました。地域の人たちとの交流も積極的で、詩や短歌の指導にも熱心で



写6-9 飯能の西川材関係用具
(博物館歴史展示室)



写6-10 双木本家飯能焼コレクション



写6-11 養蚕関係用具
(名栗くらしの展示室)



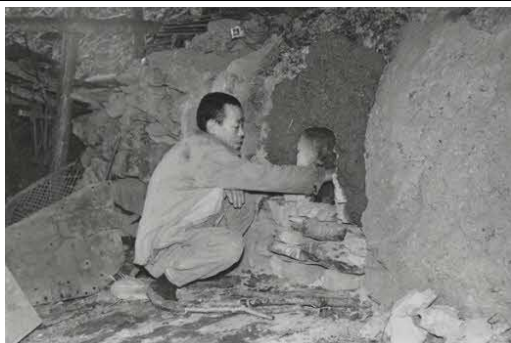
写6-12 『陽炎』『雑草』『高麗峠』

した。その影響によりこの時代、飯能の文学は非常に盛んで、その流れは現在にも引き継がれています。

(2) 関連文化財群の構成要素

表6-2 構成要素の一覧

種別	番号	名称	指定等
有形文化財	1	店蔵絹甚	市指定
	2	旧飯能織物協同組合事務所棟	国登録
	3	大通りに残る歴史的建造物（銀河堂、中清、入口電業、畑屋など）	未指定
	4	坂石町分に残る歴史的建造物（石田、高山、大河原など）	未指定
	5	井上家養蚕小屋	未指定
	6	山間部に残る歴史的建造物（養蚕住宅）	未指定
	7	婦美町の料亭及び料亭建築	未指定
	8	飯能村絵図	市指定
	9	双木本家飯能焼コレクション	市指定
	10	旧名栗村森林組合文書	市指定
	11	飯能縄市関係資料	未指定
	12	織物関係資料	未指定
	13	石灰焼き関係資料	未指定
	14	飯能焼関係資料	未指定
	15	炭焼き関係資料	未指定
民俗文化財	有形の民俗文化財	16 飯能の西川材関係用具	県指定
記念物	遺跡	17 飯能焼原窯跡	未指定
		18 石灰焼場跡	県指定
	名勝地	19 天覧山の勝	県指定
	動物、植物、地質鉱物	20 見返坂の飯能ササ	県指定
		21 ハンノウツツジ	未指定
伝統的建造物群		22 婦美町の料亭街	未選定
		23 大通りの建造物群	未選定
		24 坂石町分の建造物群	未選定



写6-13 炭焼き関係資料（島田稔氏所蔵）



写6-14 店蔵絹甚

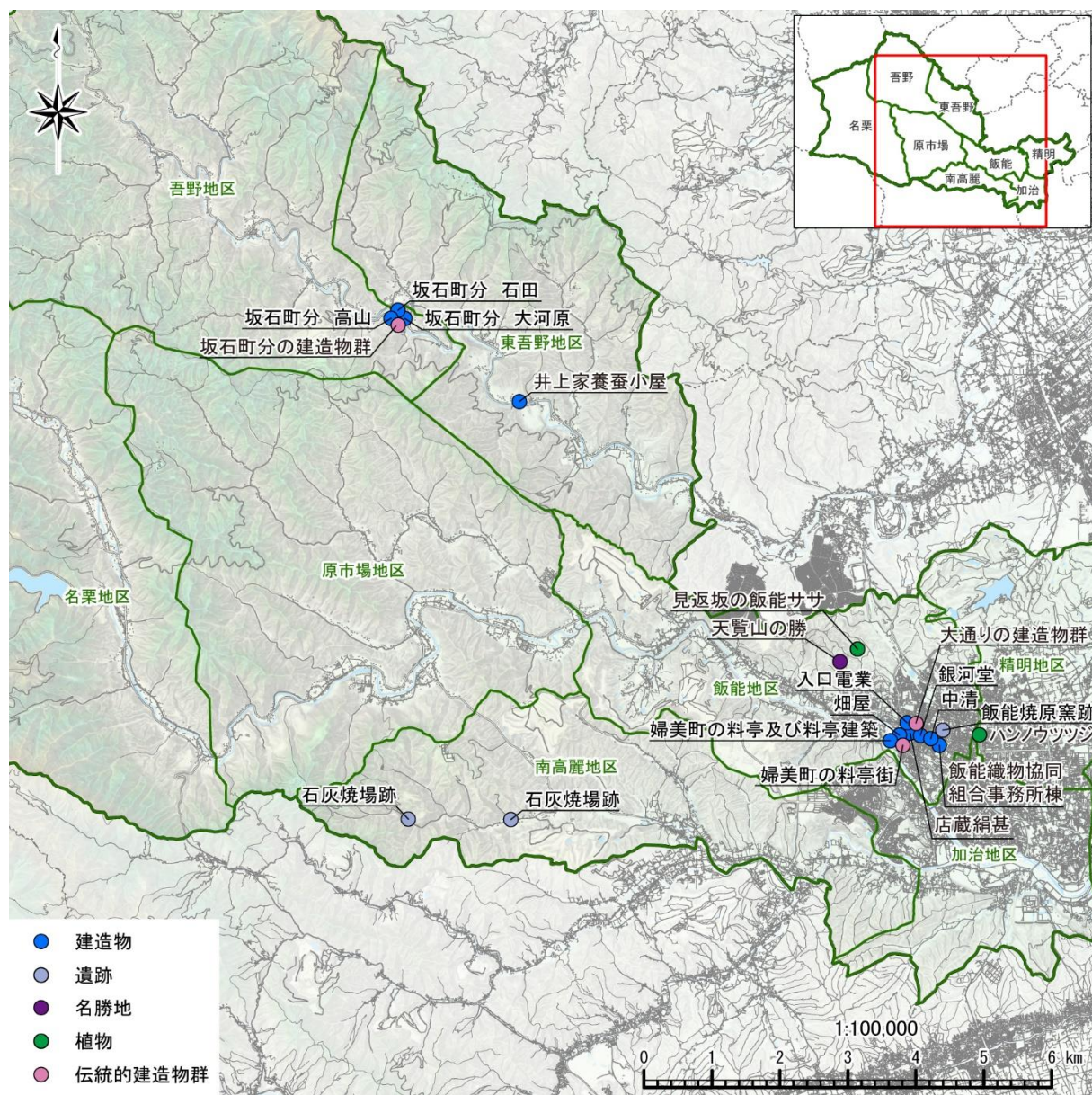


図6-2 構成要素の分布



写6-15 婦美町の料亭及び料亭建築



写6-16 小槻織物見本帳

3 里に営まれた縄文文化と古代高麗郡

(1) 関連文化財群のストーリー

市域の東側に広がる台地は、山が多い本市において貴重な平坦地です。現在は、住宅が建ち並び一方、畑作、果樹栽培、茶園など農業が盛んな場所でもあります。この台地は、入間川が形成した扇状地です。台地は川に削られ^{か がん だん き ゅ う}河岸段丘を形成し、段丘の端には段丘崖線^{が い せ ん}が発達しています。その崖線からは扇状地の伏流水が湧き出し、いわゆるハケをつくりだしています。また、台地は小河川により^{し ゅ}樹枝状に削られ、低地は市域では貴重な水田となっています。

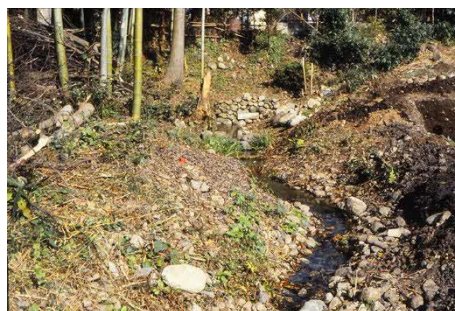
縄文時代、河岸段丘のハケから湧き出す水を生活の拠り所として、縄文文化が花開きました。縄文時代中期（約5,500年前）は、入間川沿いの河岸段丘上に大きな環状集落がつくられ、相互に関係しあいながら狩猟採集の生活を営んでいました。代表的な遺跡は、岩沢の加能里遺跡^{い わ さ ぜ か の う り}や青木の堂前遺跡^{あ お だ ん づ ま へ}、芦刈場の芦刈場遺跡^{あ し かり ば}が挙げられます。特に加能里遺跡は入間川の段丘崖線沿いに点在するハケの水を巧みに利用し、縄文時代早期から晩期まで地点を変えながら継続的に集落が営まれました。遺跡数が急激に減少する後期から晩期にかけても遺跡は継続しており、崖線下の湧水を利用するための道路状遺構をつくるなど、積極的な利用の様子がわかってきています。

縄文時代が終わり、稲作が行われる時代に入ると人々の姿が無くなります。古墳時代も終わり奈良時代に入る頃、^{れ い き}霊龜2年（716）に^{ひ だ か}日高市と本市を中心とした地域に高麗郡が設置されます。高麗郡の設置は、政治的な意味合いも強くありました。朝鮮半島で起こった唐・新羅^{し ゅ り ゃ}の連合軍と百濟・高句麗との戦いにより、多数の難民が生じ多くが日本へ避難してきました。この渡来人たちを集めて一か所に住まわせるという外交上の理由があったのです。8世紀初頭、関東一円7カ国の渡来人が、飯能・日高市域へ移住し、市東部の河川流域の低地開発を進めたことが発掘調査からわかっています。他の流域や谷津田まで開墾が進んだのが9世紀中頃です。その後は、^{は り ま く ぼ}張摩久保遺跡を中心に稲作を行う人々と、山へ入り薪や炭、木材などの生産を行う人に分化していきました。

本市は縄文時代と古代高麗郡設置の二度、夜明けを迎えた地といえます。



写6-17 加能里遺跡（縄文時代）



写6-18 段丘崖線からの湧水（岩沢）



写6-19 張摩久保遺跡（奈良・平安時代）



写6-20 水田風景（平松）



(2) 関連文化財群の構成要素

表6-3 構成要素の一覧

種別		番号	名称	指定等
有形文化財	美術工芸品	1	堂ノ根遺跡第1次調査1号住居跡出土遺物	市指定
		2	文化財収蔵庫の出土資料及び調査関係資料	未指定
		3	飯能市立博物館の出土資料	市指定
		4	横道下遺跡出土の鉄斧	未指定
		5	ヨマキ遺跡出土の馬骨	未指定
		6	張摩久保遺跡出土の銅碗	未指定
記念物	遺跡	7	加能里遺跡	未指定
		8	下川崎向原遺跡	未指定
		9	芋久保遺跡	未指定
		10	芦荻場遺跡	未指定
		11	向原A遺跡	未指定
		12	向原B遺跡	未指定
		13	栗屋遺跡	未指定
		14	天王前遺跡	未指定
		15	熊坂遺跡	未指定
		16	別所平遺跡	未指定
		17	落合上ノ台遺跡	未指定
		18	飯能上野遺跡	未指定
		19	堂前遺跡	未指定
		20	前原地遺跡	未指定
		21	三ヶ谷戸遺跡	未指定
		22	池ノ東遺跡	未指定
		23	上町東遺跡	未指定
		24	大六天遺跡	未指定
		25	張摩久保遺跡	未指定
		26	新堀遺跡	未指定
		27	中原遺跡	未指定
		28	丙新田遺跡	未指定
		29	新井原遺跡	未指定
		30	森ノ木遺跡	未指定
		31	小久保向原遺跡	未指定
		32	榎戸遺跡	未指定
		33	堂ノ根遺跡	未指定
		34	道間遺跡	未指定
		35	株木遺跡	未指定
		36	屋渕遺跡	未指定

種別	番号	名称	指定等
記念物	遺跡	37 旭原遺跡	未指定
		38 新堀西遺跡	未指定
		39 芳ヶ谷遺跡	未指定
	名勝地	40 河岸段丘の湧水	未指定
		41 南小畦川の水田	未指定
		42 入間川の河岸段丘	未指定
		43 岩沢の湧水池	未指定



写6-21 縄文時代の土器（加能里遺跡出土）



写6-22 奈良・平安時代の土器



写6-23 縄文時代の石器



写6-24 鉄製品（鉄斧・刀子・鉄鏃）

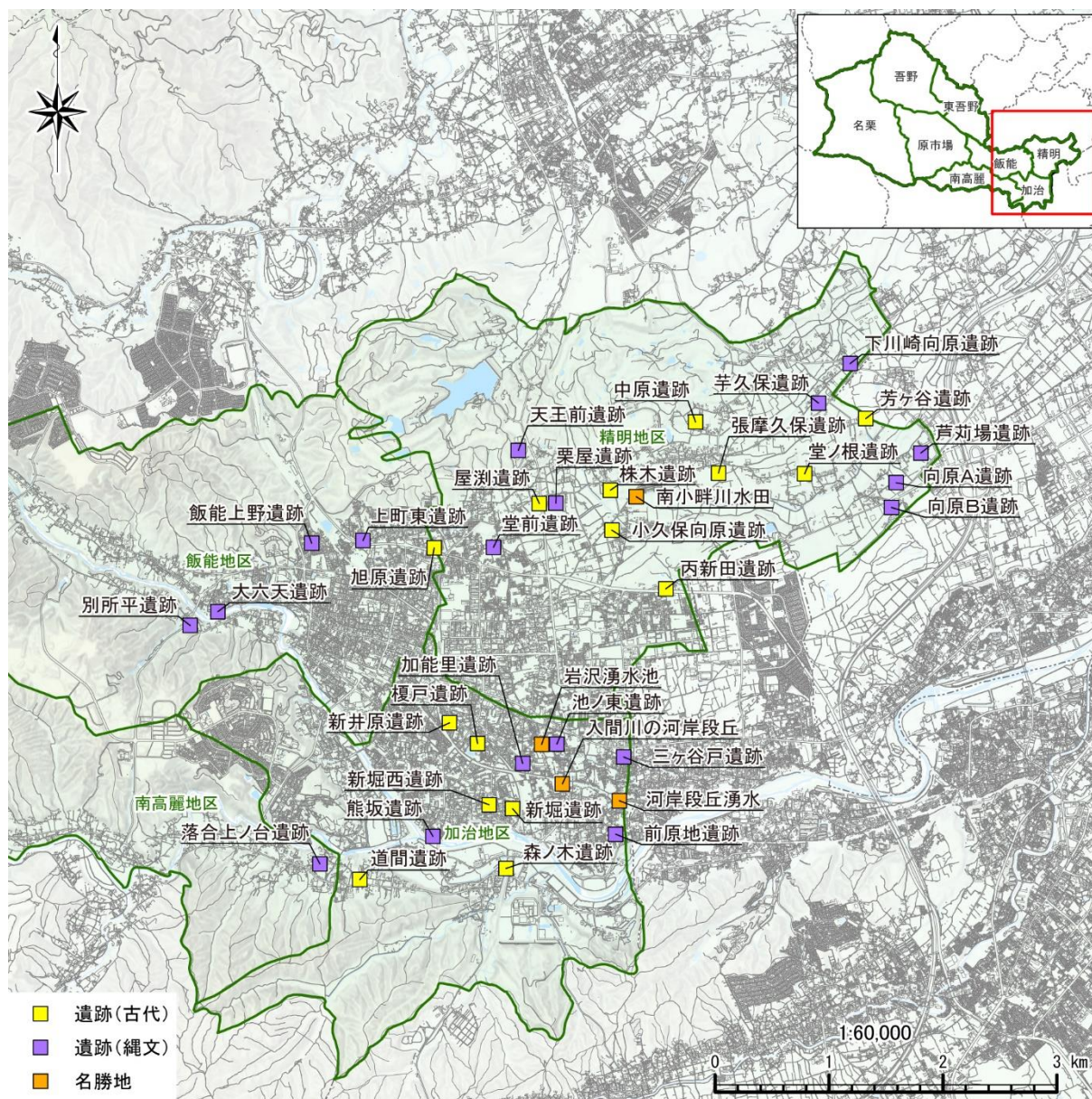


図6-3 構成要素の分布



写6-25 縄文時代の環状集落
(落合上ノ台遺跡)



写6-26 瓦塔と銅碗

4 武士たちの活躍と信仰 ～武蔵武士 中山氏・黒田氏～

(1) 関連文化財群のストーリー

平安時代末期には、主に武蔵国を本拠としたいわゆる「武蔵七党」という武士団が起こり、彼らは源頼朝による鎌倉幕府の成立に尽力しました。本市域にも、丹党の加治氏、猪俣党の岡部氏などが来住して開墾にあたりました。高麗郡加治郷を本拠とした丹党加治氏は、本市域は同家の分家が輩出し、中でも中山に居館を設けた中山氏は、本市を代表する武士といえます。

また、中居に居館を設けたと伝わり、宝蔵寺（中居）に位牌が残る大石重仲は、関東管領上杉氏に仕え、上野国や伊豆国の守護代を歴任した人物です。大石氏の足跡は、長念寺（白子）の安堵状、白髭神社（白子）の棟札でも確認できます。重仲の子で、八王子城主だった安祝は、寺院に下加治村の土地を寄進しており、大石氏の養子となった北条氏照に中山家範が従ったのも、父祖からの主従関係を受け継いだものと考えられています。

山間部を領していた岡部氏は、長光寺を開き、長念寺に板石塔婆や石塔群、法光寺に石龕や仏像を残しています。また、平地部を領地としていた加治氏は、智観寺に板石塔婆を残しています。このように、中世の武士団は、市内に数多くの文化財を残しています。

また、武士たちは菩提寺を庇護し、鎌倉仏師の製作した仏像を安置しました。その代表が法光寺にある木造地藏菩薩坐像で、像の形状から法衣垂下像と呼ばれています。市内には同様の形状の仏像が数多く残され、鎌倉との強いつながりを伝えています。

中世が終わり、徳川家康が江戸に幕府を開くと、本市域に領地をもっていた武士の中には徳川家康に見出され、仕える者もでてきます。代表的な例として中山照守と信吉が挙げられます。照守と信吉は八王子城主北条氏照の家臣であった中山家範の子です。家康は忠義に厚い家範の息子であることから二人を家臣として召し抱えました。信吉は、徳川御三家の水戸藩の付家老となり大名格の地位を与えられました。また、照守は身旗本となり、その子孫の直邦は、黒田家に入って黒田姓を名乗り、大名に出世し上州沼田の城主となりました。

能仁寺はもともと中山家の菩提寺でしたが、黒田家も菩提寺とし、中山勘解由三代の墓をはじめとする中山家代々の墓や黒田家代々の墓が残っています。智観寺は中山信吉の家の菩提寺であ



写6-27 中山勘解由三代の墓
(能仁寺)



写6-28 中山家代々の墓 (智観寺)



写6-29 法光寺本堂



写6-30 中世石塔群 (長念寺)



り、信吉など歴代の墓がつくられています。これらは、御三家付家老家や大名家の墓所が良好な状態で残っている貴重な遺跡です。

市域では、中世から近世につながる武士の活躍の跡を数多く見ることができ、これらの武士に関係した文化財群は、本市の歴史に厚みと豊かさを与えています。

(2) 関連文化財群の構成要素

表6-4 構成要素の一覧

種別	番号	名称	指定等
有形文化財	建造物	1 福德寺阿弥陀堂 附厨子 1 基	国指定
		2 長光寺本堂 附銅鐘 1 口、伽藍配置図 1 枚	県指定
		3 長光寺惣門	県指定
		4 長光寺三門	市指定
		5 市内社寺の建物（我野神社、加治神社、智観寺、諏訪八幡社、能仁寺、本郷大六天など）	未指定
	石造物	6 市内板石塔婆	未指定
		7 市内五輪塔	未指定
		8 市内宝篋印塔	未指定
		9 市内石仏	未指定
		10 市内石造遺物	未指定
	美術工芸品	11 鉄造阿弥陀三尊立像（福德寺）	県指定
		12 西念銘銅造観音菩薩像頭部（円福寺）	市指定
		13 木造薬師如来坐像（智観寺）	市指定
		14 木造阿弥陀如来坐像（清泰寺）	市指定
		15 木造地藏菩薩坐像（法光寺）	県指定
		16 木造聖観音菩薩坐像 附胎内納入品（長念寺）	県指定
		17 木造宝冠釈迦如来坐像（金錫寺）	市指定
		18 木造虚空蔵菩薩坐像（大光寺）	県指定
		19 木造聖観音坐像（善導寺）	市指定
		20 木造地藏菩薩坐像（金錫寺）	市指定
		21 木造地藏菩薩坐像（見光寺）	未指定
		22 中山信吉木像	未指定
		23 市内の仏像（鎌倉から江戸）	未指定
		24 雲版（長光寺）	国指定
		25 宮寺与七郎当世具足	未指定
		26 智観寺宮殿・鶴形燭台	未指定
		27 信吉御霊屋の扉（源盛院）	未指定
		28 絹本着色仏涅槃図	県指定
		29 大石駿河守重仲位牌	未指定
		30 長念寺寺領に関する文書	市指定
		31 細田文書	市指定
		32 中山信吉木碑	県指定

種別	番号	名称	指定等
有形文化財	美術工芸品	33 大江文書	未指定
		34 智観寺文書	未指定
		35 武州高麗郡中山村文書	未指定
		36 智観寺板石塔婆	県指定
		37 願成寺板石塔婆	市指定
		38 西光寺板石塔婆	市指定
		39 加治神社寛永十九年石灯籠	市指定
記念物	遺跡	40 中山家範館跡	県指定
		41 阿須城	未指定
		42 泉ヶ城	未指定
		43 大石館跡	未指定
		44 大河原城と殿屋敷	未指定
		45 加治屋敷	未指定
		46 藤平衛屋敷	未指定
		47 中山陣屋	未指定
		48 判乃氏館	未指定
		49 羅漢山砦	未指定
		50 根古屋城	未指定
		51 中山信吉墓	県指定
		52 中山家代々の墓	未指定
		53 中山勘解由三代の墓	市指定
		54 黒田直邦墓	市指定
		55 黒田家代々の墓	未指定
		56 能仁寺	未指定
		57 智観寺	未指定
		58 長光寺	未指定
		59 長念寺	未指定
地域遺産	伝説	60 法光寺	未指定
		61 我野神社	未指定
		62 中世に起源をもつ市内社寺	未指定
		63 畠山重忠など	未指定


 写6-31 木造聖観音菩薩
坐像（長念寺）

 写6-32 木造虚空蔵菩薩
坐像（大光寺）

 写6-33 細田文書
（北条氏照印判状）

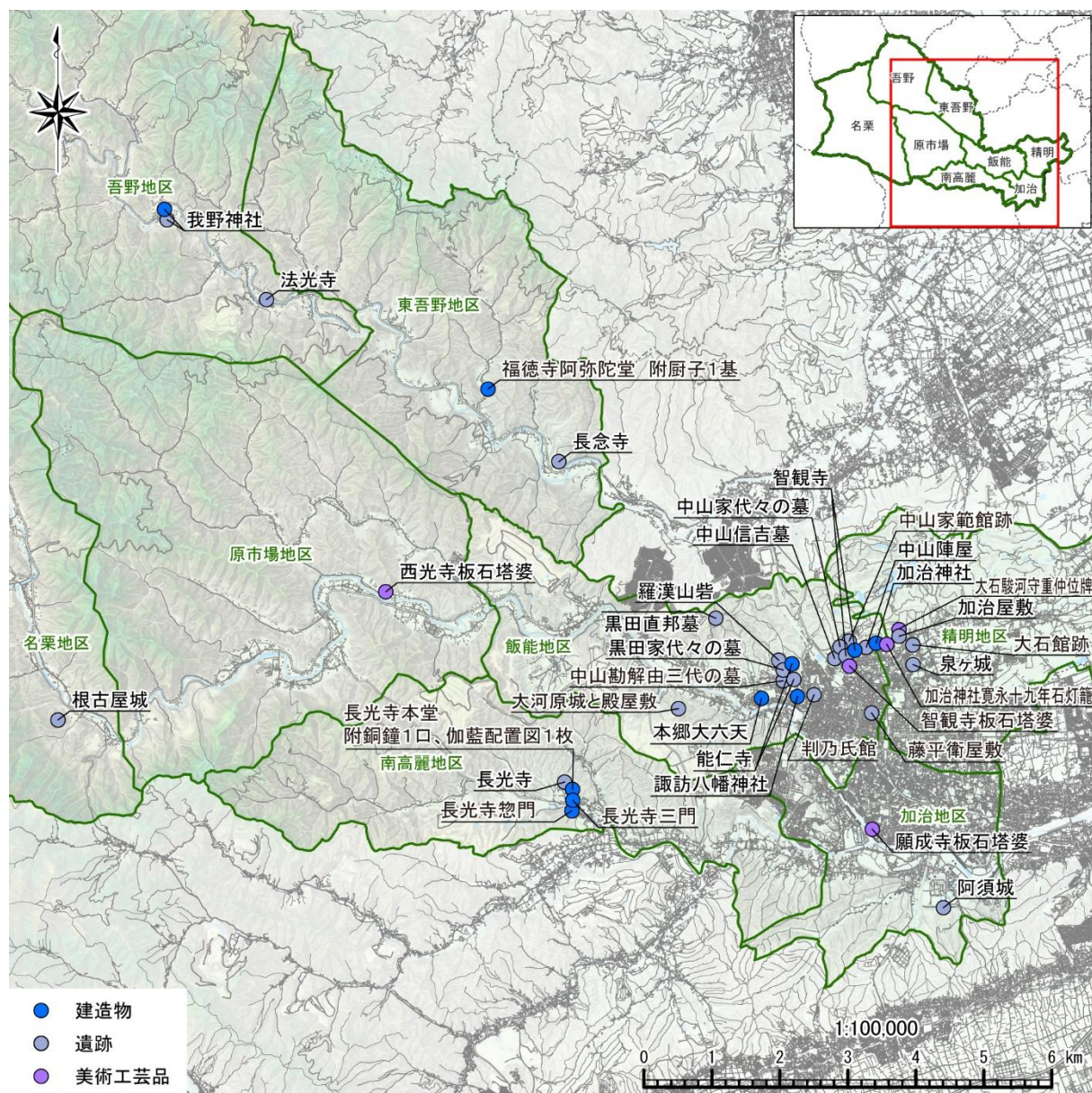
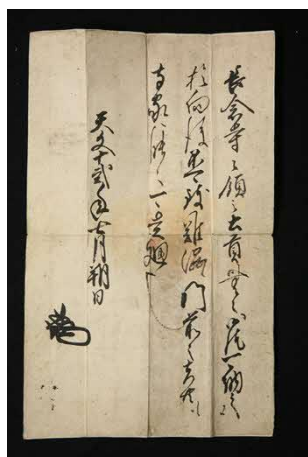


図6-4 構成要素の分布



写6-34 長念寺寺領に関する文書



写6-35 長光寺惣門



写6-36 黒田直邦墓

5 江戸近郊に花開いた祭りの文化

(1) 関連文化財群のストーリー

本市に伝わる民俗芸能には、大きく二つの流れがあります。一つは古くから厄払いを目的に行われてきた芸能です。そしてもう一つは江戸の大衆芸能として発展し、それが当地へ伝わったものです。

厄払いの芸能を代表するものは、獅子舞です。厄を払うために行う芸能は、各地に様々な形で残されていますが、本市には三匹獅子舞が10か所で行われていた記録があります。三匹の獅子が物語を繰り広げる舞は、山間部に多く伝わり、様々な厄から人々を救ってくれることを願って行われた神事といえます。三匹獅子舞の他に本市で見られる獅子舞として、太神楽系統の二人立ちの獅子舞があります。これは各家を廻って舞を披露するものです。この他に、舞は行わず獅子頭を持って地区を廻り厄払いを行う、廻り獅子と呼ばれる行事も見られます。

これに対し江戸の民俗芸能が伝播したものとして、囃子^{はやし}と双盤念仏^{そうばんねんぶつ}、説経節^{せつきょうせつ}が挙げられます。

囃子は地域の鎮守や講日の祭礼の雰囲気盛り上げるために江戸市中で発達したものが、関東一円に広がる中で当地にも伝承されました。屋台囃子の大橋流は入間市新久より南高麗地区の下畑へ、黒沢流は都下青梅市黒澤より南高麗地区の間野へ、それぞれ江戸末期に伝えられました。同じく屋台囃子の若狭流^{わかさ}は明治2年(1869)、今の川越市新宿^{あらじゆく}より旧飯能地区の原町に伝えられました。また主に夏の祭礼に演奏する祇園囃子も、大正年間に入間市新久や高倉^{たかくら}より市街地を中心に伝わりました。いずれの囃子も時代を経て市内各所に伝播し、現在も盛んに奏されています。どの流派の囃子も江戸五人囃子で、笛(1人)の先導で曲が展開し、締太鼓(2人)と大太鼓(1人)で演奏を進め、摺り鉦^{すりかね}(1人)が合いの手を入れるという構成になっています。また屋台囃子には曲にあわせて道化(オカメ、ヒョットコ)や獅子、天狐に外道といった面踊りが付きます。

囃子と共に山車や屋台^{えいこう}を曳行する祭礼文化も伝わっています。明治から昭和前期にかけ、競うように取得・建造が行われ、現在市域では山車や屋台が30台ほど曳き廻されています。当地に伝わる山車や屋台は、江戸型と呼ばれる人形山車と江戸の踊り屋台の特徴を色濃く残した山



写6-37 二丁目山車



写6-38 三社の獅子舞



写6-39 星宮神社の獅子舞



写6-40 飯能まつり

車、屋台なのに屋根上に人形を搭載する八王子型人形山車という三つの形式の山車と、江戸天下祭りが起源で、床がなく演者は歩きながら演奏するという特異な形態を持つ底抜け屋台に大別されます。

山車では春秋の祭礼時に豊作の祈願と感謝の念を表す格調高い組曲調の屋台囃子が面踊りと共に上演され、底抜け屋台は夏の八坂神社祭礼にて、疫病退治・厄災退散を願う威勢のよい大太鼓が特徴的な祇園囃子を奏するのに用いられます。山車の曳行時、町内の人々は花万度や手古舞、顔役、綱引き、拍子木、梶方、屋根方、警護方、囃子方、担茶屋といった役割を分担し、揃いの長着・半纏を着して総出で行列を繰り出します。役割のなかには他所では廃れてしまったものもありますが、本市の行列は、かつての姿をよりよく残しています。



写6-41 原町の山車人形「神武天皇」

双盤念仏は、寺院の法要の念仏から派生し、江戸時代後期に娯楽性を持つ若者向けの芸能として流行したものが伝わっています。双盤と呼ばれる鉦と長胴太鼓を打ち鳴らしながら、念仏を独特の節をつけ唄うように唱和する芸能です。本市では江戸時代後半には伝わったとされ、浅草流という系統が6か所で行われていたことが確認されています。明治・大正に全盛期を迎えるものの、演者や奉納の機会が減少したほか、戦時下での双盤鉦の供出が重なるなど、多くは昭和の初め頃に中断を余儀なくされます。その後永らく途絶えていましたが、加治地区落合では昭和50年代に再開し、保存会を結成するなど伝承につとめています。



写6-42 飯能夏祭り
(底抜け屋台総覧)

説経節は、仏の教えを説く説経が徐々に芸能化した語りの芸です。中世に成立し、一度は途絶えるものの江戸時代後期に再び人気を博しました。もともとは江戸などで演じられていましたが、幕末以降はその軸足を江戸近郊の農村地帯に移しました。そういった中当地では、虎秀に在住の落合亀次郎が幕末に説経節を始め、その子濱次郎と「薩摩千代太夫」を名乗って説教を語りました。また同家には、落合亀次郎が座元となって始めたと言われる、人形芝居に関係した用具類が多数伝えられています。

このように本市の民俗芸能は、厄払いを目的とした獅子舞をはじめ地域ごとに多様な祭礼・芸能が伝承されています。また、江戸近郊という立地もあり、江戸文化の香りを今に伝える祭礼・芸能も行われています。飯能の風土に花開いた祭りの文化は、今も多くの人を魅了しています。

(2) 関連文化財群の構成要素

表6-5 構成要素の一覧

種別	番号	名称	指定等
有形文化財	1	祭り、行事に関連する資産（古文書、工芸品）	未指定
民俗文化財	2	河原町山車	市指定
	3	二丁目山車	市指定
	4	原町山車人形「神武天皇」	市指定

種別	番号	名称	指定等
民俗文化財	有形の民俗文化財	5 各町内の山車	未指定
		6 各町内の底抜け屋台	未指定
		7 各町内の神輿	未指定
		8 各町内の囃子用具	未指定
		9 高山の獅子舞用具	未指定
		10 落合家人形芝居及び説経節関連資料	市指定
	無形の民俗文化財	11 下名栗の獅子舞	県指定
		12 星宮・諏訪神社の獅子舞	市指定
		13 檜渕諏訪神社の獅子舞	市指定
		14 北川の獅子舞	市指定
		15 南川の獅子舞	市指定
		16 三社の獅子舞	市指定
		17 阿寺の獅子舞	市指定
		18 飯能諏訪八幡神社の獅子舞	市指定
		19 小瀬戸の獅子舞	市指定
		20 石原の太神楽獅子舞	市指定
		21 上畑の獅子舞	未指定
		22 下畑の獅子舞	未指定
		23 三社の川瀬祭	市指定
		24 落合西光寺双盤念仏	県指定
		25 川寺大光寺双盤念仏	市指定
		26 神田大橋流祭りばやし	市指定
		27 小田原若狭流祭りばやし	市指定
		28 各町内の祭りばやし	未指定
		29 神社祭礼時の雅楽	未指定
		30 飯能まつり（飯能諏訪八幡神社例大祭）	未指定
		31 飯能夏祭り（飯能八坂神社例大祭）	未指定
		32 市内各神社祭礼	未指定
		33 市内寺院祭礼	未指定
		34 年中行事	未指定



写6-43 下畑囃子連
（神田大橋流祭りばやし）



写6-44 底抜け屋台（河原町）

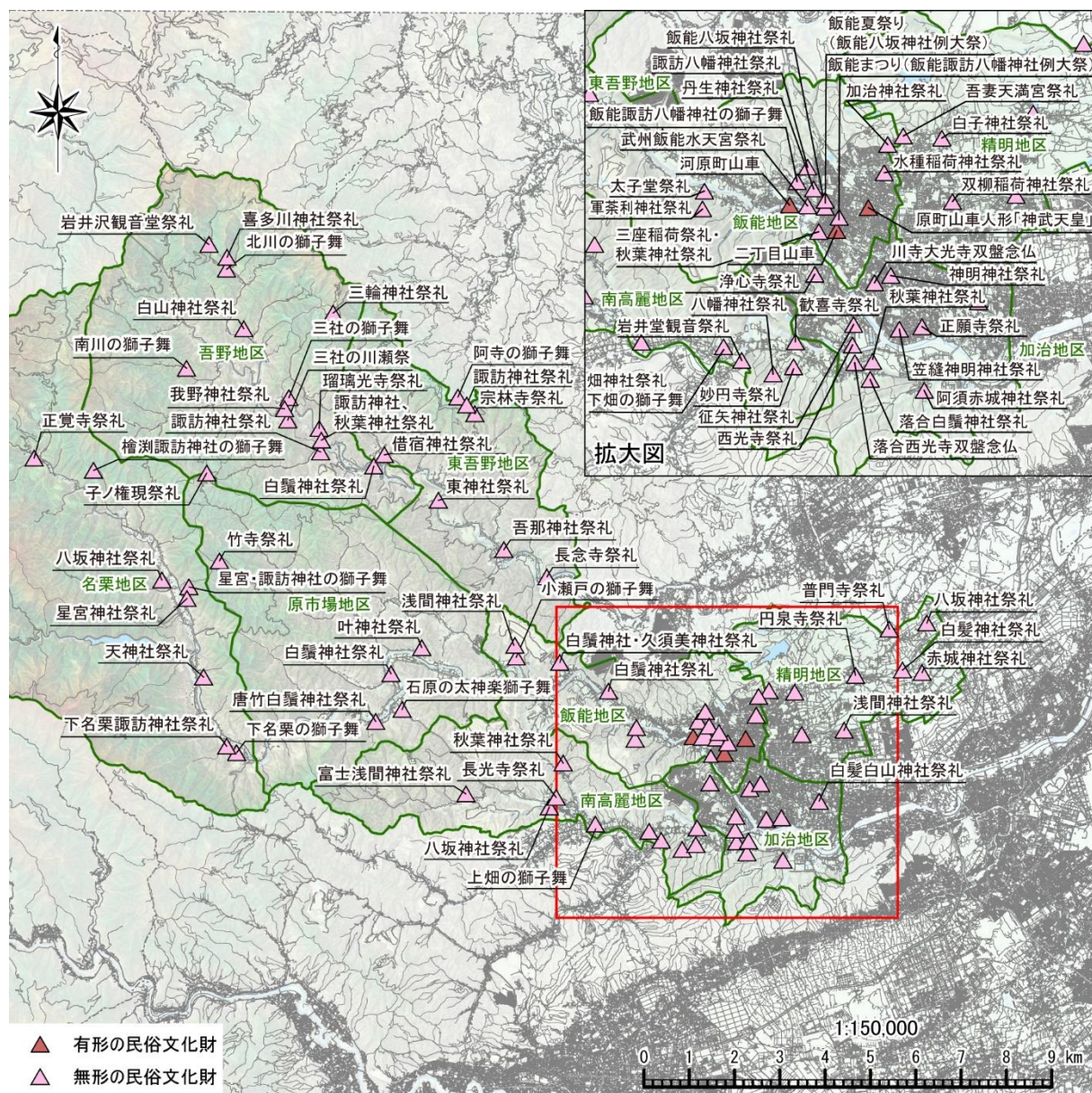


図6-5 構成要素の分布



写6-45 落合家人形芝居用具



写6-46 神輿
(双柳稻荷神社)

第3節 関連文化財群の保存活用計画（課題・方針・措置）

1 山上の霊地と人々の祈り

（1）現状と課題

① 発見と周知に関する現状と課題

山間部に残されている多くの社寺が、山上の霊地を構成していますが、社寺を支える地域住民や参拝者の減少により、多数の文化財を所有する社寺が存続の危機を迎えています。

山上の霊地を構成する社寺についての総合的な調査が不足し、未調査の分野の文化財も残っています。把握された飯能地域遺産のうち、貴重と思われるものの指定を視野に入れた詳細な調査が実施されていません。あわせて、飯能地域遺産情報の公開・発信が不十分で、その価値を広く共有できていません。山上の霊地とされる多くの社寺がこの地に残されている歴史的な背景を周知する機会が少ないため、市民がその魅力を知ることができていません。

② 保存に関する現状と課題

把握した飯能地域遺産については、価値づけを行い、必要な保存措置を講じていく必要があります。特に、江戸時代から使用されていた参道は、現在は通る人も少なく荒廃しているところがあります。道中には石仏や石造遺物も残されていますが、^{きそん}毀損や盗難の危険があるため、早急な保存措置が必要です。しかし、適切に保存するための専門的・制度的知識や技術が不足しています。また、山間部は土砂災害などのリスクが高いため、飯能地域遺産の将来的な継承にあたり、災害などの不測の事態に備えた取組が必要です。

③ 活用に関する現状と課題

関連文化財群を構成する要素の多くが、交通の便が悪い山地に残されています。わかりやすいルートの整備も不十分で、訪れやすい環境が整っていません。また、魅力を案内できる人もいません。

④ 体制づくりに関する現状と課題

これまでどおりの取組では、飯能地域遺産の保存・活用のための財源確保が難しいため、新たな財源確保の手法を検討する必要があります。

（2）方針

① 発見と周知に関する方針

山上の霊地の対象となる社寺に対し、所有・管理する地域史料や民俗文化財、建造物などの飯能地域遺産の総合的な所在調査を実施し、その全容を把握し、記録保存へつなげていきます。把握された飯能地域遺産のうち、本市にとって歴史的・文化的に価値が高いと認められるものの詳細な調査研究を進めていきます。把握調査により確認された飯能地域遺産については、各社寺協力のもとで、サイン設置を進めるとともに、普及啓発事業を開催することで、飯能地域遺産の公



開・発信に努めます。また、飯能地域遺産を活用したエコツアーメニューの開発など、活用をおした周知が必要です。

② 保存に関する方針

把握された飯能地域遺産を、一定の基準に基づいて価値づけし、指定等の措置を図ります。特に、山上の霊地である社寺は、参拝者の減少や交通手段の変化に伴い、古い参道が荒廃しているため、整備の方法を検討し、地元と協力して保存していきます。

道端に残されている石仏などの保存についても進めていきます。保存や修理にあたっては、専門的知識や技術を持った方に指導を仰ぐほか、各種の補助制度を把握・活用して、計画的に実施できるように所有者と協力して進めていきます。また、防災・防犯の観点から、地元と協力して、防火訓練を実施するとともに、防災設備の保守管理を支援します。

③ 活用に関する方針

来訪者に山上の霊地を構成する地域遺産に対して興味関心を持ってもらうために、まちづくりの活用として地域遺産をめぐるルートの設定やマップの作成などの取組を行います。また、エコツアーリズムなどの既存ツアーを生かした関連文化財群の活用を推進します。

④ 体制づくりに関する方針

活用の財源を確保するために、クラウドファンディングなどの新たな財源確保の取組を検討します。

(3) 措置

表の解説

- 実施主体の詳細は第7章に示すとおりです。表の標記は「所有者・管理者」を略して、「所有者等」と記載します。なお、表中の記号の凡例は次のとおりです。
 - ◎：取組の核となる実施主体
 - ：取組に参加する実施主体
 - △：補助的な役割を果たす実施主体
- 実施期間の詳細は次のとおりです。なお、表中の凡例は次のとおりです。
 - ：期間を設けるもの
 -：恒常的に行うもの
 - 前期：令和6年度（2024）～令和8年度（2026）
 - 中期：令和9年度（2027）～令和11年度（2029）
 - 後期：令和12年度（2030）～令和15年度（2033）

① 発見と周知に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-1 (1)	地域史料や民俗文化財などの把握調査	集落人口の減少が著しい地域の歴史文化を把握するため、未指定文化財を含む地域史料や民俗文化財などの把握調査を実施します。	◎ 博物館	○	○	○	◎			
A-2	各寺に残る建造物の詳細調査の実施	高山不動・子ノ権現・竹寺の各寺に残る建造物の詳細調査を実施し、歴史的な背景を含め現時点における文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	○	○	○	◎			
A-3 (6)	新たな文化財指定に向けた調査の実施	把握された飯能地域遺産の適切な価値づけに向け、価値が高いものについては、文化財指定に向けた詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎			
A-4 (14)	飯能地域遺産の解説板や案内サインの設置・改修と多言語化	各所に設置してある飯能地域遺産の解説板や案内サインの新規設置と改修を行い、あわせて多言語化を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎			
A-5 (22)	飯能地域遺産に関する講座などの普及啓発事業の開催	本市が主催する講座や現地見学会などで、関連文化財群や飯能地域遺産を活用した事業を開催し、地域の魅力を伝え、「学び」の入口となる場を提供します。	◎ 生涯学習課 博物館 地区行政センター	△	△	△	◎			
A-6 (23)	エコツーリズムにおける飯能地域遺産の周知	エコツアーにおいて飯能地域遺産に関するメニューを充実させることで、飯能地域遺産の周知につなげていきます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	○	◎	△	○			

② 保存に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-7 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎			
A-8 (27)	指定文化財の適切な保存・管理	所有者・管理者が実施する保存修理などに対し、必要な助言や補助金などの支援を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎			
A-9	参道の調査と整備方針の検討	参道の現状を把握する調査を行い、整備に向け、方針の検討を開始します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎			
A-10 (28)	指定文化財の各種補助制度を活用した文化財所有者への支援事業	指定文化財などの所有者・管理者に対し、国・県・市並びに民間の財団などの補助制度を周知し、申請作業の補助など適切な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△			
A-11 (30)	指定文化財の計画的な修繕の実施	文化財所有者・管理者と協力して、長期的な視点で、計画的に指定文化財の修繕を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○			



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-12 (33)	地元と協した文化財防火訓練の実施	文化財建造物を対象に、文化財所有者、地域住民、地元消防団、消防署などと連携し、定期的に防火訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。	○ 生涯学習課 防災危機管理室	◎	◎	◎	△	-----▶		
A-13 (36)	指定建造物の防災設備の設置と適切な保守管理	文化財所有者に対し、防災・防犯設備の設置・保守・改修などの事業へ補助金を交付し保守管理を支援します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	-----▶		

③ 活用に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-14 (48)	関連文化財群を巡るルートの設定とマップの作製	各関連文化財群を周回できるよう、周回路を設定し、コースマップを作成します。コースマップはデジタルデータでの作成を検討します。	◎ 生涯学習課	△	○	○	△	-----▶		
A-15 (50)	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○	-----▶		

④ 体制づくりに関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-16 (61)	財源確保のための新たな取組の検討	文化財保存・活用の費用を捻出するため、各種補助制度の研究、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用など、新たな財源の確保について検討します。	◎ 産業振興課 生涯学習課	○	○	◎	○	-----▶		

⑤ 重点的かつ優先的に実施する取組（リーディングプロジェクト）

本関連文化財群では、各社寺に残されている飯能地域遺産が把握されていないという課題を解決することが重要であることから、飯能地域遺産の把握や詳細な調査を実施し、明確な価値づけを行うことに関する措置を重点的かつ優先的に実施する取組として設定します。

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-2	各寺に残る建造物の詳細調査の実施	高山不動・子ノ権現・竹寺の各寺に残る建造物の詳細な調査を実施し、歴史的な背景を含め現時点における文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	○	○	○	◎	-----▶		

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
A-3 (6)	新たな文化財指定に向けた調査の実施	把握された飯能地域遺産の適切な価値づけに向け、価値が高いものについては、文化財指定に向けた詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎	●	●	●
A-7 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	●	●	●
A-9	参道の調査と整備方針の検討	参道の現状を把握する調査を行い、整備に向け、方針の検討を開始します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	●	●	●

2 山と里の交流、交通の発展に伴って花開いた産業と文化

(1) 現状と課題

① 発見と周知に関する現状と課題

17世紀後半に現在の大通り商店街を中心とする場所に縄市が開かれ、市街地発展の礎が築かれてきましたが、現在、老朽化による建て替えなどで明治から昭和初期の面影を残す建物は少なくなり、更なる減失の危機に瀕しています。特に、中心市街地に残される歴史的建造物は、その存在を知り、価値を理解してもらうためにも、調査し、その調査成果を含め、公開、発信する必要があります。

② 保存に関する現状と課題

調査した飯能地域遺産について、成果をもとにした適切な価値づけが十分に行われておらず、条例に基づいた文化財指定などによる保存の措置が講じられていません。また、文化財の保存管理は、所有者などに委ねられており、適切に保存管理するための専門的・制度的知識や技術が不足しています。特に、歴史的建造物の長期的な保存修理の見通しが立っておらず、将来的な保存管理の方向性が不透明です。

歴史的建造物において、防災設備設置の状況把握が不十分で、十分な防災措置を図ることができていません。

③ 活用に関する現状と課題

江戸、明治、大正、昭和と本市の産業を支えて来た林業や織物業は衰退の一途をたどっています。現在、西川材の生産地では、手入れの行き届いていない山が広がり、林業に従事する人も高齢化や減少が進んでいます。また、林業関係団体との連携が不足しており、西川林業の歴史などの普及が次世代を担う子供たちに十分にできていない状況にあります。そのため、歴史ある林業を継承するために、学校教育の場なども生かして西川材の歴史を知り、西川材を活性化する取組が求められています。



飯能駅周辺の中心市街地をはじめ市内各所には、歴史的建造物が残されていますが、空き家もあり、有効に活用されていません。また、建造物を見学や体感したい来訪者が訪れる施設の整備やコースマップなどが作成されていません。天覧山や飯能河原周辺は、観光地として人気がありますが、十分に生かされているとはいえない状況です。また、エコツーリズムとの連携も不足しています。

④ 体制づくりに関する現状と課題

飯能地域遺産を生かした取組を始めた市民団体が見られますが、連携や支援が十分な状況とはいえません。また、飯能地域遺産を保存・活用する上で、取組の主体となる専門職員を採用する計画が、十分なものとなっていません。

飯能地域遺産の所有者相互の交流がないため、保存・活用に対する共通認識を得にくい状況にあります。さらに、庁内連携が不足しており、既存施設を活用した展示・公開が十分にできていません。

(2) 方針

① 発見と周知に関する方針

中心市街地を中心に残されている歴史的な建造物の価値を見出すために詳細な調査を行い、調査成果の公開として、案内サインの設置、見学会などの普及啓発事業を進めていきます。

② 保存に関する方針

歴史的建造物を残していくために、文化財の価値づけを行い、国の登録有形文化財（建造物）の登録を目指します。

また、縄市が開かれていた大通りに面して建つ「絹^{きぬ}甚」は、計画的な修繕を実施します。

歴史的建造物の所有者に対しては、各種補助制度の周知をはじめ、技術的な助言や支援を行います。

歴史的建造物の修繕は、所有者・管理者と協力して計画的に行います。また、防災・防犯の観点から防災設備の保守管理を支援します。

③ 活用に関する方針

次世代を担う若者の林業や織物業への関心を高めるために、学校教育における郷土学習を充実させます。また、林業関係団体との連携を強化し、西川林業の歴史などを普及する事業の実施を進めます。

空き家対策の事業と歴史的建造物などを連携させるとともに、往時の姿を感じることができるようなスポット整備を検討することで、歴史的建造物の有効活用を図ります。

関連文化財群を巡るルートや見学マップを作成するとともに、歴史的建造物自体を活用し、集客施設の整備を図るなど、歴史まちづくりを推進します。

天覧山や飯能河原周辺を飯能地域遺産と絡め魅力ある観光地となるような活用に取り組めます。さらに、エコツーリズムなど既存ツアーを生かし、産業分野において関連文化財の活用を推進

します。

④ 体制づくりに関する方針

飯能地域遺産を生かそうと活動する市民団体との連携を深め、必要な支援を行っていきます。また、保存・活用の中心を担う専門職員を計画的に採用し、育成して、その責を負える組織を構築していきます。

所有者相互の交流を促進します。また、庁内連携を強化して、市の既存施設で飯能地域遺産情報の展示・公開を推進します。

(3) 措置

① 発見と周知に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
B-1 (7)	国登録文化財の新規登録に向けた調査の実施	歴史的建造物の国登録に向けて、詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	→		
B-2 (14)	飯能地域遺産の解説板や案内サインの設置・改修と多言語化	各所に設置してある飯能地域遺産の解説板や案内サインの新規設置と改修を行い、あわせて多言語化を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	→		
B-3 (22)	飯能地域遺産に関する講座などの普及啓発事業の開催	本市が主催する講座や現地見学会などで、関連文化財群や飯能地域遺産を活用した事業を開催し、地域の魅力を伝え、「学び」の入口となる場を提供します。	◎ 生涯学習課 博物館 地区行政センター	△	△	△	◎	→		

② 保存に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
B-4 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	→		
B-5 (27)	指定文化財の適切な保存・管理	所有者・管理者が実施する保存修理などに対し、必要な助言や補助金などの支援を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	→		
B-6 (28)	指定文化財の各種補助制度を活用した文化財所有者への支援事業	指定文化財などの所有者・管理者に対し、国・県・市並びに民間の財団などの補助制度を周知し、申請作業の補助など適切な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	→		
B-7 (30)	指定文化財の計画的な修繕の実施	文化財所有者・管理者と協力して、長期的な視点で、計画的に指定文化財の修繕を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	→		



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
B-8 (31)	市所有歴史的建造物の計画的な修繕	本市が所有する指定文化財「店蔵絹甚（市指定）」「名栗川橋（県指定）」「旧南川・北川小学校」の計画的な修繕を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎			→
B-9 (36)	指定建造物の防災設備の設置と適切な保守管理	文化財所有者に対し、防災・防犯設備の設置・保守・改修などの事業へ補助金を交付し保守管理を支援します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○			→

③ 活用に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
B-10 (38)	学校教育における郷土学習の充実	学校教育の現場で求められる地域情報を整理し、郷土学習の場などで利用可能な資料を作成し、授業の充実を図ります。	◎ 学校教育課	○	○	△	△			→
B-11	西川林業の歴史の普及	林業関係団体と連携し、西川林業の歴史などを普及する事業の実施や冊子を作成します。	◎ 生涯学習課 森林づくり課	○	○	○	◎			→
B-12 (46)	空き家対策と歴史的価値を有する古民家などの活用	空き家対策の事業と歴史的価値を有する古民家などを連携させ、古民家の有効活用が図られるような取組を行います。	○ 建築課 生涯学習課	○	◎	◎	○			→
B-13 (47)	中心市街地に残る歴史的建造物の活用と整備	飯能駅北西側に点在する歴史的建造物を活用して、往時の姿を感じることができるようスポットの整備を検討します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	○	◎	◎	○			→
B-14 (48)	関連文化財群を巡るルートの設定とマップの作成	各関連文化財群を周回できるよう、周回路を設定し、コースマップを作成します。コースマップはデジタルデータでの作成を検討します。	◎ 生涯学習課	△	○	○	△			→
B-15	産業の発展を現在に伝える建造物の活用	中心市街地及び吾野宿などに残されている歴史的建造物を見学するためのマップを作成します。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	○			→
B-16 (50)	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○			→
B-17 (51)	歴史的建造物での集客施設整備の促進	市内に残されている歴史的建造物を改修し、集客施設などの整備を促進します。	◎ 生涯学習課 企画課	○	◎	◎	○			→
B-18 (52)	天覧山・飯能河原周辺の観光地としての利活用の促進	市街地に近く、周辺に文教施設が充実している天覧山・飯能河原周辺を整備し、観光利用の促進を図ります。	◎ 企画課 観光・エコ ツーリズム 課	○	○	△	△			→

④ 体制づくりに関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
B-19 (56)	市民団体などが計画する飯能地域遺産活用事業の支援	市民団体が歴史的建造物などの飯能地域遺産を活用する取組に対し、専門家や先行事例の紹介、補助制度の周知などを通じて支援します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	◎	◎	◎	○	●	●	●
B-20 (57)	専門職員の計画的な採用と育成	博物館や文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な採用と育成を進めます。	◎ 職員課 博物館 生涯学習課	△	△	△	○	●	●	●
B-21 (58)	文化財所有者の相互交流の促進	文化財の所有・管理者として、適切に保存し、かつ積極的に活用を図るため、所有者相互の交流を促進し、取組を推進します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	●	●	●
B-22 (62)	既存施設を活用した展示公開や普及啓発の事業実施	店蔵絹甚や名栗くらしの展示室、各地区行政センター、図書館などの既存施設に展示スペースを確保し、飯能地域遺産にかかわる様々な情報を公開し、市民などへの情報発信を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	△	△	●	●	●

⑤ 重点的かつ優先的に実施する取組（リーディングプロジェクト）

本関連文化財群では、産業遺産や歴史的建造物が十分に活用されていないという課題を解決することが重要であることから、中心市街地や吾野宿^{あがのしゆく}に残されている歴史的建造物の活用に関する措置を重点的かつ優先的に実施する取組として設定します。

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
B-15	産業の発展を現在に伝える建造物の活用	中心市街地及び吾野宿などに残されている歴史的建造物を見学するためのマップを作成します。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	○	●	●	●
B-18 (52)	天覧山・飯能河原周辺の観光地としての利活用の促進	市街地に近く、周辺に文教施設が充実している天覧山・飯能河原周辺を整備し、観光利用の促進を図ります。	◎ 企画課 観光・エコ ツーリズム 課	○	○	△	△	●	●	●
B-19 (56)	市民団体などが計画する飯能地域遺産活用事業の支援	市民団体が歴史的建造物などの飯能地域遺産を活用する取組に対し、専門家や先行事例の紹介、補助制度の周知などを通じて支援します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	◎	◎	◎	○	●	●	●
B-20 (57)	専門職員の計画的な採用と育成	博物館や文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な採用と育成を進めます。	◎ 職員課 博物館 生涯学習課	△	△	△	○	●	●	●

3 里に営まれた縄文文化と古代高麗郡

(1) 現状と課題

① 発見と周知に関する現状と課題

市域東部には、^{きゅうりょう}丘陵、台地や低地が広がります。地形的な変化に富み、多くの動植物が見られるなど自然が多く残されるエリアです。この地域は市域の中でも開発が多い地域であり、遺跡も数多く残されていることから、記録保存のための発掘調査が実施されていますが、魅力に富む自然は開発の影響で失われる危機にあります。

発掘調査により記録保存された遺跡の情報は、室内調査を経て報告書にまとめられて初めて、活用することが可能となりますが、その多くは室内調査が実施できていないため、発信、公開・展示、活用が進まないといった問題があります。

また、市が進める土地区画整理事業の進捗により、良好な住宅や道路環境の整備が進む半面、大規模な造成工事により地形に大きな改変が行われ、この地域を特徴づけるハケと呼ぶ湧水地点も所々で消滅しています。そのため、市民が地形の成り立ちと地域の歴史文化のかかわりを知る機会が損なわれています。

② 保存に関する現状と課題

価値が認められた飯能地域遺産について、法や条例に基づいた文化財の指定等が進んでおらず、十分な体制のもと文化財を保存することができていません。

③ 活用に関する現状と課題

学校において郷土学習や飯能地域遺産を生かした教育が進んでおらず、次世代を担う若者の郷土愛を十分に醸成できていません。また、関連文化財群の周遊を目的とした事業が不足しており、魅力が十分に伝わっていません。

④ 体制づくりに関する現状と課題

文化財の保存・活用を担う専門職員が不足しており、飯能地域遺産の保存・活用に向けた取組の制度を十分に担保できていません。

市域を越えて所在する古代高麗郡について、個別の遺跡調査は行われていますが、調査や調査成果の解明など連携の強化や研究の促進が望まれます。

(2) 方針

① 発見と周知に関する方針

市域の東部に広がる丘陵、台地や低地といった地形の特徴、この地域に特徴的な段丘崖線のハケと呼ぶ湧水地点など自然系の飯能地域遺産を調査し、記録する作業を進めます。あわせて、動物、地質鉱物といった自然系の飯能地域遺産の調査も進めます。

縄文時代の加能里遺跡や奈良・平安時代の張摩久保遺跡などの調査を継続して進め、市内の歴史を明らかにするため、発掘調査報告書の刊行を促進します。あわせて、室内調査を推進し、埋

蔵文化財の資料を出土品展などに活用できるようにします。

こうした調査成果の情報発信や展示公開、案内サイン設置を進めることで、市民が地域の歴史を知り、さらに興味関心を深められるようにします。

市が実施している土地区画整理事業などにより旧地形が失われている場所については、公園や広場などに地形の特徴を残す取組や、地形の成り立ちと地域の歴史文化のかかわりをわかりやすく伝える取組を実施します。

② 保存に関する方針

価値が認められた飯能地域遺産について、文化財指定や関連制度に基づく保存措置を講じます。

③ 活用に関する方針

学校における郷土学習や飯能地域遺産を生かした教育を推進します。また、自然遺産を含めた飯能地域遺産を見学するエコツーリズムなどを開催し、様々な機会に情報の発信を行います。

④ 体制づくりに関する方針

文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な採用と育成を進めます。また、古代高麗郡に関する調査や研究については、市域を越えた自治体との連携を強化し、取組を進めていきます。

(3) 措置

① 発見と周知に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-1 (2)	自然分野の飯能地域遺産調査促進と情報収集	動物、地形や地質などの自然系の飯能地域遺産について、所在調査を実施し新たな資源の発見につなげます。	◎ 博物館	○	○	○	◎	→		
C-2	自然分野の地域遺産把握調査の促進	ハケを始めとする台地部に残された自然遺産について把握調査を進めます。	◎ 博物館 生涯学習課	○	○	△	◎	→		
C-3 (4)	市内遺跡の発掘調査	市内177か所の埋蔵文化財包蔵地の管理を行い、適切な試掘調査及び発掘調査などの保存措置に伴う調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○	→		
C-4	加能里遺跡の調査報告書作成の促進	加能里遺跡において実施した発掘調査の報告書刊行を促進します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	△	→		
C-5 (9)	埋蔵文化財室内調査の推進	発掘調査終了後、室内調査が終了していない調査について、調査を促進していきます。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○	→		
C-6 (13)	埋蔵文化財最新出土品展の開催	発掘調査の成果をいち早く市民に伝えるため、埋蔵文化財最新出土品展を開催します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	○	→		
C-7 (14)	飯能地域遺産の解説板や案内サインの設置・改修と多言語化	各所に設置してある飯能地域遺産の解説板や案内サインの新規設置や改修を行い、あわせて多言語化を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	→		



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-8 (17)	飯能地域遺産情報の発信	市民や市外からの来訪者に対し、ホームページなどを通じ、生涯学習課や博物館が所有する飯能地域遺産情報を発信します。	◎ 生涯学習課 博物館 広報情報課	△	○	△	○	▶		
C-9 (19)	自然系の飯能地域遺産に関する市民向けガイド本を刊行	地形や地質などの自然系の飯能地域遺産について、調査により把握した内容をまとめ、一般市民に向けたガイド本を刊行します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	◎	▶		
C-10 (20)	地域の自然情報の発信	天覧山や飯能河原を中心としたエリアで収集した、植物などの自然情報をホームページなどで発信していきます。	◎ 博物館 広報情報課	○	○	△	◎	▶		

② 保存に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-11 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	▶		

③ 活用に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-12 (38)	学校教育における郷土学習の充実	学校教育の現場で求められる地域情報を整理し、郷土学習の場などで利用可能な資料を作成し、授業の充実を図ります。	◎ 学校教育課	○	○	△	△	▶		
C-13 (39)	飯能地域遺産を生かした教育の推進	各小中学校の学区内に所在する飯能地域遺産を学校教育で活用できるようにデジタル化を図り、活用を推進します。	◎ 学校教育課	○	○	○	○	▶		
C-14 (50)	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○	▶		

④ 体制づくりに関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-15 (57)	専門職員の計画的な採用と育成	博物館や文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な採用と育成を進めます。	◎ 職員課 博物館 生涯学習課	△	△	△	○	▶		

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-16	高麗郡に関する広域連携の促進	高麗郡が設置された本市と日高市で協働し、調査や研究を促進します。	◎ 生涯学習課	△	○	△	◎	→		

⑤ 重点的かつ優先的に実施する取組（リーディングプロジェクト）

本関連文化財群では、地形の変化に富む市東部を中心に、埋蔵文化財や自然遺産の把握が進んでいないという課題を解決することが重要であることから、開発事業が盛んで埋蔵文化財や自然遺産が失われてしまう可能性が高い地域において、現状を把握し記録することと、その情報を積極的に発信するという措置を重点的かつ優先的に実施する取組として設定します。

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
C-1 (2)	自然分野の飯能地域遺産調査促進と情報収集	動物、地形や地質などの自然系の飯能地域遺産について、所在調査を実施し新たな資源の発見につなげます。	◎ 博物館	○	○	○	◎	→		
C-2	自然分野の地域遺産把握調査の促進	ハケを始めとする台地部に残された自然遺産について把握調査を進めます。	◎ 博物館 生涯学習課	○	○	△	◎	→		
C-4	加能里遺跡の調査報告書作成の促進	加能里遺跡において実施した発掘調査の報告書刊行を促進します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	△	→		
C-9 (19)	自然系の飯能地域遺産に関する市民向けガイド本を刊行	地形や地質などの自然系の飯能地域遺産について、調査により把握した内容をまとめ、一般市民に向けたガイド本を刊行します。	◎ 生涯学習課	△	△	△	◎	→		
C-16	高麗郡に関する広域連携の促進	高麗郡が設置された本市と日高市で協働し、調査や研究を促進します。	◎ 生涯学習課	△	○	△	◎	→		

4 武士たちの活躍と信仰 ～武蔵武士 中山氏・黒田氏～

(1) 現状と課題

① 発見と周知に関する現状と課題

武蔵武士が活躍した鎌倉時代以降、武士によって当地にもたらされた仏像や板石塔婆をはじめとする石塔、菩提寺や再興した社寺などの文化財が多数みられます。

また、江戸時代に構築された中山氏・黒田氏などの代々の墓は、大名墓として保存状態も比較的良好です。それぞれ、各分野の文化財について調査ができているもの、できていないものがあるため、調査ができていない分野については調査を進めていく必要があります。また、大名墓や仏像など市外にも関連する歴史文化が所在するため、あわせて調査を進める必要があります。

収集した情報は、積極的な公開が必要ですが、情報の発信や関連する普及事業の開催、エコツアーリズムにおける活用など、十分な取組が行えていません。



② 保存に関する現状と課題

武蔵武士に関連する飯能地域遺産のうち、既に調査されているものについて、価値づけと法や条例に基づいた文化財の指定等が進んでおらず、十分な体制のもと関連文化財群を保存することができていません。飯能地域遺産の保存管理は、所有者などに委ねられていますが、文化財の種類も数も多いため、所有者だけで維持管理するには難しい状況にあります。また、適切に保存・管理するための専門的・制度的知識や技術が不足しています。

地震や火災などが発生した時に、飯能地域遺産の保存・活用にかかわる個人及び団体の対応方針が定まっておらず、災害時に適切な対応をとれない恐れがあります。

③ 活用に関する現状と課題

学校教育の場における郷土学習の素材として、武蔵武士にかかわる飯能地域遺産が生かされていません。また、飯能地域遺産にかかわるボランティアの制度が存在しないため、その制度を検討する必要があります。

武蔵武士にかかわる飯能地域遺産は多岐にわたり、その所在も市域全体になることから、関係する飯能地域遺産の所有者や管理者、社寺を支える氏子や檀家など多くの方と一緒に活用に取り組むことが求められます。しかし、関連文化財群が点在していても、それらを生かした周遊ルートの設定やサイン設置などの取組がなされておらず、関連文化財群としての魅力が十分に伝えられていません。また、天覧山や飯能河原など行楽地として多くの人が訪れる場所がありますが、周辺の飯能地域遺産について、十分な活用に至っていません。

④ 体制づくりに関する現状と課題

飯能地域遺産の所有者相互の交流がないため、飯能地域遺産の保存・活用に対する共通認識を得にくい状況にあります。

法衣垂下像については、近隣市にも分布していますが、調査や評価に関して近隣市との協力関係が構築できていません。

(2) 方針

① 発見と周知に関する方針

中世武蔵武士により再興された社寺の調査を進め、武蔵武士と社寺の関係を明らかにし、社寺に残される文化財との関係性も含め、詳細な調査を進めます。また、能仁寺の中山勘解由三代の墓及び黒田家代々の墓、智観寺の中山家代々の墓などの武家の墓について、一体として詳細な調査研究を進めます。調査に際しては、関連する文化財が所在する他の自治体とも協力して進めていきます。あわせてこれらの調査成果を広く紹介してその魅力を伝えるため、解説板や案内サインの設置や多言語化を促進します。あわせて、講座や見学会などの事業を実施し、魅力を伝える取組を進めます。調査により把握した情報は、展示や公開など情報発信するとともに、エコツアーリズムとも連携して、地域遺産を生かした取組を進めていきます。これらの活用に関する取組は、保存に配慮した方法を所有者と共に検討します。

② 保存に関する方針

飯能地域遺産の価値づけを行い、文化財の指定等の措置を講じます。特に、武蔵武士がこの地に遺した文化財は市域に広く残されており、種類も数も多いため、保存・管理にあたっては、専門的知識や技術を持った方に指導を仰ぎ、適切な支援を行います。また、各種補助制度の周知をはじめ、補助制度を活用した文化財の保存を支援していきます。

関連文化財群の修繕は、所有者・管理者と協力して計画的に行います。多くの方からもその取組に対して支援してもらえるように、周知の活動を行い、文化財を守るすそ野を広げる活動に取り組むとともに、災害時緊急対応マニュアルを作成します。

③ 活用に関する方針

武蔵武士にかかわる飯能地域遺産を継承するために、学校教育における郷土学習を充実させます。飯能地域遺産にかかわるボランティアの制度について、検討を進めていきます。

また、関連文化財群を巡るルートやマップを作成するとともに、エコツーリズムなどの既存ツアーを生かした関連文化財群の活用を推進します。天覧山や飯能河原など行楽地周辺の飯能地域遺産の活用を促進し魅力の向上を目指します。

④ 体制づくりに関する方針

関連文化財群の構成要素は、種類も数も多く、市域全体に分布しているため、所有者相互の交流を促進し、互いに協力し合う関係を構築して適切な保存・活用を図ります。

近隣市などに広く分布する飯能地域遺産に関係する地域遺産について、その調査や評価を行う上で、近隣市などとの関係強化を図ります。

(3) 措置

① 発見と周知に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-1 (6)	新たな文化財指定に向けた調査の実施	把握された飯能地域遺産の適切な価値づけに向け、価値が高いものについては、文化財指定に向けた詳細な調査を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎	●	●	●
D-2	中山氏と黒田氏の大名墓に係る調査研究を進め、文化財としての価値づけを行う	能仁寺の中山勘解由三代の墓、黒田家代々の墓及び智観寺の中山家代々の墓の詳細な調査を実施し、文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	△	△	○	◎	●	●	●
D-3	黒田氏、中山氏に関する調査を実施し、その成果を市ホームページに掲載	市内に残されている黒田氏や中山氏の足跡を調査し、その成果を市のホームページに特集し、掲載します。	◎ 博物館 生涯学習課 広報情報課	○	○	○	◎	●	●	●
D-4 (14)	飯能地域遺産の解説板や案内サインの設置・改修と多言語化	各所に設置してある飯能地域遺産の解説板や案内サインの新規設置や改修を行い、あわせて多言語化を促進します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	●	●	●



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-5 (17)	飯能地域遺産情報の発信	市民や市外からの来訪者に対し、ホームページなどを通じ、生涯学習課や博物館が所有する飯能地域遺産情報を発信します。	◎ 生涯学習課 博物館 広報情報課	△	○	△	○	●	●	●
D-6 (22)	飯能地域遺産に関する講座などの普及啓発事業の開催	本市が主催する講座や現地見学会などで、関連文化財群や飯能地域遺産を活用した事業を開催し、地域の魅力を伝え、「学び」の入口となる場を提供します。	◎ 生涯学習課 博物館	△	△	△	◎	●	●	●
D-7 (23)	エコツーリズムにおける飯能地域遺産の周知	エコツアーにおいて飯能地域遺産に関するメニューを充実させることで、飯能地域遺産の周知につなげていきます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	○	◎	△	○	●	●	●

② 保存に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-8 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	●	●	●
D-9 (27)	指定文化財の適切な保存・管理	所有者・管理者が実施する保存修理などに対し、必要な助言や補助金などの支援を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	●	●	●
D-10 (28)	指定文化財の各種補助制度を活用した文化財所有者への支援事業	指定文化財などの所有者・管理者に対し、国・県・市並びに民間の財団などの補助制度を周知し、申請作業の補助など適切な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	●	●	●
D-11 (30)	指定文化財の計画的な修繕の実施	文化財所有者・管理者と協力して、長期的な視点で、計画的に指定文化財の修繕を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	●	●	●
D-12 (34)	緊急時の対応マニュアルの整備	指定文化財などに対し、災害などの緊急時対応について「マニュアル」を作成し、文化財所有者へ配布します。	◎ 生涯学習課	○	△	○	○	●	●	●

③ 活用に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-13 (38)	学校教育における郷土学習の充実	学校教育の現場で求められる地域情報を整理し、郷土学習の場などで利用可能な資料を作成し、授業の充実を図ります。	◎ 学校教育課	○	○	△	△	●	●	●
D-14 (43)	文化財にかかわるボランティア制度の創設	文化財を対象としたボランティア制度について、検討を行い、制度の創出を図ります。	◎ 生涯学習課	◎	◎	△	△	●	●	●

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-15 (48)	関連文化財群を巡るルートの設定とマップの作成	各関連文化財群を周回できるよう、周回路を設定し、コースマップを作成します。コースマップはデジタルデータでの作成を検討します。	◎ 生涯学習課	△	○	○	△			
D-16 (50)	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○			
D-17 (52)	天覧山・飯能河原周辺の観光地としての利活用の促進	市街地に近く、周辺に文教施設が充実している天覧山・飯能河原周辺を整備し、観光利用の促進を図ります。	◎ 企画課 観光・エコ ツーリズム 課	○	○	△	△			

④ 体制づくりに関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-18 (58)	文化財所有者の相互交流の促進	文化財の所有・管理者として、適切に保存し、かつ積極的に活用を図るため、所有者相互の交流を促進し、取組を推進します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△			
D-19 (66)	近隣市に分布する文化財を評価するための関係構築	本市を含む近隣市に分布する仏像などの文化財について、文化財の価値を明確にし、評価するため、近隣市との協力関係を構築します。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎			

⑤ 重点的かつ優先的に実施する取組（リーディングプロジェクト）

本関連文化財群では、多くの方が訪れる場所に所在する文化財が十分に活用できていないという課題を解決することが重要であることから、文化財の活用と観光という両方の視点を取り入れた施策を重点的かつ優先的に実施する取組として設定します。

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
D-2	中山氏と黒田氏の大名墓に係る調査研究を進め、文化財としての価値づけを行う	能仁寺の中山勘解由三代の墓、黒田家代々の墓及び智観寺の中山家代々の墓の詳細な調査を実施し、文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	△	△	○	◎			
D-3	黒田氏、中山氏に関する調査を実施し、その成果を市のホームページに掲載	市内に残されている黒田氏や中山氏の足跡を調査し、その成果を市のホームページに掲載し、掲載します。	◎ 博物館 生涯学習課 広報情報課	○	○	○	◎			
D-14 (43)	文化財にかかわるボランティア制度の創設	文化財を対象としたボランティア制度について、検討を行い、制度の創出を図ります。	◎ 生涯学習課	◎	◎	△	△			

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
D-17 (52)	天覧山・飯能河原周辺の観光地としての利活用の促進	市街地に近く、周辺に文教施設が充実している天覧山・飯能河原周辺を整備し、観光利用の促進を図ります。	◎ 企画課 観光・エコ ツーリズム 課	○	○	△	△			

5 江戸近郊に花開いた祭りの文化

(1) 現状と課題

① 発見と周知に関する現状と課題

消失の恐れがある各地域の祭礼行事や伝統芸能などを調査し、現状を把握し、その記録を保存する必要があります。また、記録された祭礼行事や伝統芸能を通じて地域の活動が活発になるような取組が望まれます。

② 保存に関する現状と課題

伝統行事などの価値づけと法や条例に基づいた文化財の指定等が進んでおらず、保存継承を支援することができていません。

現在の「飯能まつり」は、パレードやよさこいなど現代的要素も加わって市最大の観光行事として定着しています。その一方で、古くからの祭礼行事としての形態がわかりにくくなっている面もあります。

また、祭礼行事に用いられる道具は、山車や御輿のほかにも、着物、提灯、面、人形、楽器など様々なものがあります。その保存管理は、所有者や保存団体などに委ねられていますが、適切に保存管理するための専門的・制度的知識や技術が不足しています。また、長期的な保存修理の見通しが立っておらず、計画的な保存・活用ができていません。

民俗芸能の保存については、国や民間などの補助や助成制度の活用が十分にできている状況ではありません。また、その保存・活用を通じて民俗芸能が地域の連携強化となる取組につながっていません。

③ 活用に関する現状と課題

民俗文化財の学校教育における活用が不足しており、若者の興味関心を引き出せていません。また、各地域で継承されている民俗芸能を、地域のつながりやコミュニケーションツールとして十分に活用できていません。さらに、飯能まつりや囃子、山車などに触れる機会はありますが、広く民俗文化財全般を周知できていないため、市民にその魅力を十分に伝えられていません。

④ 体制づくりに関する現状と課題

既存の保存会組織に対する支援を継続することが必要です。特に、地域の祭礼行事や祭りに伴う無形の民俗文化財は、地域の人たちを中心に保存継承されていますが、地域住民の減少や高齢

化により、担い手が不足しているものが見受けられます。その背景の一つに、所有者間や保存団体間の相互交流がないため、飯能地域遺産の保存・活用に対する共通認識を得にくい状況があります。また、民俗芸能を広く生かす取組をする団体への支援も必要です。

一方、祭礼行事に用いる山車や御輿といった有形の民俗文化財や獅子舞や囃子、双盤念仏などに用いる頭や衣装、演奏用具などは、行事に使用するものであるため、破損や損傷、劣化が伴います。これらの様々な道具類を維持・継承していくためには多額の費用が必要ですが、それらの費用をいかに捻出し保存していくのか、その仕組みづくりが求められています。

（２）方針

① 発見と周知に関する方針

寺社を中心に行われている祭礼行事や個人宅にある祠で行われている祭礼行事など、市内で行われている祭礼行事の調査を進め、その記録保存を進めていきます。特にお申講などの生業に伴う祭礼行事は、実施されない事例が増えているため、早急に調査に取組みます。

飯能まつりなどの市街地における祭礼行事及び関連する芸能に関する歴史について調査し、その変遷を記録し顕在化します。また、市街地における祭礼行事の核ともいえる山車・底抜け屋台行列及び囃子などの無形の民俗文化財について継承していく取組を地域の方と実施します。

無形の民俗文化財に関する映像記録については、今後の貴重な記録となるほか、継承のための教材ともなるため、早期に作成を進めます。また、無形の民俗文化財の普及に関しては、作成した映像資料を広く公開するなどして活用するほか、エコツーリズムなどのイベントを開催することで、その魅力を伝えていきます。

② 保存に関する方針

調査により把握された飯能地域遺産の適切な価値づけを行っていきます。特に民俗に係るものを進めていきます。

価値が認められた飯能地域遺産について、文化財指定や関連制度に基づく保存措置を講じます。

特に、祭礼には様々な用具が用いられます。大きいものでは山車や神輿、それ以外にも、祭り半纏や着物、提灯や笠鉾^{かさぼこ}、面や頭、人形、楽器など様々ですが、これらの道具は祭礼時に使用される道具であるため、破損や欠損、劣化などは防ぐことができないことから、専門的知識や技術を持った方に指導を仰ぎ、計画的に修繕します。

民俗芸能の保存に際して、国・県・市や民間の団体などの補助制度を活用できるように支援するほか、その保存・活用をとおして民俗芸能が地域の連携強化につながる取組となるように進めていきます。

③ 活用に関する方針

無形の民俗文化財を通じた地域の活性化を念頭に置きながら学校教育の場で、学ぶ機会を創出します。地域に伝わる民俗芸能については、地域のつながりを創出する機会として活用し、地域の活性化につなげる取組を強化します。また、エコツーリズムなどの既存ツアーや民俗芸能の用具などを地域の振興につなげ、伝統行事の魅力を伝えます。



④ 体制づくりに関する方針

民俗文化財の保存継承を進める取組を保存団体と協力して行うとともに、特に、無形の民俗文化財はその担い手が減少しているため、地域を越えて広く担い手を募ります。また、民俗芸能を素材として祭礼行事とは別の取組を進める団体も見られるため、活用を図る団体に対して、連携と支援を実施していきます。

その中で、所有者だけでなく広く祭礼に参加する人たちの交流を図ります。そして、多くの方から修理費用を寄付してもらう仕組みを検討していきます。

(3) 措置

① 発見と周知に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
E-1 (3)	地域の伝統行事の把握	各地域で行われている伝統行事について調査を実施し、現状の把握と顕在化を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	○	◎	→		
E-2 (15)	地域伝統行事の情報発信と支援	各地域で把握した伝統行事の開催情報を発信し、継続的な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	→		
E-3 (17)	飯能地域遺産情報の発信	市民や市外からの来訪者に対し、ホームページなどを通じ、生涯学習課や博物館が所有する飯能地域遺産情報を発信します。	◎ 生涯学習課 博物館 広報情報課	△	○	△	○	→		
E-4	民俗芸能の魅力を伝える広報活動の実施	民俗芸能保存団体と連携し、各種の民俗芸能の魅力を広く市民に伝え、後継者育成につなげる広報活動を実施します。	○ 生涯学習課 広報情報課	◎	◎	◎	△	→		
E-5 (23)	エコツーリズムにおける飯能地域遺産の周知	エコツアーにおいて飯能地域遺産に関するメニューを充実させることで、飯能地域遺産の周知につなげていきます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	○	◎	△	○	→		

② 保存に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門 家	前期	中期	後期
E-6 (25)	調査した文化財などの適切な価値づけ	調査された文化財など、特に民俗や習俗の適切な価値づけを行います。	◎ 生涯学習課 博物館	○	○	○	◎	→		
E-7	民俗芸能に係る祭礼や民俗芸能の調査を進め、文化財としての価値づけを行う	底抜け屋台の祭礼行事や囃子に伴う舞などについて、詳細な調査を実施し、文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎	→		
E-8 (26)	文化財指定や関連制度に基づく保存措置の推進	本市にとって欠くことができないと判断された文化財について、市指定を前提に、国・県指定を目指すなど適切に価値づけを行い、審議委員会の諮問結果を受けて、措置を行います。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	◎	→		

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種団体	所有者等	専門家	前期	中期	後期
E-9 (27)	指定文化財の適切な保存・管理	所有者・管理者が実施する保存修理などに対し、必要な助言や補助金などの支援を行います。	◎ 生涯学習課	○	○	◎	◎	-----▶		
E-10 (28)	指定文化財の各種補助制度を活用した文化財所有者への支援事業	指定文化財などの所有者・管理者に対し、国・県・市並びに民間の財団などの補助制度を周知し、申請作業の補助など適切な支援を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△	-----▶		
E-11	民俗芸能について用具などの整備を行い、地域の振興につなげる取組を行う	国・埼玉県・本市や民間財団などの補助金を活用し、民俗芸能に係る用具の修繕などの整備を支援し、地域を盛り上げ、つながりが強化される取組を行います。	○ 生涯学習課	○	◎	◎	△	-----▶		
E-12 (30)	指定文化財の計画的な修繕の実施	文化財所有者・管理者と協力して、長期的な視点で、計画的に指定文化財の修繕を実施します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	○	————▶		

③ 活用に関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種団体	所有者等	専門家	前期	中期	後期
E-13 (38)	学校教育における郷土学習の充実	学校教育の現場で求められる地域情報を整理し、郷土学習の場などで利用可能な資料を作成し、授業の充実を図ります。	◎ 学校教育課	○	○	△	△	————▶		
E-14 (45)	民俗芸能を通じた地域活動の活性化推進	地域に伝わる民俗芸能を、地域のつながりやコミュニケーションのツールとして活用し、地域の活性化につなげる取組を推進します。	◎ 生涯学習課 自治振興課	◎	○	△	△	-----▶		
E-15 (50)	エコツーリズムにおける歴史文化の活用	エコツアーにおいて、歴史文化を取り入れたメニューを開発するとともに、エコツアーガイドと協力して歴史文化を生かす取組につなげます。	○ 観光・エコ ツーリズム 課	◎	◎	△	○	————▶		

④ 体制づくりに関する措置

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種団体	所有者等	専門家	前期	中期	後期
E-16 (54)	文化財保存団体の活動支援と取組の充実	文化財に関係する保存団体の活動を支援し、団体の取組に多くの方が協力してもらえるよう官民が協働します。	◎ 生涯学習課	○	◎	△	△	-----▶		
E-17 (55)	民俗芸能を担う次世代の育成	民俗芸能に携わる関係者を増やすため、特に若年層に向けた新規の開拓や育成を促進します。	○ 生涯学習課	◎	◎	○	○	-----▶		
E-18 (56)	市民団体などが計画する飯能地域遺産活用事業の支援	市民団体が歴史的建造物などの飯能地域遺産を活用する取組に対し、専門家や先行事例の紹介、補助制度の周知などを通じて支援します。	○ 都市計画課 建築課 生涯学習課	◎	◎	◎	○	-----▶		



No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
E-19 (58)	文化財所有者の保存・活用の取組促進	文化財の所有・管理者として、適切に保存し、かつ積極的に活用を図るため、所有者相互の交流を促進し、取組を推進します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△		▶	
E-20 (59)	文化財保存団体相互の交流の場の設置	文化財保存団体相互が継承や保存について意見交換や交流ができる場を設置します。また、飯能市郷土芸能保存会への参加を促し、体制の強化を図ります。	◎ 生涯学習課	○	△	◎	△		▶	
E-21 (61)	財源確保のための新たな取組の検討	文化財保存・活用の費用を捻出するため、各種補助制度の研究、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用など、新たな財源の確保について検討します。	◎ 産業振興課 生涯学習課	○	○	◎	○		▶	

⑤ 重点的かつ優先的に実施する取組（リーディングプロジェクト）

本関連文化財群では、伝統的な祭礼行事や芸能に使用する様々な用具の整備に多額の費用と時間がかかるという課題を解決することが重要であることから、様々な主体が協力して保存と継承を行っていくことに関する措置を重点的かつ優先的に実施する取組として設定します。

No.	措置の名称	事業概要	実施主体					実施期間		
			行政 (担当課)	市民	各種 団体	所有者 等	専門家	前期	中期	後期
E-4	民俗芸能の魅力を伝える広報活動の実施	民俗芸能保存団体と連携し、各種の民俗芸能の魅力を広く市民に伝え、後継者育成につなげる広報活動を実施します。	○ 生涯学習課 広報情報課	◎	◎	◎	△		▶	
E-7	民俗芸能に係る祭礼や民俗芸能の調査を進め、文化財としての価値づけを行う	底抜け屋台の祭礼行事や囃子に伴う舞などについて、詳細な調査を実施し、文化財としての価値づけを行います。	◎ 生涯学習課	△	△	○	◎		▶	
E-11	民俗芸能について用具などの整備を行い、地域の振興につなげる取組を行う	国・埼玉県・本市や民間財団などの補助金を活用し、民俗芸能に係る用具の修繕などの整備を支援し、地域を盛り上げ、つながりが強化される取組を行います。	○ 生涯学習課	○	◎	◎	△		▶	
E-16 (54)	文化財保存団体の活動支援と取組の充実	文化財に関係する保存団体の活動を支援し、団体の取組に多くの方が協力してもらえるよう官民が協働します。	◎ 生涯学習課	○	◎	△	△		▶	
E-19 (58)	文化財所有者の相互交流の促進	文化財の所有・管理者として、適切に保存し、かつ積極的に活用を図るため、所有者相互の交流を促進し、取組を推進します。	◎ 生涯学習課	△	△	◎	△		▶	



第7章

飯能地域遺産の保存・活用の推進体制



第1節 各主体の役割及び体制整備の方針

本市の飯能地域遺産の効率的かつ実効性のある保存・活用を推進していくにあたっては、多様な立場の主体がそれぞれの役割を担うとともに、主体間の連携、協働が不可欠であることから、次のような役割分担及び方針のもと、推進体制の整備、充実を図ります。

1 行政

行政は、地域計画の取組を確実に実行していくにあたり、中心的な主体として、飯能地域遺産の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進め、政策としての制度設計及び必要となる財源措置を講じます。

専門家の助言・指導などのもと飯能地域遺産の計画的な調査研究を行うとともに、必要に応じて、保存のための指定等の対応及び修理、活用のための整備など、歴史文化を生かすまちづくりに率先して取組めます。

市民や各種団体、所有者などが、歴史文化に対する認識を深めていくことができるよう、普及啓発を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるべく適切な情報発信及び継続的な支援を行います。

2 市民

市民は、飯能地域遺産に触れる最も身近な存在であり、日常的な維持管理や現状把握において重要な役割を果たします。これからの飯能地域遺産の保存・活用には、行政と市民が一致団結してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。そのため、飯能地域遺産について積極的に学び、共有の財産としての認識を高めていきます。

また、各主体が行う保存・活用の取組への参加、協力などを通じて地域に愛着と誇りを持ち、一人一人が歴史文化を支える担い手として理解を深めます。

なお、市民が主体となって飯能地域遺産を守り、活用していくためには、行政や各種団体、専門家などの助言や指導のもと、文化財保護行政への理解を促していく必要があります。そのため、行政を中心とした各団体などは、市民への必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

3 各種団体

市内では、文化財の保存継承を目的に組織されている文化財保存団体や文化財の調査研究を目的とした郷土史研究会、博物館活動を通じた学びと支援を目的に組織された市民学芸員など、市民が中心となった様々な団体が結成されています。

この他にも、自治会や地域防災組織、各地区まちづくり推進委員会、飯能市エコツーリズム推進協議会など、地域自治やまちづくりなどを目的に組織された団体があります。これらの団体は飯能地域遺産の保存・活用を主な目的として組織された団体ではありませんが、各種団体など（行

政以外の関係機関、施設、民間団体、市民団体など）は、それぞれの立場や専門分野の知識、ノウハウを生かしながら、各分野で歴史文化の担い手のリーダーとして、飯能地域遺産の保存・活用に寄与することが期待されます。

特に各地区まちづくり推進委員会においては、地区の特性、個性を生かしたまちづくりの中核を担う組織として、行政及び専門家などとの連携のもと、飯能地域遺産の保存・活用に積極的に取り組むこととし、地域住民も自主的な活動を支えます。さらに、それぞれが担う地域や他地域の様々な取組に関する見識を広め、自らの活動に還元できるよう、組織間の情報共有や意見交換などのためのネットワークづくりに積極的に取り組みます。

4 所有者・管理者

飯能地域遺産の所有者、管理者は、飯能地域遺産を直接管理する立場として、本市の歴史文化を体現する飯能地域遺産の重要性を認識し、その適切な保存管理に継続的に取り組みます。

行政及び地域との連携のもと、飯能地域遺産の防災・防犯対策の徹底を図ります。

地域の魅力づくりや活性化などに資する飯能地域遺産の活用や情報発信について、保存継承、防災・防犯、及びそれに関係する様々な権利の保護などを前提として参加、協力を行います。

5 専門家

専門家（大学、研究機関、文化財保護審議委員会など）は、行政などとの連携のもと、本市の歴史文化にかかわる様々な観点から調査研究を行い、新たな飯能地域遺産の価値づけを行います。

また、行政が調査成果を所有者など及び地域社会へと発信し、飯能地域遺産の価値や魅力を損なわず適切な保存・活用に取組んでいくために、各種審議会などを通じて必要な助言・指導・協力などを行います。

また、文化財に関係する各種の団体と連携し、その知見を生かして、本市だけでは解決できない課題に対して保存・活用の取組について提言していきます。



第2節 地域計画の推進体制

第1節に整理した基本方針に基づき、飯能市文化財保護審議委員会に意見を聞きながら、行政（飯能市及び関係機関）、市民（地域住民）、各種団体（事業者やNPO法人及び民間団体など）、所有者・管理者、専門家などによる体制を構築し、地域計画に掲げる措置を推進します。

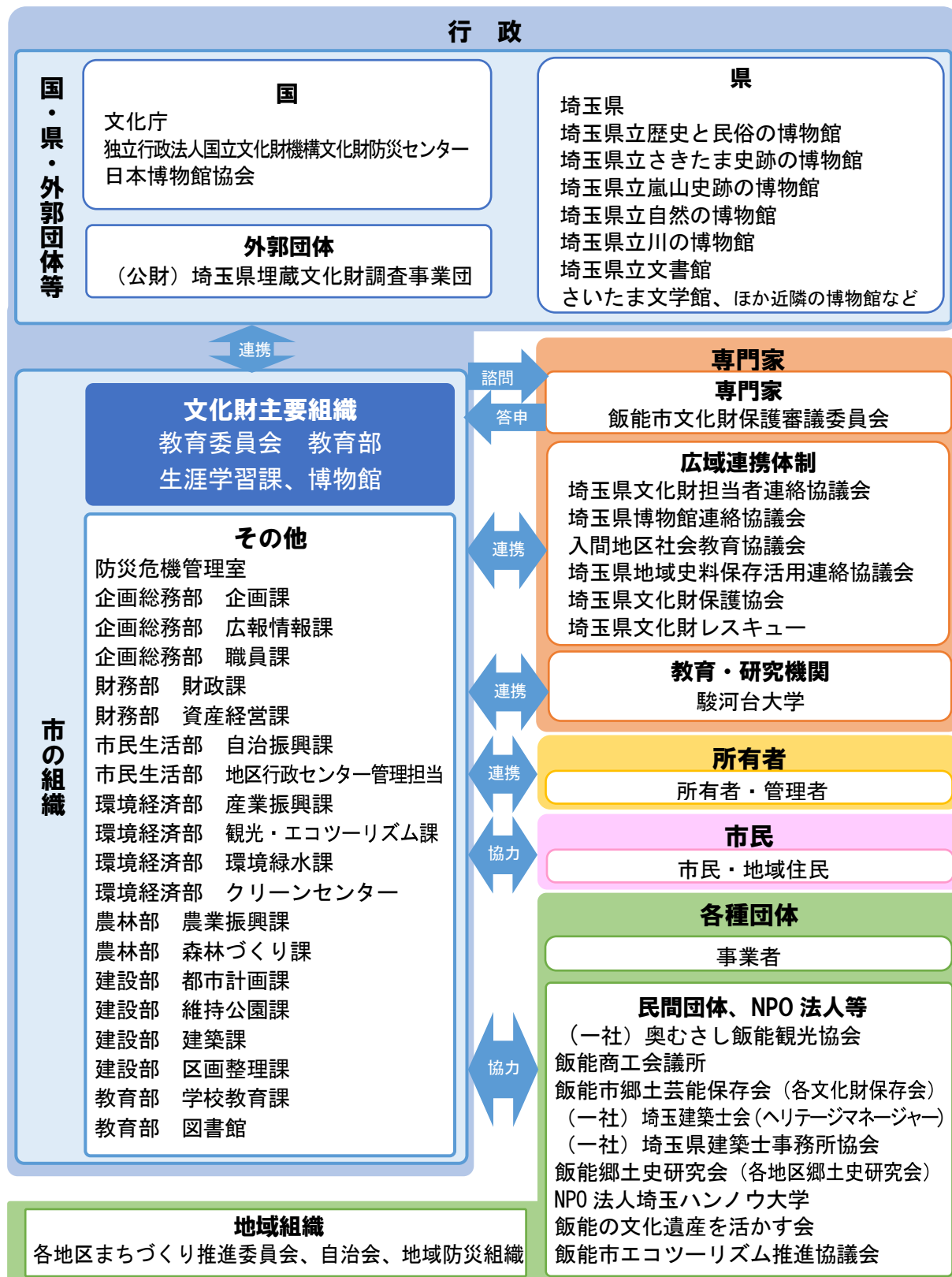


図7-1 計画の推進体制

表7-1 計画の推進体制

区分		組織名		主な事業	調査	保存	活用
行政	市の組織 (文化財主要組織)	教育部	生涯学習課 (文化財担当) 職員7名 (考古6名、歴史1名)	- 飯能地域遺産の保護及び活用に関すること - 飯能地域遺産の調査に関すること - 飯能地域遺産の普及に関すること - 指定文化財の保存・活用に関すること - 埋蔵文化財に関すること - 文化財保護審議委員会に関すること - 文化財保護団体に関すること	○	○	○
			博物館 職員5名 (歴史1名、民俗1名、考古1名、自然2名)	- 歴史及び民俗資料の収集、保存に関すること - 地域にかかわる歴史文化、自然の調査研究に関すること - 地域にかかわる歴史文化、自然の展示学習事業に関すること	○	○	○
行政	市の組織 (その他)	防災危機管理室		防災及び危機管理に係る企画及び総合調整、地域防災計画、防災訓練、消防団、自主防災組織に関すること		○	○
		企画総務部	企画課	地方創生、総合振興計画、地域振興・地域再生の総合的な推進、政策の企画・推進及び総合調整などに関すること			○
			広報情報課	市ホームページ、情報化施策の推進、地域情報化にかかわること			○
			職員課	職員の任免、職員の研修に関すること		○	○
		財務部	財政課	財政計画、予算編成、地方交付税等に関すること		○	○
			資産経営課	財産の取得、管理及び処分に関すること		○	○
		市民生活部	自治振興課	コミュニティ、市民との協働の推進、自治会、地区別まちづくり推進委員会、山間地域振興、ボランティアの支援に関すること			○
			地区行政センター管理担当	地域におけるまちづくり活動の支援に関すること			○
		環境経済部	産業振興課	経済の振興、商工業の支援及び振興、商工関係諸団体、ふるさと納税制度の推進に関すること			○
			観光・エコツーリズム課	- 観光政策の推進、観光客の誘致及び観光宣伝、観光施設、観光案内所に関すること - エコツーリズムの推進に関すること			○
			環境緑水課	環境政策の企画及び調整、環境基本計画の推進、自然保護、景観緑地、清流保全思想の啓発に関すること			○
			クリーンセンター	循環型社会の形成推進に係る施策の企画、調整及び推進に関すること			○
		農林部	農業振興課	農業振興計画、農業生産計画、農業者の生活改善に関すること			○
			森林づくり課	森林対策に係る総合的な企画、調整及び推進、森林文化都市、森林整備計画に関すること			○



区分		組織名		主な事業	調査	保存	活用
行政	市の組織 (その他)	建設部	都市計画課	・ 都市計画の企画、調査及び研究、都市計画の決定及び変更、市街地再開発、地区計画、飯能住まい制度、景観に関すること		○	○
			維持公園課	・ 市道の維持管理、公園・緑地の設計、施工及び管理に関すること			○
			建築課	・ 建築物、空き家に関すること		○	○
			区画整理課	・ 土地区画整理事業に関すること		○	○
		教育部	学校教育課	・ 幼稚園及び学校の設置及び廃止、幼稚園及び学校の経営・運営、教育課程、学習指導、国際理解教育、情報教育、環境教育、福祉・健康教育など、幼稚園及び学校の給食の指導に関すること			○
			生涯学習課（生涯学習担当）	・ 生涯学習の推進に係る企画及び調整、社会教育の振興、家庭教育の振興、芸術文化の奨励、社会教育団体の育成に関すること			○
			図書館	・ 郷土資料の収集・保存		○	○
	国・県・外 郭団体等	国	文化庁	・ 国内の歴史文化にかかわる全ての事項	○	○	○
			独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	・ 文化財の防災及び被災文化財に関すること		○	
			日本博物館協会	・ 全国の博物館を対象とした諸事業の実施に関すること	○	○	○
		県	埼玉県	・ 埼玉県文化財保存活用大綱に基づき文化財の保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立歴史と民俗の博物館	・ 県内の歴史資料と民俗資料に関する保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立さきたま史跡の博物館	・ 県内の考古資料（古墳時代）及び国史跡の保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立嵐山史跡の博物館	・ 県内の中世資料及び菅谷氏館跡史跡の保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立自然の博物館	・ 県内の自然、地質、鉱物などの保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立川の博物館	・ 荒川に係る歴史及び民俗、自然資料の保存活用に関すること	○	○	○
			埼玉県立文書館	・ 県史編さん時の歴史資料及び県行政文書などの保存活用に関すること	○	○	○
			さいたま文学館	・ 県内に係る文芸資料の保存活用に関すること	○	○	○
		外郭団体	（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団	・ 埼玉県が実施した県内の緊急調査（発掘調査）資料の保存活用に関すること	○	○	○
市民	市民・地域住民			・ 地域に残る歴史文化の保存活用に関すること			○

区分	組織名	主な事業	調査	保存	活用
各種団体	事業者	・ 事業活動の一環として市内の歴史文化に関する事業に協力			○
	民間団体、NPO法人等	(一社) 奥むさし飯能観光協会			○
		飯能商工会議所			○
		飯能市郷土芸能保存会（各文化財保存会）		○	○
		(一社) 埼玉建築士会（ヘリテージマネージャー）※	○	○	○
		(一社) 埼玉県建築士事務所協会	○	○	○
		飯能郷土史研究会（各地区郷土史研究会）	○	○	○
		NPO法人埼玉ハンノウ大学			○
		飯能の文化遺産を活かす会	○	○	○
		飯能市エコツーリズム推進協議会			○
	地域組織	各地区まちづくり推進委員会		○	○
		自治会		○	○
		地域防災組織		○	
所有者	所有者・管理者	寺院、神社		○	○
		自治会など		○	○
		個人、企業など		○	○
		飯能市、飯能市立博物館		○	○
専門家	専門家	文化財保護審議委員会	○	○	○
	広域連携体制	埼玉県文化財担当者連絡協議会	○	○	○
		埼玉県博物館連絡協議会		○	○



区分		組織名	主な事業	調査	保存	活用
専門家	広域連携体制	入間地区社会教育協議会	・ 入間地区13市町の文化財担当者が研修や協議を行う場	○	○	○
		埼玉県地域史料保存活用連絡協議会	・ 歴史的公文書や古文書などの記録資料の保存・公開体制の推進や普及を行う場	○	○	○
		埼玉県文化財保護協会	・ 県内の文化財保護審議委員会委員及び文化財担当者が研修や協議を行う場		○	
		埼玉県文化財レスキュー	・ 文化財保護協会が設立した、地方行政の枠を超えた文化財のレスキュー活動を行う組織		○	
	教育・研究機関	駿河台大学	・ 市内にキャンパスを有し、飯能地域遺産を素材とした活動を実践	○	○	○

※「ヘリテージマネージャー」…地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材（地域歴史文化遺産保全活用推進員）を指します。建築の分野では、歴史的建造物の保全活用に係る専門家であるヘリテージマネージャーを各県の建築士会が育成し、多様な人たちと連携しながら地域文化活性化の一翼を担う人材として活躍しています。

◆ 飯能市エコツーリズム推進協議会

平成16年（2004）に環境省より、エコツーリズム推進モデル地区の指定を受け、「すべての地域と人の参加」を基本方針に掲げ、身近な自然や地域の人々の生活文化などを資源として、エコツーリズムの推進に取り組んでいます。

エコツーリズム推進法に基づき「飯能市エコツーリズム推進協議会」を設置し、地域住民、事業者、NPO法人等と役割分担のもと、エコツーリズムを適切かつ効率的に推進するため、その基本的枠組みを定めた「飯能市エコツーリズム推進全体構想」を作成しました。

現在、本市のエコツアーは、地域の自然や文化を、地域の人々が地域の言葉でご案内することを基本とし、エコツアーを行っています。

◆ 地区別まちづくり推進委員会

第3次飯能市総合振興計画に位置づけられた地域コミュニティの形成を目指すために、地区別まちづくり推進委員会を発足しました。この地区別まちづくり推進委員会では、地区の住民が地域特性に応じた主体的に取り組むまちづくり活動を推進するため、地区の将来像や実際に実施するまちづくり事業について検討し、飯能市地区別まちづくり計画により事業活動を実施しています。

飯能地区、精明地区、加治・美杉台地区、南高麗地区、

吾野地区、東吾野地区、原市場地区、名栗地区

計8地区

◆ 文化財保護審議委員会

文化財保護法及び飯能市文化財保護条例に基づき、文化財保護審議委員会を設置し、生涯学習課が事務局の役割を担っています。

文化財保護審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議します。

令和5年度（2023）現在の委員は10人で、教育委員会が任命しています。任期は2年間です。委員は、文化財の各分野に関する専門性を有する人材を登用しています。（委員一覧は序章を参照）

飯能市文化財保護条例（昭和51年7月8日条例第34号）

（文化財保護審議委員会）

第13条 文化財の保存及び活用に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、かつ、これらに関し、必要と認める事項を建議するため、飯能市文化財保護審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第14条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第16条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第17条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の調査）

第18条 委員は、委員会の指示を受けた専門事項について調査し、その結果を委員会に報告する。

（委員会の庶務）

第19条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。



第3節 緊急時の推進体制

飯能地域遺産に係る防災・防犯への取組は、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に沿って、実施していきます。また、埼玉県文化財保存活用大綱に沿った体制整備を検討していきます。

1 災害時の緊急体制

市における災害時の対応は市民の安全確保が最優先となるため、これまで飯能地域遺産の現状把握や復旧作業は後手に回る傾向にありました。

現在、台風や地震の際には災害後に埼玉県文化資源課を通じて、文化庁から文化財の被害状況の報告が照会されるものの、近年全国で増加傾向にある激甚災害が発生した場合には、これらの照会が困難になることが予想されます。

そのため、今後は、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（埼玉県担当：東京国立博物館）をはじめとする文化財の防災にかかわる組織や団体との連携を密に図り、有事の際には、埼玉県文化資源課をとおして救援を要請します。

特に、被災時においてはその初期対応が重要となることから、埼玉県文化財保護協会との連携を密にし、協会が実施する文化財レスキュー活動（令和6年度（2024）現在は暫定運用）による迅速な文化財の被害状況の確認・初期対応を推進していきます。なお、運用には文化財の所在情報の共有が不可欠であることから、飯能地域遺産の発見と周知をあわせて推進していくことが重要です。

2 火災時の緊急体制

現在、市内で火災が発生した場合、埼玉西部消防局が火災通報を受けると、その情報は飯能市防災危機管理室に伝えられます。火災の対象が指定等文化財である場合には防災危機管理室、或いは所有者などから生涯学習課へ情報が共有され、生涯学習課から埼玉県教育局文化資源課、文化庁へと情報が伝達されます。しかし、指定等文化財以外の飯能地域遺産は必ずしも対象とはならず、迅速な情報共有にも課題があります。そのため、今後は迅速な対応を可能とするために、重要な飯能地域遺産の所在地・所有者などの情報を関係機関と共有するとともに、連絡体制の明確化を推進します。

一方、消火体制については、埼玉西部消防局が消火作業の主体を成し、各地区の消防団が消防局の後方支援活動を担っています。また、社寺に保存されている飯能地域遺産の場合、氏子や檀家、周辺地区住民が初期消火や飯能地域遺産の搬出などを分担する場合もあることから、飯能地域遺産の保存と関係者の安全に配慮した体制の整備や火災発生時の対応のマニュアル化なども検討していきます。

3 盗難時の緊急体制

現在、飯能地域遺産を対象とした盗難、毀損^{きそん}情報は、埼玉県警察本部に通報が集約され、対象が指定等文化財の場合には埼玉県警察本部から生涯学習課へ伝えられ飯能地域遺産の詳しい情報を埼玉県警察本部へ提供しています。あわせて、生涯学習課より埼玉県文化資源課、文化庁へ報告が行われ、その後埼玉県を通じて全国の自治体へ盗難などの被害にあった飯能地域遺産の照会が行われます。

盗難された飯能地域遺産等は売却されて所在を確認することが困難になる場合もあることから、初動強化のために、飯能地域遺産等の情報を事前に埼玉県警察本部や飯能警察署と情報共有することや、所有者・管理者などから生涯学習課への連絡体制を構築するなど、体制の整備に向けた検討が必要です。

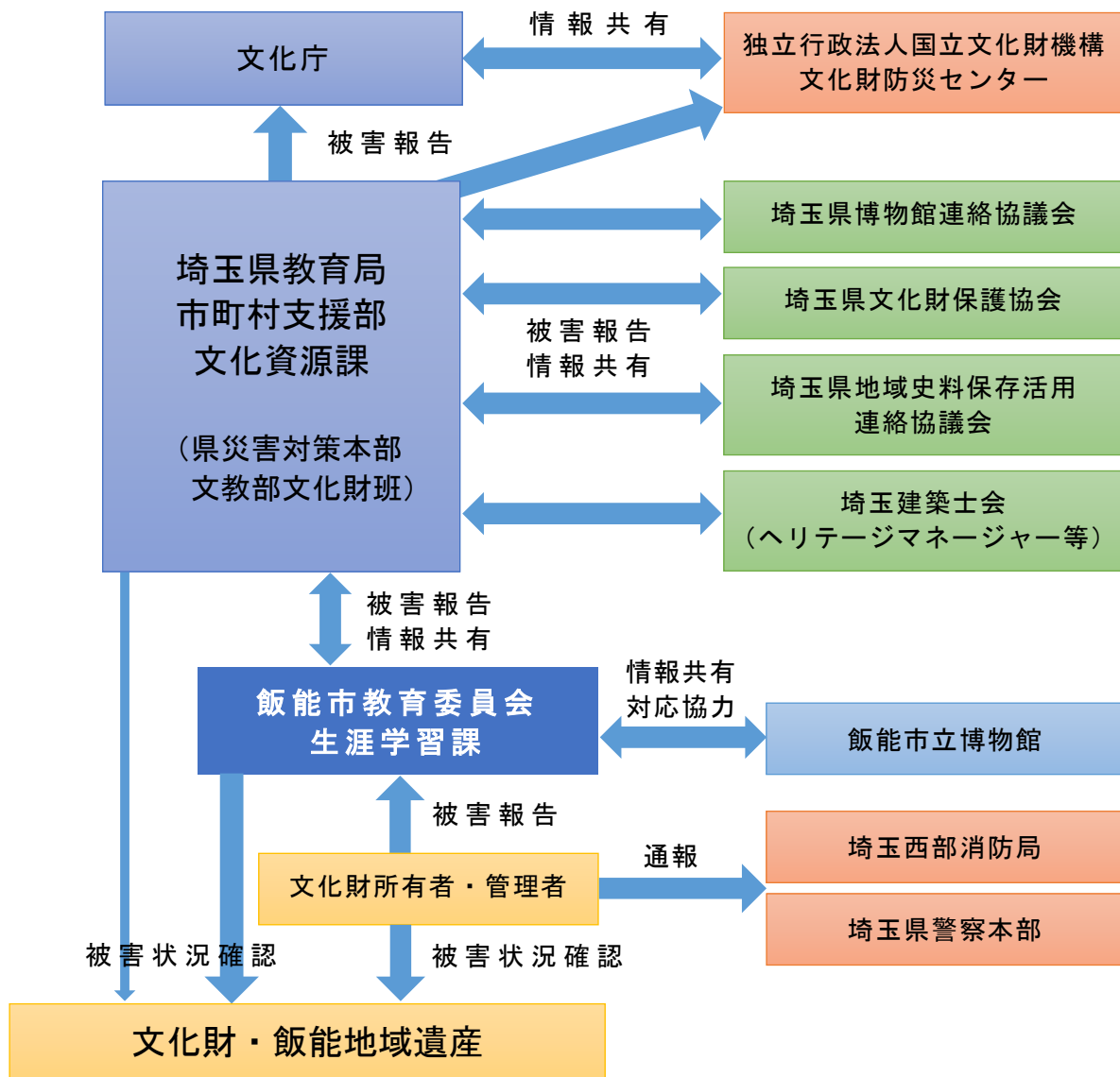


図7-2 緊急時の連絡体制図

飯能市文化財保存活用地域計画

令和 6 年（2024） 7 月 19 日認定

令和 6 年（2024） 10 月 25 日印刷

発 行 埼玉県飯能市・飯能市教育委員会

編 集 飯能市教育委員会教育部生涯学習課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

TEL 042-973-2111（代表）

